

介護保険利用状況の推移と法改正——福岡県の場合

石塚 優

目次

はじめに

1. 福岡県の高齢者人口と要支援・要介護認定者数の推移

2. 福岡県のサービス区分、介護度及び利用率の推移

3. 福岡県の保険者の状況

まとめにかえて——介護保険改正と保険者による影響の違い

要旨

介護度が軽度の人を更に細分化し、必要なサービスを必要な人に届けることで、介護度の軽減と財政面の抑制を目指す方向で介護保険法の改正が進行している。その背景となる高齢者人口の推移が及ぼした要支援・要介護認定者の出現率の推移と構造を分析し、介護保険法改正後に保険者が重点的に対象にすべきは前期高齢者であることや、目指すべき介護予防や予防給付に対応するサービスの整備は居宅生活の改善と家族の意識、近隣住民の意識に対する働きかけに重点を置くべきであることについて検討した。保険者の根拠強い情報の提供、地域の高齢者の見守り等を加えて、サービスを受けるという受動的ではなく、如何に能動的に高齢者が自ら活動する構造を生活の中に組み込むかが課題であり、地域の人的資源を如何に活用するかが課題である。

キーワード

介護保険法改正、高齢者人口増加、前期高齢者、地域住民、保険者

キーワード英文

revision of long-term care insurance system、population ageing、young old、regional resident、insurer

はじめに

介護保険制度が開始された当初の予定通り、5年間の施行を経て見直しが実施され「介護保険法の一部を改正する法律」が6月に成立した。今回の見直しの重点は「予防給付」に置かれている。以下の資料から介護度が軽度（特に要支援・要介護1）の人が数多く存在すること、及び軽度の人介護度が軽減していないこと等が明らかであるが、それが根拠とされている。このことは人口比に対する軽度の人割合の推移から推測できる。そこで「予防給付」を重点に見直しを行い軽度の人介護度の改善を図り、増加する一方の介護保険給付費を抑制することがこの度の改正の主眼となっている。

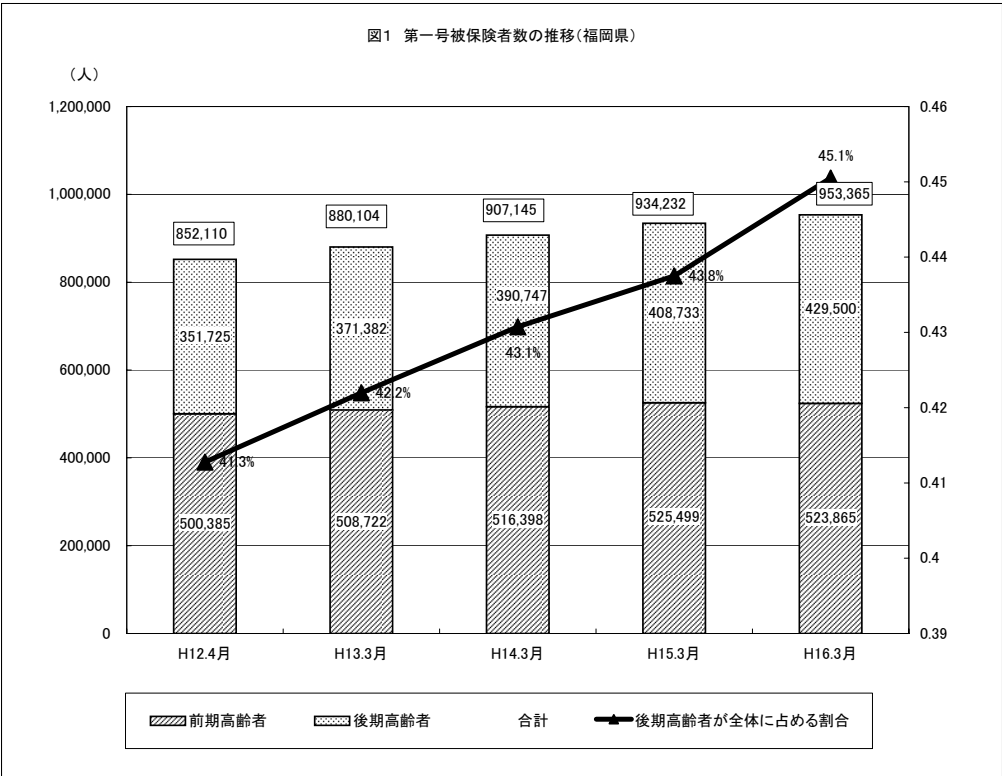
しかし、一方で保険者が適切な対応を図ってきたのか疑問が残る部分もある。本来、介護保険サービスは平等であるはずが、その給付費を反映する第一号被保険者の保険料が保険者により異なるのである。地域の事情を反映したとしても、財政安定化基金からの借入れ額に大差が生じている。このような状況から、以下では福岡県の介護保険に関わる第一号被保険者、及び要介護認定者の推移により、介護度が軽度（要支援・要介護1）の人の現状を確認するとともに、保険給付額の推移と保険料の関

連等から介護保険法の改正に関連する保険者の保険運営の推移と現状を検討する。

1. 福岡県の高齢者人口と要支援・要介護認定者数の推移

(1) 高齢者数の推移

図1は2000（平成12）年4月から2004（平成16）年3月までの福岡県の高齢者数の推移を示している。4年間の第一号被保険者全体の増加は101,255人であり、前期高齢者の増加数23,480人に比べて後期高齢者の増加数は77,775人と大きく、増加数の76.8%を占める。また、後期高齢者は第一号被保険者の41.3%から45.1%を占めるまでに増加している。



(福岡県介護保険年報より作成)

増加数(12～14年度間)		
全体	101,255	100.0
前期高齢者	23,480	23.2
後期高齢者	77,775	76.8

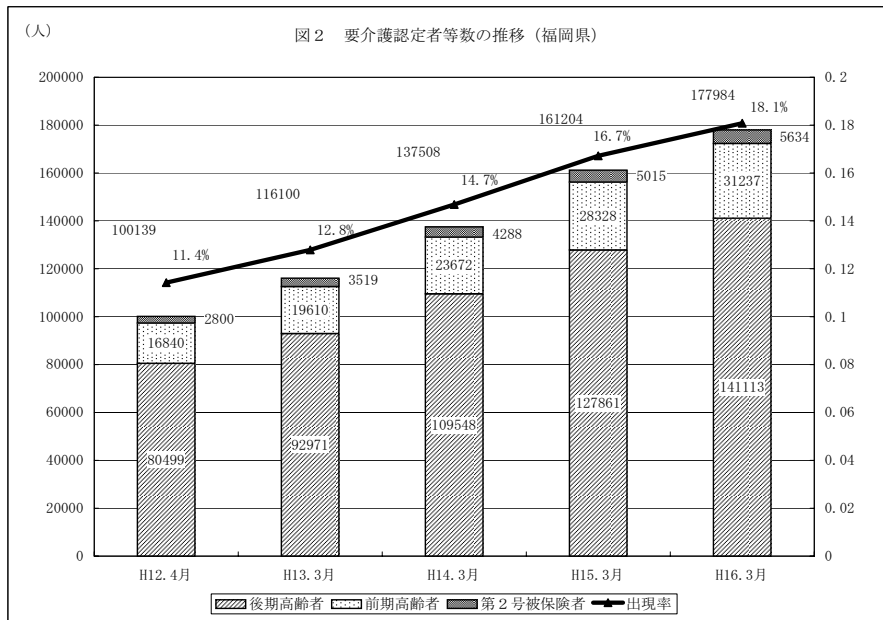
第一号被保険者の介護保険に関わる全体人口や介護認定者数、その出現率等の推移をまとめて表1に示している。これらの中で高齢者数全体と後期高齢者数の増加が要支援・要介護認定者（以下：認定者）の出現率にもたらす影響はどのように表れているのか。この点を確認めたのが図2である。これから実数では後期高齢者の増加が著しいことが分かる。しかし、出現率の上昇になると別である。つまり、後期高齢者のみで見れば認定者の割合は2000年の開始から大きく変わっていないのである。むしろ、徐々に前期高齢者の占める割合が高まってきている。図1や図2から、明らかに後期高齢者の増加が前期高齢者のそれを上回っていることが分かるが、それがそのまま認定者の出現率に反映していないのである。実数としての高齢者数や後期高齢者数の増加は要支援・要介護者の増加に反映しているが、後期高齢者の増加が認定者の出現率に反映しているとはいえないのである。

表1 高齢者数・認定者数・軽度認定者数・出現率の推移

	年齢区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	対平成12年度の増加率
高齢者数	前期高齢者	508,722	516,398	525,499	523,865	103.0
	後期高齢者	371,382	390,747	408,733	429,500	115.6
認定者数	前期高齢者	19,610	23,672	28,328	31,237	159.3
	後期高齢者	92,971	109,548	127,861	141,113	151.8
出現率	前期高齢者	3.9	4.6	5.4	6.0	
	後期高齢者	25.0	28.0	31.3	32.9	
軽度認定者数	前期高齢者	9,684	12,719	16,476	19,145	197.7
	後期高齢者	43,677	54,894	67,144	76,097	174.2
軽度認定者構成比	前期高齢者	49.4	53.7	58.2	61.3	
	後期高齢者	47.0	50.1	52.5	53.9	
重度認定者数	前期高齢者	4,029	4,332	4,580	4,841	120.2
	後期高齢者	21,956	24,154	26,209	29,161	132.8
重度認定者構成比	前期高齢者	20.5	18.3	16.2	15.5	
	後期高齢者	23.6	22.0	20.5	20.7	
出現率	12年4月11.4	12.8	14.7	16.7	18.1	

第二号被保険者を除く

(福岡県介護保険年報より作成)



要介護認定	平成12年4月	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
合計	97,339	112,581	133,220	156,189	172,350
前期高齢者	17.3	17.4	17.8	18.1	18.1
後期高齢者	82.7	82.6	82.2	81.9	81.9

(福岡県介護保険年報より作成)

では何故に出現率は上昇しているか。一つは情報の浸透によることが考えられる。さらに、介護認定審査への申請は本人や家族に制限されておらず、指定サービス事業者や介護支援専門員、居宅介護支援事業者が顧客を開拓する目的もあり、申請することにより、結果的に出現率が増加したことも考えられる。

（2）認定者出現率増加の推移と構造

後期高齢者の認定者の増加が大きいことは既述したが、前期高齢者を含めた介護度別の傾向が図2では分からないために、軽度の認定者（要支援・要介護度1＝以下：軽度認定者）を中心にその点を検討した。

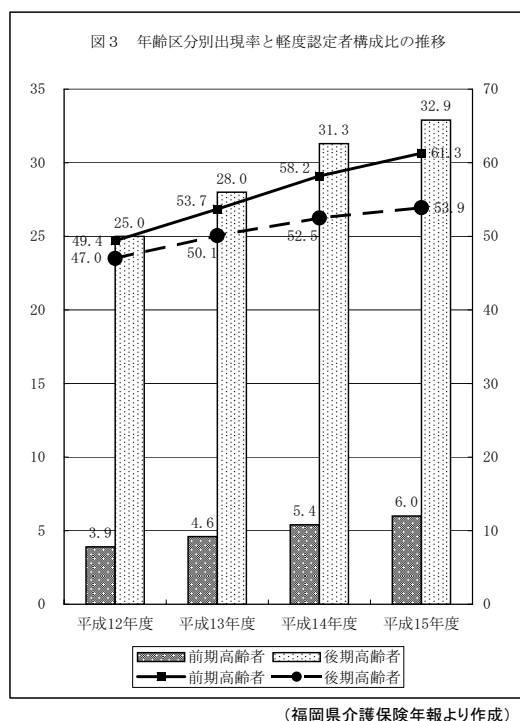
①軽度認定者の推移

ここで軽度認定者を中心にその推移を検討するのは、介護保険法改正の重点が「予防給付」に置かれていることによる。上述した通り、「予防給付」に重点を置くことは、サービス利用が介護度の軽減に資するような保険給付を行い、結果として給付費を抑制することを大きな目的としている。その根拠が軽度認定者が増加する一方で介護度が改善されておらず、これへのサービスの見直しと「予防給付」の実施となっているからである。

図3の棒グラフは前期高齢者、後期高齢者各々に占める認定者の出現率を示している。これを見ると、出現率は後期高齢者の場合、25.0%から32.9%へと上昇している。前期高齢者の場合は3.9%から6.0%への上昇である。前者は7.9ポイント、後者は2.1ポイントの上昇である。後期高齢者は人口が増加した上に出現率が上昇しているのであるから、保険給付費の抑制のためには、こちらに重点的に対応すべきと考えられるが、効果という側面から考えると、必ずしも妥当とはいえないのかもしれない。

図3の折れ線グラフで示しているのは前期高齢者と後期高齢者の認定者全体に占める軽度認定者の比率である。これによると、軽度認定者は前期高齢者の場合、49.4%から61.3%へと11.9ポイント上昇している。後期高齢者では47.0%から53.9%へと6.9ポイントの上昇である。このことから軽度認定者の増加率は前期高齢者の方が高いことが分かる。ただし、絶対数は後期高齢者の方が顕著に多いことは表1に示した通りである。

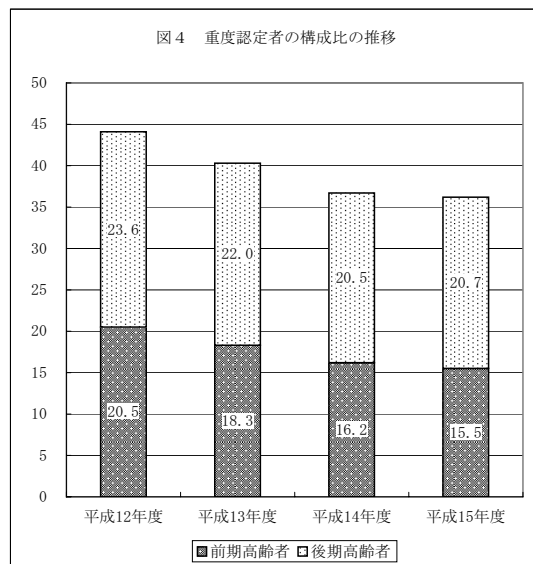
また、表1から軽度認定者の増加率は前期高齢者、後期高齢者共に197.7%、174.2%と顕著に高いのである。



②重度認定者と軽度認定者の増加率の差異

一方、重度認定者（要介護度4～5＝以下：重度認定者）を見ると、図4の通り前期高齢者、後期高齢者共に出現率は低下している。ただし、これは相対的な数値で構成比が表されるための結果であ

り、実数は表1の通り両者共に増加している。つまり、重度認定者の増加数が他の認定者の増加数を下回ることによる見せかけの低下であるが、増加率は軽度認定者がはるかに高いのである。この傾向は指定サービス事業者による顧客の開拓の影響が少なからず存在することを示唆している。



(福岡県介護保険年報より作成)

2. 福岡県のサービス区分、介護度及び利用率の推移

ここまでの検討により、前期高齢者、後期高齢者共に軽度認定者の増加が著しいことが分かった。特に前期高齢者のこの傾向は強いが、人数が多いことや出現率が高いことにより即、保険給付費に強く影響しているとはいえない。なぜなら実際にサービスを利用していなければ、保険給付を受けていないことになるからである。そこで、以下では利用しているサービスや利用率について検討する。

(1) サービス区分と利用者数の推移と出現率

認定者の出現率の上昇、及び軽度認定者の増加に関しては既に述べたが、これらの上昇や増加がどのようなサービスに影響しているかをここで検討する。

図5はサービス区分(居宅、施設)に関する利用者数と認定者に対する出現率、及び第一号被保険者に対する出現率を示している。これにより、施設利用者は施設数に制限されることもあり、大きな増加は認められず、居宅サービス利用者の増加が著しいことが分かる。居宅サービス利用者は介護保険開始当初の2倍以上に増加しているが、施設利用者にあまり変化がないことから第一号被保険者増加分や出現率上昇分の大半が居宅サービス利用者の増加となっているようである。

また、出現率では、第一号被保険者に対する出現率は上昇傾向を示しているが、要介護認定者のサービス利用率の変化は大きくなく、上昇傾向も認められない。このことは、第一号被保険者人口の増加にともなう認定者増加分の一定の割合が安定的にサービス利用者として増加していることを示しているといえるし、新たな認定者が利用しなくてもそれまで利用していなかった人が年齢とともに一定割合で利用者となっているとも推測できる。どちらにしろ、安定的に出現率は推移している。

なお、出現率は実際にサービスを利用した人の数値であり、認定者の出現率よりも低い水準である。このことは認定者の中でサービスを利用していない人の存在を示唆している。

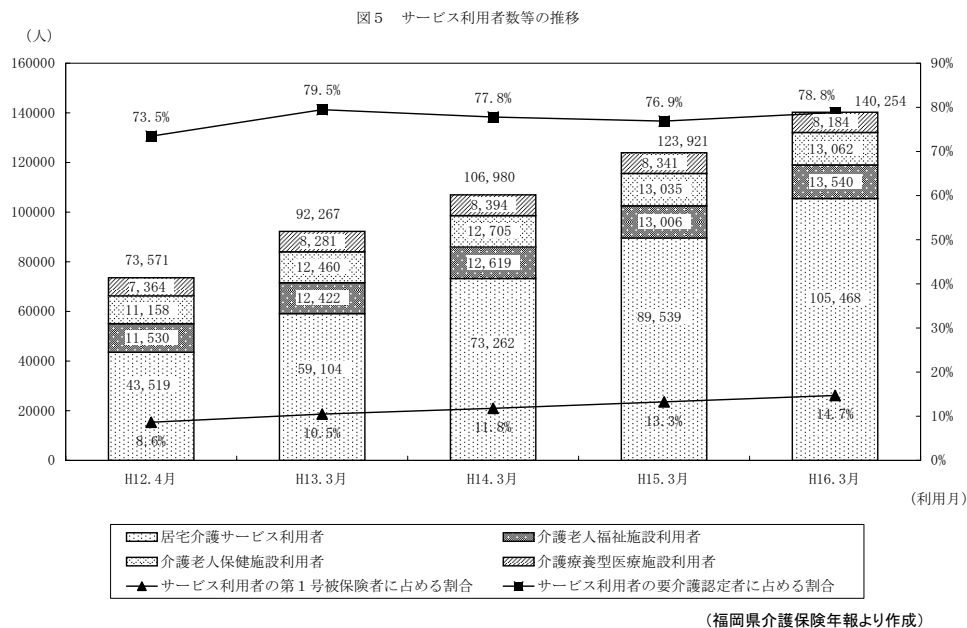


図6は介護度別の居宅サービス利用者数を表している。これによると、居宅サービス利用者の中で増加しているのは、要支援・要介護度1の人が著しく、介護度が重くなるに従い増加も緩やかになる傾向が認められる。重度の介護を要する人が施設利用者となるためかも知れないが、要介護度1の増加が顕著である。

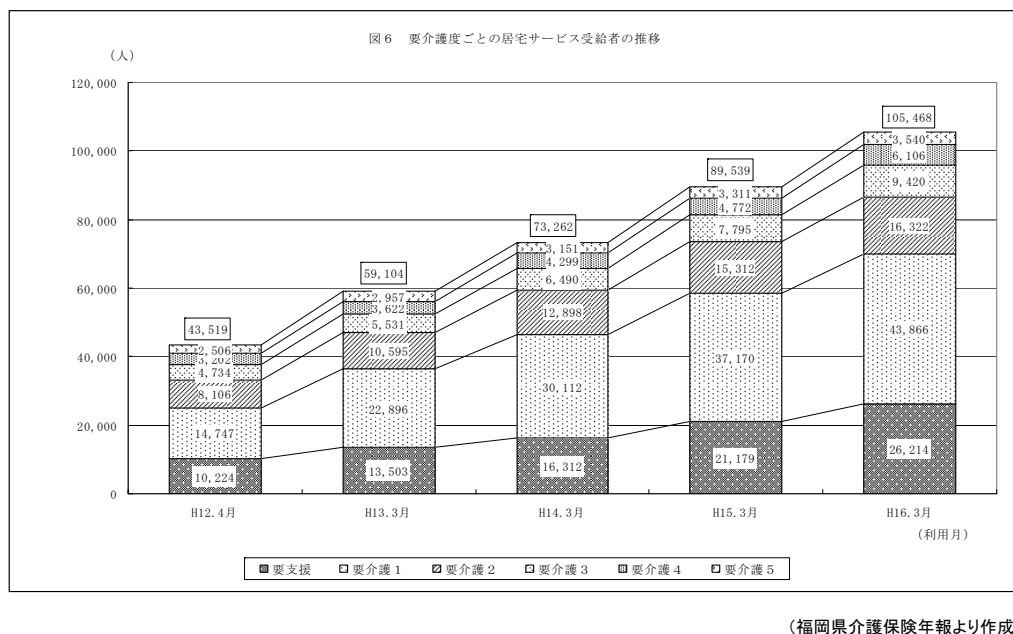


表2は居宅サービス利用者の介護度別の利用人数、及び給付額（表中では支給額＝以下、給付額）と利用率を示している。サービス利用者数の推移は既に図5、6で示したが、給付額の推移でも、要支援・要介護度1の上昇が大きいことが分かる。しかし、一人当たりの給付額では重度認定者の方が軽度認定者よりも大きいことが分かる。

また、表2に示した認定者の居宅サービス利用者の利用率は、「受給者一人当たりの平均保険給付額」

を、「訪問通所系区分支給限度額（以下：支給限度額）」を「その他の地域」の1単位10円と換算して除した結果を便宜的に示した。これによると利用者は上昇傾向を示しているが、ほぼ安定的に推移するとともに、要支援を除きサービス利用者が支給限度額の5割程度のサービス利用に止まっていることが分かる。この他に認定者の中にはサービスを利用していない人も存在する。このため、居宅サービスの利用は第一号被保険者に対する給付額の割合を抑える方向に働いているともいえる。ただし、表の通り、居宅サービス利用者給付額に要支援・要介護度1の利用者が占める割合は、人数の構成比が6割あるいはそれ以上に対して給付額は4割台で推移しているのに対して、重度認定者の場合は1割、あるいはそれ以下の人が給付額では2割程度を占めている。利用率では両者に大差はなく、支給限度額に大きな違いがあるためと推測される。結果的に人数が6割程度の軽度認定者が居宅サービス給付額の4割～5割弱程度を占めているのである。では施設利用者はどうか。

表2 居宅サービスの利用人数や利用率等

	区分	居宅サービス延べ利用者数(人)	支給額(円)	受給者一人当たりの平均保険給付額(円)	訪問通所系区分支給限度額(単位)	利用率	軽度、重度者の給付額の比率	軽度、重度者の人数の比率
平成12年度	要支援	135,822	5,222,576,999	38,452	6,150	62.5	42.5	59.6
	要介護1	210,627	14,895,103,179	70,718	16,580	42.7		
	要介護2	106,805	9,810,094,796	91,851	19,480	47.2		
	要介護3	59,264	7,332,380,989	123,724	26,750	46.3	21.2	11.9
	要介護4	39,388	5,440,415,678	138,124	30,600	45.1		
	要介護5	29,531	4,606,578,865	155,991	35,830	43.5		
	計	581,437	47,307,150,506	(平均) 81,362	-			
平成13年度	要支援	176,442	6,858,806,902	38,873	6,150	63.2	44.4	62.4
	要介護1	317,444	23,412,104,837	73,752	16,580	44.5		
	要介護2	141,997	14,160,836,537	99,726	19,480	51.2		
	要介護3	72,359	9,858,142,453	136,239	26,750	50.9	20.4	10.5
	要介護4	47,450	7,360,530,088	155,122	30,600	50.7		
	要介護5	35,987	6,584,149,449	182,959	35,830	51.1		
	計	791,679	68,234,570,266	(平均) 86,189	-			
平成14年度	要支援	225,932	8,798,112,319	38,941	6,150	63.3	45.9	64.3
	要介護1	406,863	30,932,568,514	76,027	16,580	45.9		
	要介護2	170,701	17,899,258,841	104,857	19,480	53.8		
	要介護3	86,182	12,433,904,207	144,275	26,750	53.9	19.1	9.5
	要介護4	54,742	9,165,334,653	167,428	30,600	54.7		
	要介護5	39,116	7,374,318,639	188,524	35,830	52.6		
	計	983,536	86,603,497,173	(平均) 88,053	-			
平成15年度	要支援	278,290	11,211,855,957	40,288	6,150	65.5	46.9	65.7
	要介護1	490,308	37,836,523,420	77,169	16,580	46.5		
	要介護2	192,022	20,822,952,061	108,440	19,480	55.7		
	要介護3	104,007	15,493,371,843	148,965	26,750	55.7	18.3	9.1
	要介護4	64,251	11,055,133,748	172,062	30,600	56.2		
	要介護5	41,714	8,078,626,600	193,667	35,830	54.1		
	計	1,170,592	104,498,463,629	(平均) 89,269	-			

(出典：介護保険事業状況報告年報)

※平成13年12月31日までは、訪問通所系と短期入所とで別々に支給限度額が設定されていたが、単位数では表示できないため、ここでは示していない。また、1単位は原則10円であるが、級地区分により10～10.72円の間で異なる。

※平成14年12月31日までは、訪問通所系と短期入所とで別々に支給限度額が設定されていたが、単位数では表示できないため、ここでは示していない。また、1単位は原則10円であるが、級地区分により10～10.72円の間で異なる。

※1単位は原則10円であるが、級地区分により、10円～10.72円の間で異なる。

※1単位は原則10円であるが、級地区分により、10円～10.72円の間で異なる。

*「利用率」は便宜上、単位数に10円を乗じて、受給者一人当たりの平均給付額を除いて算出した。

(福岡県介護保険年報より作成)

表3は施設利用者の人数と施設別及び介護度別構成比の推移を示している。これによると本来施設入所対象外である非該当と要支援者が減少しているが、他の要介護者では微増に止まっている。施設があれば必ず入所者は存在するので、これまで施設の定員増や新設が少なかったことを示している。

表3 施設の種類ごとの受給者内訳（延人数）

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
施設の 種類	介護老人福祉施設	133,124人	37.5	148,932人	37.4	154,628	37.8	158,818	38.6
	介護老人保健施設	132,232人	37.3	150,190人	37.7	153,684	37.6	155,657	37.8
	介護療養型医療施設	89,582人	25.2	98,873人	24.8	100,396	24.6	96,868	23.5
	合計	354,938人	100.0	397,995人	100.0	408,708	100.0	411,343	100.0
介護老人 福祉施設	非該当	421	0.3	240	0.2	130	0.1	77	0.0
	要支援	2,540	1.9	1,370	0.9	913	0.6	470	0.3
	要介護1	18,909	14.1	19,857	13.3	19,459	12.5	17,363	10.9
	要介護2	21,581	16.1	24,195	16.2	25,534	16.4	23,292	14.6
	要介護3	26,922	20.0	28,250	18.9	28,910	18.5	30,150	18.9
	要介護4	37,012	27.5	41,045	27.5	42,773	27.4	45,796	28.6
	要介護5	27,067	20.1	34,464	23.1	38,152	24.5	42,754	26.7
	合計	134,452	100.0	149,421	100.0	155,871	100.0	159,902	100.0
介護老人 保健施設	要介護1	28,225	21.1	30,582	20.1	29,648	19.0	27,273	17.4
	要介護2	30,842	23.0	34,669	22.8	35,229	22.6	33,185	21.1
	要介護3	32,059	23.9	34,444	22.7	34,817	22.4	37,184	23.7
	要介護4	29,237	21.8	34,990	23.0	36,735	23.6	38,470	24.5
	要介護5	13,623	10.2	17,325	11.4	19,298	12.4	21,020	13.4
	合計	133,986	100.0	152,010	100.0	155,727	100.0	157,132	100.0
介護療養型 医療施設	要介護1	5,909	6.5	5,397	5.4	4,937	4.9	3,797	3.9
	要介護2	8,450	9.2	8,854	8.9	8,009	7.9	5,979	6.1
	要介護3	14,618	16.0	14,464	14.5	14,038	13.9	13,275	13.5
	要介護4	30,169	33.0	31,456	31.5	31,910	31.5	30,339	30.8
	要介護5	32,226	35.3	39,738	39.8	42,303	41.8	44,987	45.7
	計	91,372	100.0	99,909	100.0	101,197	100.0	98,377	100.0

（福岡県介護保険年報より作成）

（2）居宅サービス利用者と施設利用者数、及び給付額の関係

居宅サービス利用者の軽度認定者の増加が著しく、施設利用者は安定的に推移しているが、この利用者数とサービス利用にかかる保険給付額の関係はどのようなになっているか。

表4は居宅サービス、施設サービス各々の給付額、延べ利用者数、利用者一人当たり給付月額、第一号被保険者一人当たり給付月額について各年度の推移を示している。

これより、介護保険開始当初の「延べ利用者数」は、居宅サービス利用者は62.1%、施設サービス利用者は37.9%であり、給付額では前者が29.1%、後者が70.3であった。つまり居宅サービスの6割以上を占めている人が3割程度の給付額であり、3割程度の施設サービス利用者が7割以上の給付を受けている状態である。その後、年度が進むに従い居宅サービス利用者が増加し、介護保険を利用する居宅サービス利用者の占める比率も高くなる。施設サービス利用者数はこの間、微増に止まり、給付額も増えてはいない。その結果、7割以上の居宅サービス利用者が給付額では44.3%を占めるまでに上昇し、3割に満たない施設サービス利用者が占める給付額の比率は54.9%になった。26.0%の人が約倍の比率を占める給付を受けているわけである。

この要因は居宅サービス利用者は上述の通り、支給限度額一杯までサービスを利用していないことや施設サービス利用者は居住費、一定額を超える分の食費等の保険給付を受けていることにもよる（この点が改正で見直され、既に施設利用者は低所得者等への配慮を除くと平成17(2005)年10月から保険給付の対象外となっている。その分施設利用者の利用料は高くなり、施設の介護報酬は減額されている）。

このように見直しが行われた結果はまだ明らかではないが、施設利用者の給付額が介護保険の給付費の5割以上を占めているのが実状である。

表4 介護給付費平均給付月額等

区 分	年度	居宅サービス	施設サービス	全体
給付額（円）	12年度	47,307,150,506 29.1%	114,409,841,706 70.3%	162,710,386,213
	13年度	68,234,570,266 34.3%	129,318,606,891 64.9%	199,197,464,421
	14年度	86,603,497,173 39.2%	132,653,013,300 60.0%	221,187,125,056
	15年度	104,498,463,629 44.3%	129,632,471,718 54.9%	236,006,861,592
延べ利用者数（人）	12年度	581,437 62.1%	354,938 37.9%	936,375
	13年度	791,679 66.5%	397,995 33.5%	1,189,674
	14年度	983,536 70.6%	408,708 29.4%	1,392,244
	15年度	1,170,592 74.0%	411,343 26.0%	1,581,935
利用者一人あたり給付月額（円）	12年度	81,362	322,338	173,766
	13年度	86,190	324,925	167,439
	14年度	88,053	324,567	158,871
	15年度	89,270	315,144	149,189
第1号被保険者一人あたり給付月額（円）	12年度	4,989	12,065	17,159
	13年度	6,395	12,120	18,669
	14年度	7,867	12,050	20,092
	15年度	9,259	11,486	20,912

(出典：介護保険事業状況報告)

※給付額、利用者数については、平成12年度は11ヵ月分、平成13年度以降は12ヵ月分の累計である。

※「介護給付費」は、介護保険から給付される費用のみを指し、介護保険サービスに係る総費用のうち、利用者負担及び他の公費（生活保護費等）によりまかなわれる金額を含まない（総費用の90%）。

※ここでの「居宅サービス」は、訪問通所系サービス、短期入所系サービス、居宅介護支援、特定施設入所者生活介護、痴呆対応型共同生活介護、住宅改修及び福祉用具購入を指している。高額介護（支援）サービス費及び審査支払手数料については、居宅・施設のいずれにも区分できないため、「全サービス」についてのみこれらを加えている。したがって、「全サービス」と居宅サービス費と施設サービス費の合計とは一致しない。

※「第1号被保険者一人あたりの給付月額」の算出には、事業状況報告による各年の3月末（12年は4月末）から翌年2月末までの第1号被保険者数の累計を使用している。

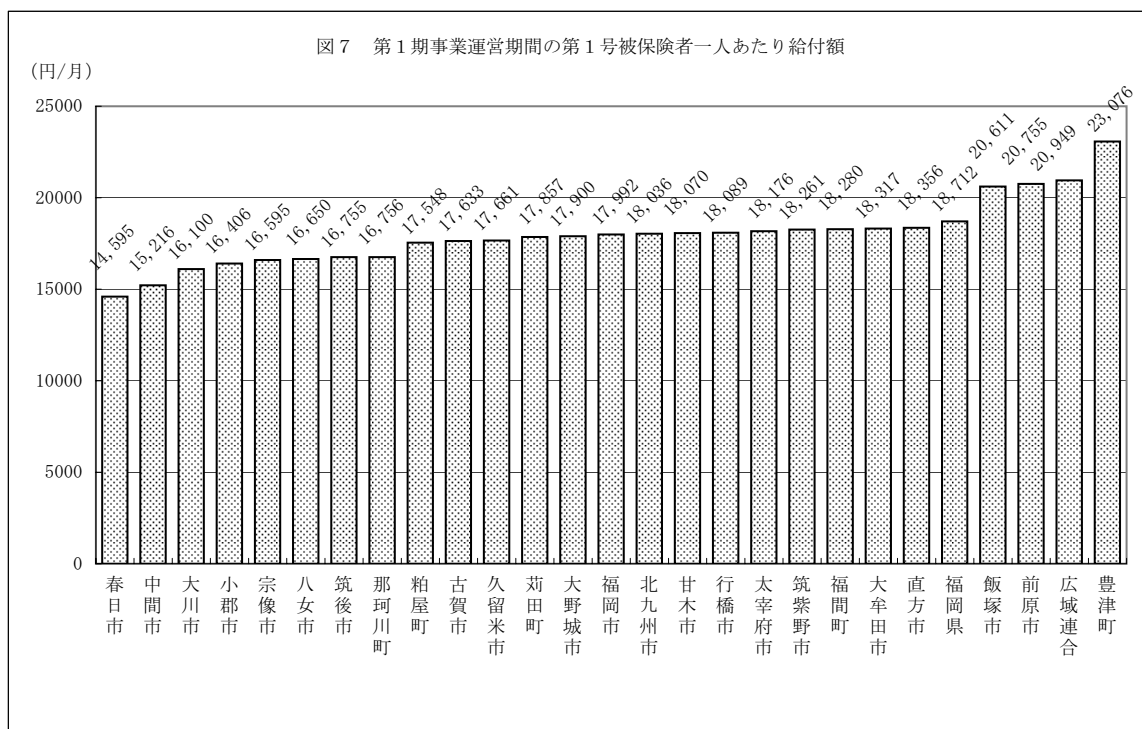
(福岡県介護保険年報より作成)

3. 福岡県の保険者の状況

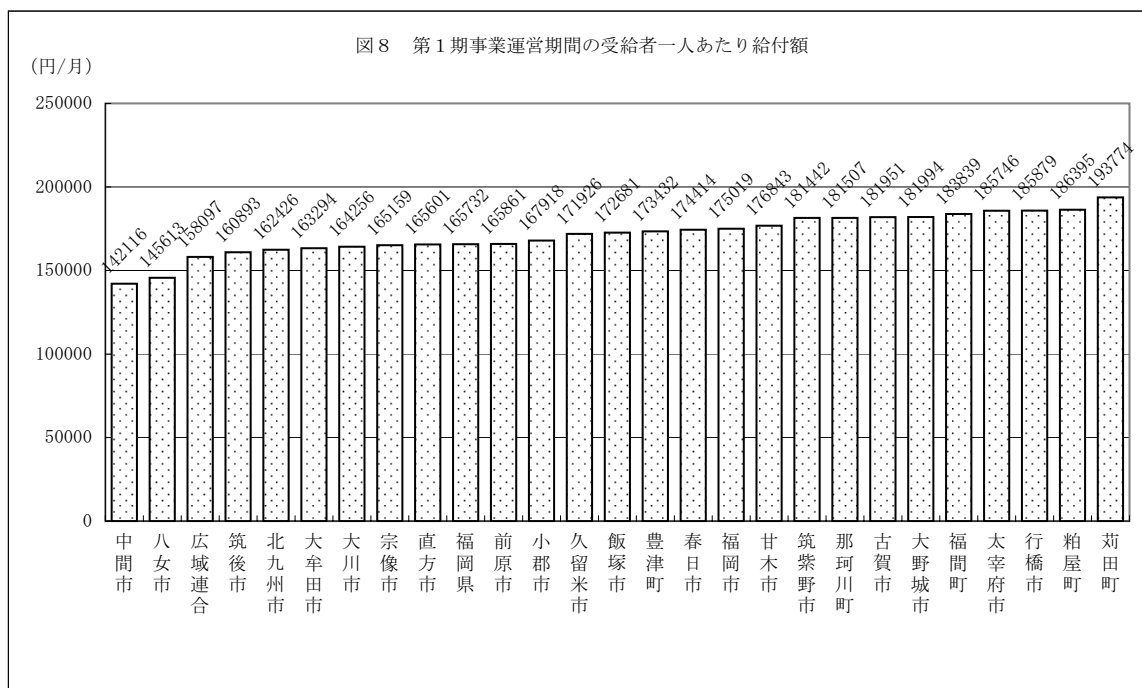
(1) 各保険者の第一号被保険者一人当たりの給付額及び認定者一人当たりの給付額

福岡県の各保険者について、第一期3年間分の「第一号被保険者一人当たりの給付額」「認定者一人当たりの給付額」を見てみると図7、8の通りである。図は右側から給付額の多い順に並べてあるが「第一号被保険者一人当たりの給付額」の最も高いのは豊津町であり、最も低いのは春日市である。春日市は福岡県内で最も高齢化率の低いのが特徴である。

「認定者一人当たりの給付額」が最も高いのは図8の通り、苅田町であり、最も低いのは中間市である。これを見ると中間市、八女市が多少低いことと、苅田町が多少高いことを除いて他の保険者はほぼ同額である。このことと「第一号被保険者一人当たりの給付額」が突出して多い豊津町の結果との関係はどのようになっているのであろうか。認定者一人当たりではほぼ同額であるが、第一号被保険者一人当たりでは多いということは、認定者数が多いか、施設利用者が多いことを示唆しているが、次にこの関連性を確認した。



※第1号被保険者一人あたり支給額は、平成12～14年度の介護給付費の合計(高額介護サービス費、審査支払手数料、第2号被保険者への給付を含む)を、平成12～14年度の第1号被保険者数の累計で割ったものである。
(福岡県介護保険年報より作成)

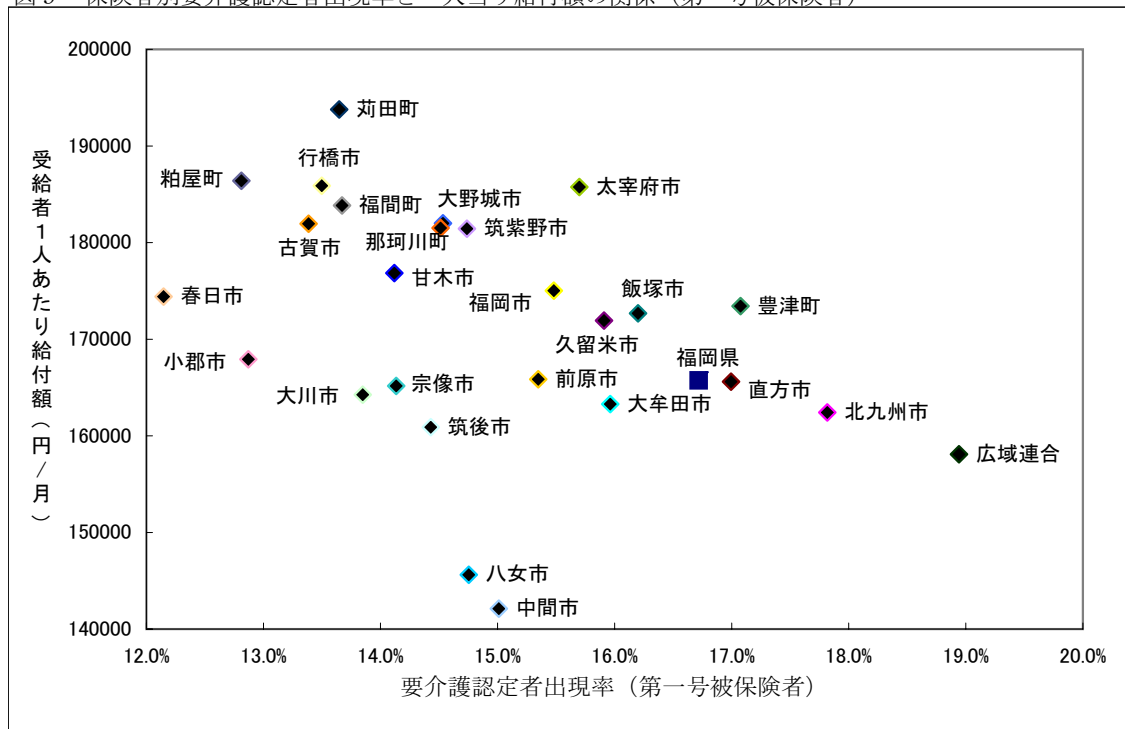


※受給者一人あたり支給額は、平成12～14年度の介護給付費の合計(高額介護サービス費、審査支払手数料、第2号被保険者への給付を含む)を、平成12～14年度のサービス受給者数の累計で割ったものである。
(福岡県介護保険年報より作成)

（２）各保険者の認定者出現率と一人当たりの給付額及び居宅サービスと施設サービス給付額の関連

認定者の出現率と一人当たりの給付額の関連を示したのが図9である。介護認定者の出現率と認定者一人当たりの給付額の間には右下がりの傾向が認められ、負の相関関係がありそうである。つまり、介護認定者の出現率が高くなれば、認定者一人当たりの給付額が低下する傾向である。例えば、粕屋町や荻田町は認定者出現率が低く、一人当たり給付額が高い。逆に広域連合は認定者出現率が高く、一人当たり給付額が低い。この中で中間市と八女市はこの傾向の中に含まれない位置に存在する。

図9 保険者別要介護認定者出現率と一人当たり給付額の関係（第一号被保険者）



※出現率は、平成15年3月末日現在の要介護認定者数(第1号のみ)を第1号被保険者数で割ったものである。

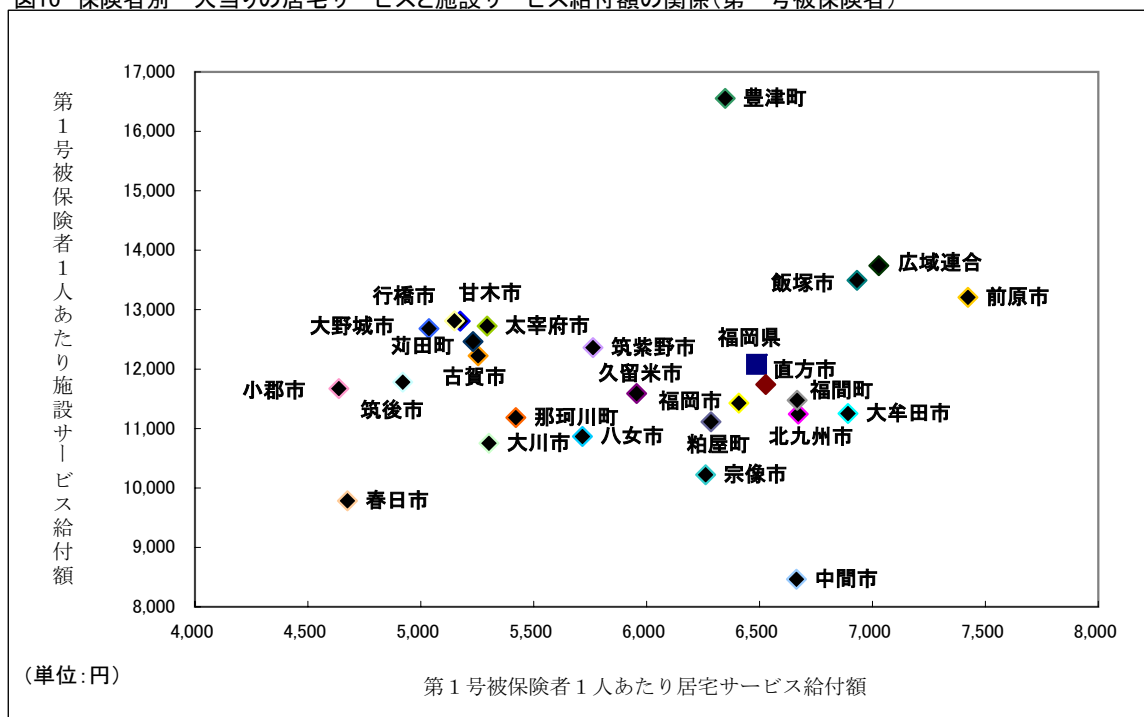
※受給者1人あたり支給額は、平成12～14年度の介護給付費の合計(高額介護サービス費、審査支払手数料、第2号被保険者への給付を含む)を、平成12～14年度のサービス受給者数の累計で割ったものである。

(福岡県介護保険年報より)

同様に保険者について「居宅サービス利用者」と「施設サービス利用者」の関連を確認したのが図10である。これによると、豊津町の「第一号被保険者一人当たり施設サービス給付額」が突出して高いことが分かる。豊津町は約2,000人の第一号被保険者数に対して各定員100人の介護老人福祉施設と介護老人保健施設があり、約1割に当たる施設入所能力があることによるのかも知れない(町住民の入所者数は100人程度である)。これまで見てきた通り、改正前の介護報酬は施設利用者が高額になり、第一号被保険者数が少ないと一人の入所が一人当たり給付額に大きく反映することになる。

春日市は「施設利用者」も「居宅サービス利用者」も少ないタイプであり、これが第一号被保険者一人当たり給付額が低い要因である。中間市は他の保険者に比べて「施設利用者」が顕著に少なく「居宅サービス利用者」が多くなっているために、認定者一人当たりの給付額が低くなっていることが分かる。中間市と豊津町は「居宅サービス利用者給付額」では同水準であるが、「施設サービス利用者給付額」で対極になっている。このことが、保険者の保険料にどのように反映しているかを見てみる。

図10 保険者別一人当たりの居宅サービスと施設サービス給付額の関係(第一号被保険者)



※第1号被保険者一人あたり居宅・施設サービス支給額は、平成12～14年度の介護給付費のうち、居宅・施設費の合計(高額介護サービス費、審査支払手数料を除き、第2号被保険者への給付を含む)を、平成12～14年第1号被保険者数の累計で割ったものである。

(福岡県介護保険年報より)

(3) 各保険者の保険料の推移、及びサービス利用者一人当たりの給付費と保険料の関連

表5は各保険者の第一期と第二期の保険料額を示している。第二期は本来第一期運用期間で保険料が不足である等の理由で借り入れた分(財政安定化基金からの借入れ分等)を返済する費用も上乗せして算定する予定が、返済開始が延長されたために、その分低くなっている。しかし、各保険者の保険料は概ね上昇し、第一期と同額なのは筑後市と行橋市のみである。また、第一期で2,000円台で低額であった八女市、筑紫野市、春日市、太宰府市、那珂川町、福岡県介護保険広域連合の内、太宰府市や福岡県介護保険広域連合は1,000円前後の上昇となっている。これは大部分の保険者が計画時に算定した以上に介護保険を利用した人が多かったことを示しているが、サービス利用者一人当たりの給付額と保険料の関連性はどのような状況であろうか。

保険料は第一号被保険者一人当たりの給付額が高いほど高くなるはずである。しかし、認定者数の多少や利用率が保険料に影響し、加えて後期高齢化率の補正係数による調整交付金があり、単純に保険料に反映されない。また、調整交付金により保険者間の保険料に差はなくなるはずである。しかし、これが単純ではなく、表8の保険料額の差は単純に特定の要因を反映した結果として見ることはできない。出現率、利用率、補正係数、入所率等を検討する必要がある。

表5 一人当たり給付額と保険料額

単位 (円/月)

区分	第1号被保険者一人あたりの介護給付費					サービス利用者一人あたりの介護給付費			参 考		第1期月 額保険料	第2期月 額保険料
	全体	居宅サービス		施設サービス		全体	居宅サ- ビス	施設サ- ビス	出現率 (H16.3.3 1現在)	高齢化率 (H16.4.1 現在)		
福岡県	20,912	9,259	44.3%	11,486	54.9%	149,189	89,270	315,144	18.7%	18.9%	(第3段階)	(第3段階)
北九州市	20,831	9,572	45.9%	11,105	53.3%	143,832	87,083	318,067	20.4%	21.2%	3,149	3,750
福岡市	20,022	9,034	45.1%	10,810	54.0%	155,682	95,461	318,164	17.6%	14.8%	3,290	3,586
大牟田市	20,312	9,494	46.7%	10,642	52.4%	143,424	87,998	315,458	17.3%	26.4%	3,040	3,890
久留米市	19,781	9,003	45.5%	10,650	53.8%	152,890	93,465	322,181	18.2%	17.6%	3,086	3,894
直方市	20,520	9,584	46.7%	10,836	52.8%	141,012	87,464	301,475	19.3%	23.2%	3,142	3,756
飯塚市	22,898	10,022	43.8%	12,657	55.3%	151,428	91,392	304,593	18.5%	21.1%	3,396	3,935
甘木市	19,903	7,505	37.7%	12,316	61.9%	159,535	90,043	297,431	16.3%	22.7%	3,180	3,330
八女市	19,417	9,133	47.0%	10,209	52.6%	136,200	84,622	294,765	16.5%	22.2%	2,990	3,530
筑後市	17,520	6,597	37.7%	10,862	62.0%	152,597	84,406	296,310	15.1%	20.1%	3,200	3,200
大川市	17,904	7,666	42.8%	10,159	56.7%	150,806	90,645	297,430	15.3%	22.8%	3,100	3,200
行橋市	19,180	7,238	37.7%	11,799	61.5%	165,104	91,610	317,464	14.6%	19.5%	3,305	3,305
中間市	17,204	8,719	50.7%	8,388	48.8%	131,631	84,343	307,025	16.9%	23.9%	3,050	3,450
小郡市	17,211	6,376	37.0%	10,726	62.3%	153,841	81,184	321,781	14.0%	18.2%	3,040	3,380
筑紫野市	19,602	7,734	39.5%	11,712	59.7%	170,369	97,189	330,046	16.1%	15.1%	2,880	3,760
春日市	15,971	6,740	42.2%	9,103	57.0%	155,226	89,969	325,393	14.7%	12.3%	2,828	3,260
大野城市	18,339	6,649	36.3%	11,495	62.7%	161,726	84,294	333,045	15.6%	13.0%	3,010	3,770
宗像市	18,579	8,183	44.0%	10,258	55.2%	153,138	90,901	327,705	15.3%	18.6%	3,000	3,260
太宰府市	20,322	8,305	40.9%	11,850	58.3%	164,020	93,728	335,758	17.7%	17.4%	2,770	3,750
前原市	21,399	9,379	43.8%	11,900	55.6%	157,338	95,224	317,222	16.2%	15.5%	3,068	3,700
古賀市	19,140	7,944	41.5%	11,014	57.5%	164,237	93,260	351,193	14.4%	14.5%	3,045	3,600
那珂川町	19,729	7,879	39.9%	11,669	59.1%	164,338	94,461	318,512	17.5%	12.5%	2,821	3,550
粕屋町	18,064	8,321	46.1%	9,597	53.1%	160,702	100,244	326,434	14.5%	13.0%	3,043	3,670
福岡町	19,221	8,102	42.2%	10,997	57.2%	171,236	101,456	339,526	13.9%	18.6%	3,050	3,450
荏田町	19,794	8,014	40.5%	11,633	58.8%	167,361	98,169	317,508	15.8%	17.6%	3,295	3,600
豊津町	22,882	9,168	40.1%	13,571	59.3%	152,768	87,316	303,062	18.7%	21.6%	3,300	3,800
広域連合	23,477	10,238	43.6%	13,039	55.5%	145,346	85,803	308,943	20.6%	22.6%	2,908	3,940
											3,076	3,589

※ 算出方法

第1号被保険者一人あたりの介護給付費・・・介護保険事業状況報告による平成15年度介護給付費/平成15年度第1号被保険者数累計(平成15年3月末日～平成16年2月末日)

サービス利用者一人あたりの介護給付費・・・介護保険事業状況報告による平成15年度介護給付費/平成15年度サービス利用者数累計(平成15年3月利用～平成16年2月利用)ただし、介護給付費のうち高額サービス費及び審査支払手数料は、「居宅サービス」「施設サービス」のいずれにも区分できないため「全サービス」にのみ加えている。

(福岡県介護保険年報より作成)

まとめにかえて——介護保険改正と保険者による影響の違い

介護保険法の改正内容の大まかな要点は次の通りである。

①要支援・要介護度1の介護度とサービス内容の見直し——予防重視システムへの転換

これは要支援・要介護度1の人が認定者全体の6割程度を占めているが、これ等の人へのサービス給付が状態の改善に結びつくようにサービス内容や認定内容を更新時に見直すことである。サービスは、受動的であったサービスを一緒に調理や部屋の整理、掃除等を行うことで活動し、使わなければ衰える能力を、より使う方向に変えることや、歩く、体操をする等のトレーニングを取り入れて日常生活動作機能を高めるためのサービスを重視して提供し、予防給付を重視することである。

②地域介護支援事業の新設

保険者が現状では要支援・要介護になりそうな人に対して、介護予防のためのサービス給付を行う。この際、包括的支援事業の中核として地域包括支援センターを新たに設置し、そこがマネジメントを行う。地域包括支援センターは要支援1・要支援2・要介護1の人のマネジメントも行う。

③新規の介護保険利用申請や更新申請の申請者を制限する——申請代行の見直し

誰もが申請できた介護保険利用申請を一定の範囲内で制限する。これにより、サービス事業者による認定者の囲い込みを制限する。

④認定調査の見直し——市町村が行う、更新時調査は政令で定めた事業者も可

- ⑤施設給付の見直し——居住費、食費の見直し
- ⑥保険料の設定方法の見直し——第二段階の細分化
- ⑦小規模多機能型施設の展開——市町村が設置認可を行い、市町村居住者のみ利用可能
- ⑧介護支援専門員資格の更新制の導入

などである。

これらの改正、見直しの中で重点とされる軽度認定者への介護度の見直しとサービス内容の見直しに関連して、これまで検討した通り、次の通り、課題が残る。

確かに、要支援・要介護度 1 程度の軽度認定者が急速に増加し、これへの積極的対応は費用面からも重要である。しかし、一方、この改正が各保険者に平等に保険給付費の抑制に働くかは疑問が残る。例えば各保険者の給付額の特徴を見ると、豊津町は居宅サービスが少ないため重点となる要支援・要介護度 1 の見直し改正の効果は薄いと考えられる。一方、中間市は居宅サービスが多くを占めていることから効果が大きくなる可能性がある。また、地域包括支援センターによりマネジメントを行うことで介護保険制度への行政の影響力が再び増加し、措置に近い形で統制される懸念が残る。

さらに、以下のような課題がある。

- ①高齢者の増加は前期高齢者よりも後期高齢者に著しく、要介護認定でも後期高齢者の出現率は前期高齢者をはるかに上回っている。
- ②前期高齢者の軽度認定者の増加が著しいが、実質的な数では後期高齢者が多く、予防給付の効果が期待できるか疑問が残る。
- ③上記の通り、保険者により、施設・居宅のサービス利用者率に違いがあり、一元的な予防給付では地域差が生じる。
- ④改正により第一号被保険者の基準額保険料が 1,000 円程度上昇することになる。

このような課題の中で予防給付を効果的に機能させるためには、前期高齢者を重点的に対象とし、個々の事情や状態に応じたマネジメントにおける工夫が要求される。しかし、実質的に人数が多いのは後期高齢者であり、これらの人の状態の改善には保険者の努力とともに、近隣の人々による日常的な活動の中に軽度認定者を取り込んで行く等の工夫と保険者の働きかけが必要と考えられる。その際に望まれるのは従来型の地域を組織化することや、ボランティア等の手法ではなく、既に存在する近隣の関係を自然に活用することである。その意味で、地域支援事業による軽度認定者のマネジメント及び予防事業を保険者が如何に個々の事情や状態に応じて実施できるかが大きな課題であろう。地域の人的資源を有効に活用するためには、広域連合のトップダウン方式は不適切かもしれない。平等が前提の介護保険であるが、現状は地域差が存在し、その意味で保険者の地域介護支援事業や小規模多機能型施設の展開において、個々の特性に応じた積極的工夫が要求される。

参考文献

厚生統計協会「国民の福祉の動向」（厚生指針臨時増刊）厚生統計協会 2005 年
平成 17 年版「厚生労働白書」ぎょうせい 2005 年
三浦文夫編「図説高齢者白書 2004 年版」全国社会福祉協議会 2004 年

九州・山口地域のイノベーションの現状と自立の方向性

吉村英俊、木村温人、谷村秀彦

- I. 九州の経済概況
- II. 九州におけるイノベーションの現状
- III. 九州・山口各県及び政令指定都市のイノベーション戦略
- IV. 九州・山口クラスター形成に向けた方向性

《論文主旨》

国際化と地方分権化が同時に進行する中、地域はいかにして自立していくべきか、九州・山口地域をひとつの地域として捉えて、イノベーションの視点から方向性について考察する。

まずは九州経済を産業と国際化の視点から概括し、次に産学連携の取り組み状況と推進環境、ベンチャーの創出状況を示す。さらに、各県及び政令指定都市のイノベーション推進に向けた方向性を示す。これらの結果をもとに、九州・山口地域の今後の方向性として、福岡市と北九州市をハブとし、県庁所在地を各県域の統括拠点とするハブ&スポーク型の地域構造を提案する。さらに国内の他地域及び環黄海経済圏におけるポジショニングの方向性を示す。

《キーワード》 イノベーション、国際化、地域戦略、産学連携、クラスター、ベンチャー、ハブ&スポーク

I. 九州⁽¹⁾の経済概況

1. 九州の位置づけ

九州は総人口 13,421 万人、総面積 42,175km²(ともに 2004.10)であり、全国の約 11%を占めている。また域内総生産(GDP)45.0 兆円(F.Y.2002、全国シェア 8.7%)、工業出荷額 18.6 兆円(2003、同 6.7%)、卸売販売額 27.2 兆円(2004、同 6.7%)商業販売額 13.5 兆円(2004、同 10.0%)、その他、電力消費量や新設住宅着工戸数などにおいても、概ね 10%前後の全国シェアを有しており、このため、九州はわが国の 1 割経済といわれている。

九州経済の潜在力は、まず産業面においては、鉄鋼や化学、造船、電気機械などによって培われた基盤技術をベースに、昨今は自動車や半導体、環境関連の産業の伸長や学術研究機関の集積により、モノづくりの力が重層的に厚みを増しつつある。また、成長著しい東アジアに近く、交易の急速な伸びはもとより、優秀な留学生の確保や環黄海経済圏⁽²⁾におけるイニシアチブの発揮など、わが国の他地域に比して優位な状況にある。さらに、九州にはわが国の食糧供給基地としての「食」「農」の集積があると同時に、遺跡や温泉などの豊富な歴史的建造物や自然環境が散在している。

2. 九州の産業

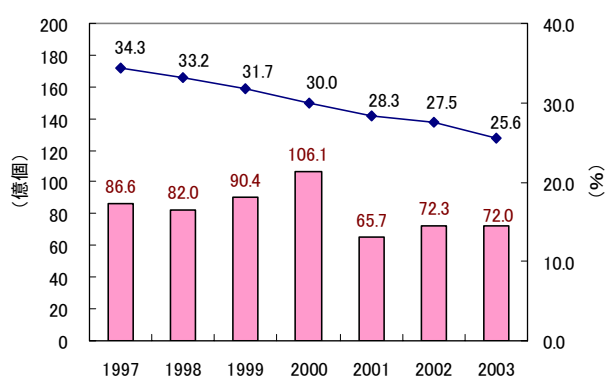
九州の産業構造は、第一次産業 2.6%(F.Y.2001、生産額ベース、全国平均 1.2%)、第二次産業 24.1%(同 25.8%)、第三次産業 73.3%(73.0%)であり、全国平均に比べてとくに第一次産業の割合が高い。

これまで九州地域の産業を牽引してきた鉄鋼、化学といった重厚長大型産業は、その出荷額を減らし、代

わりに半導体や自動車を中心とする電気機械や輸送機械が台頭してきている。また、環境関連やバイオ、ナノといった新しい次世代を担う産業も急進している。

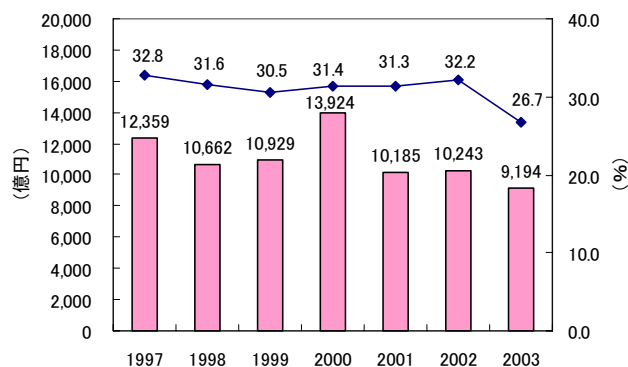
まず初めに、主要産業である半導体関連産業と自動車産業について概括したい。『半導体関連産業』は九州地域の良質かつ豊富な労働力と水を求めて、1967年に三菱電機 熊本製作所(現、ルネサステクノロジ)が立地したのを契機に、その後、九州日本電気(1968)、東芝 北九州工場(1970)などが次々と操業を開始し、現在は半導体メーカーの他、半導体製造装置メーカーが約190社、部品メーカーが約250社、九州全域にはほぼ万遍なく立地している。昨今減少の傾向にあるものの、未だ生産数量 72 億個(2003、全国シェア 25.6%)生産金額 9,194 億円(2003、同 26.7%)を占有し、まさにシリコンアイランドにふさわしい状況を形成している。

この半導体関連産業においては、これまでの製造機能だけでは、中国・韓国・台湾をはじめとするアジア諸国とのコスト競争に打ち勝つことはできないため、今後は産学官による共同研究などにより、設計・開発機能を充実させ、付加価値の高い製品づくりを目指す必要がある。このため、経済産業省は九州地域を「産業クラスター計画地域」(後述)に指定し、九州半導体イノベーション協議会(2002.5 設立、会員数 1,090 社・者)などと連携することで、人材育成や中小企業の技術力向上、起業家の育成、広域ネットワーク化などを推進している。



出典、図説九州経済 2006

図 1-1 半導体の生産数量と全国シェア



出典、図説九州経済 2006

図 1-2 半導体の生産金額と全国シェア

『自動車産業』は 1975 年 4 月に福岡県荏田町において日産自動車 九州工場が操業を開始し、その後、1992 年 12 月にはトヨタ自動車九州(福岡県宮田町)、2004 年 12 月にはダイハツ車体(大分県中津市)がそれぞれ操業を開始した。トヨタ自動車九州は 2005 年秋に生産能力を 23 万台から 43 万台に倍増させ、またダイハツ車体も 15 万台から 20 万台に増強する予定である。山口県防府市に立地するマツダ防府工場と合わせると、生産台数は 160 万台近くに達する。また、熊本県には本田技研工業の二輪車の生産工場があり、このことから北部九州を中心に多くの自動車関連企業が集積し、半導体関連産業同様、カーアイランドを形成しているといえる。なお、輸送機械の工業出荷額においても、その額は 3 兆 1,286 億円(2003)にのぼり、九州内シェアの 16.8%を占め、毎年増加傾向にある。

自動車産業においては、域内調達率⁽³⁾の向上や中小企業の自動車関連産業への進出、カーエレクトロニクス化の進展に伴う半導体関連産業との相互連携などの課題を抱えており、各県等において種々の取り組みが進められている。

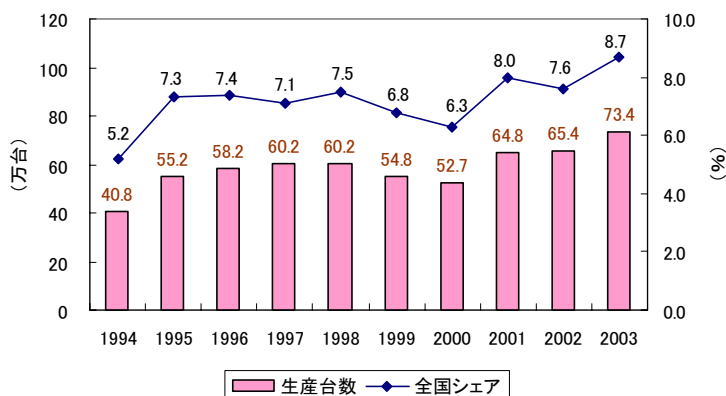
次に、今後成長が期待できる次世代産業について概括する。まず、『環境産業』については、将来の市場規模 3.9 兆円(2010 予想)、雇用創出 14 万人(同)と言われ、大きな成長が見込まれており、各自治体

は環境関連産業の育成による資源循環型社会の早期実現に向け、中古品の流通やリサイクル、廃棄物処理といった 3R(Reduce、Reuse、Recycle)を中心に、各種取り組みを進めている。

九州地域においては、北九州市、大牟田市、水俣市が国のエコタウン地域に指定され、各種リサイクル事業や環境学習など、先進的な取り組みが行われている。その中でも、とくに北九州エコタウンは全国有数のリサイクル産業の集積を誇るとともに、ゼロエミッションを実現している全国の模範的な地域であり、毎年10万人近い視察者が国内外から訪れている。また、経済産業省においても、さらなる発展を目指して、九州地域を「産業クラスター計画地域」に指定し、九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(K-RIP、1999.11設立、会員数461社・者)が中心になって、人材育成や事業化推進、自治体と連携した需要創出などを行っている。

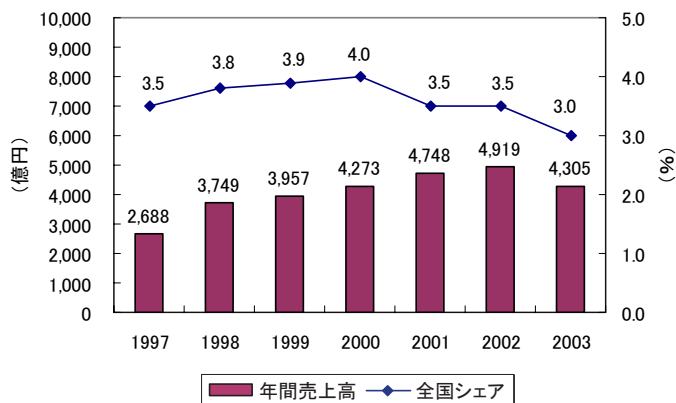
『バイオ産業』であるが、九州地域はわが国の食料供給基地として従来から農林水産業が盛んであり、新しい品種の開発や従来品の高機能化、生産性向上などを図ることが求められており、ある意味必然的にバイオテクノロジーを導入するようになった。これまで焼酎産業などを中心に醸造や発酵といったオールドバイオに取り組む企業は多くみられたが、遺伝子解析や製薬などのニューバイオを扱う企業は増加しているものの、現時点では多くない。そこで、各自治体では振興プラン(例、福岡県バイオバレー構想、熊本県バイオフォレスト構想など)を策定し、産学官による共同研究などを展開しているところである。

『ナノテク関連産業』については、ナノテクノロジーが材料、バイオ、半導体、環境など、広範な分野に応用できる基盤的な技術であり、これまでにない全く新しい材料や製品が創出されるなど、新たな産業を興す鍵になるものと考えられている。現在、九州地域においてはフラーレンやカーボンナノチューブといったナノ材料を開発し、事業化に成功する企業も現れ始めてきているが、その数は少ない。福岡県では、今後の成長性に配慮して、福岡ナノテク推進会議(2002.7)を設置し、世界最先端の研究開



出典、図説九州経済 2006

図 1-3 自動車の生産台量と全国シェア



出典、図説九州経済 2006

図 1-4 情報サービス業の年間売上高と全国シェア

発拠点を形成すべく産学官による共同研究などを推進している。

『ロボット関連産業』については、安川電機を中心に従来から産業用ロボットの生産が行われ、その出荷額は 1,110 億円(2000、全国シェア約 16%)に上っている。また、造船で培った技術や関連する学術研究機関の集積も厚く、ロボット関連産業を育むポテンシャルは充分にあるといえる。昨今は自立型ロボットを開発するベンチャー企業が生まれたり、福岡市が国のロボット特区に認定されるなど、医療・福祉や警備・防災、保守などに携わる次世代ロボットの開発が進められている。また、ロボットは、制御、センシング、精密加工、金型といった多様な技術を必要としており、中小企業等への波及効果が期待されている。

最後に、その他の産業について概括したい。まず、『情報サービス業』であるが、年間売上高は 2002 年まで増加傾向にあったが、2003 年に 10%以上の減少に転じている。全国シェアにおいては、関東(約 75%)・近畿(約 10%)に集中していることから、3%台で推移しており、集積度は高くない。なお、情報サービス業は都市型産業であることから、福岡県(70.9%)、とくに福岡市(56.5%)に圧倒的に集中している。

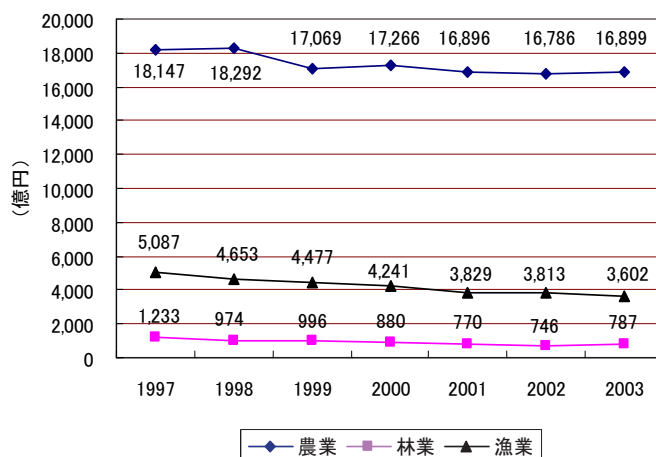
『農林水産業』については、前述したとおり、わが国の食料供給基地として、若干減少傾向にあるものの、農業産出額 1 兆 6,899 億円(2003、全国シェア 18.8%)、林業産出額 787 億円(同、17.5%)、漁業生産額 3,602 億円(同、同 24.3%)を誇る。その中でも、畜産については宮崎県、鹿児島県、水産については長崎県の産出額が高い。

また、この農林水産業の動向は、そのまま『食料品製造業』に連動する。その出荷額は 4 兆円(2003、全国シェア 12.0%)であり、ここ数年横ばいを続けており、今後、バイオテクノロジーや各種製造技術などとの農工連携が促進され、これまで以上に競争力を発揮することが期待されている。

『卸売業・小売業』は、年間 6 兆 4,443 億円(2002、全国シェア 9.1%)を売り上げるものの、全国の趨勢ともに減少傾向にある。卸売業については、福岡市へ一極集中(43.1%、2004)しているのが特徴的であり、一方、小売業については、福岡市の商圈が時間消費型の大規模集客施設の集積や交通インフラの発達等により、西日本一帯に及んでいることから、第 4 次天神流通戦争を引き起こしている。

『建設業』については、公共工事の削減に伴い、生産額(2 兆 8,413 億円、2002)及び全産業に占める割合(6.3%、2002)ともに減少している。生産額は 1996 年に比較して 26.8%も減少しており、今後とも公共工事の削減が継続すると予測され、また、民間の建築も伸長する可能性も低いいため、建設工事の減少は続くものと考えられる。

『地場産業』については、現在 55 の産地(沖縄県を含む、F.Y.2004)があり、約 25,000 人が従事し、約 4,500 億円(F.Y.2003)を生産する。1産地あたりの生産額は 90 億円、全国平均の約 1/2 であり、その規模は小さい。内需不振、受注単価の切り下げ、後継者不足といった問題を抱えている産地が多く、今後、製品の高付加価値化や後継者育成に取り組もうとしている。



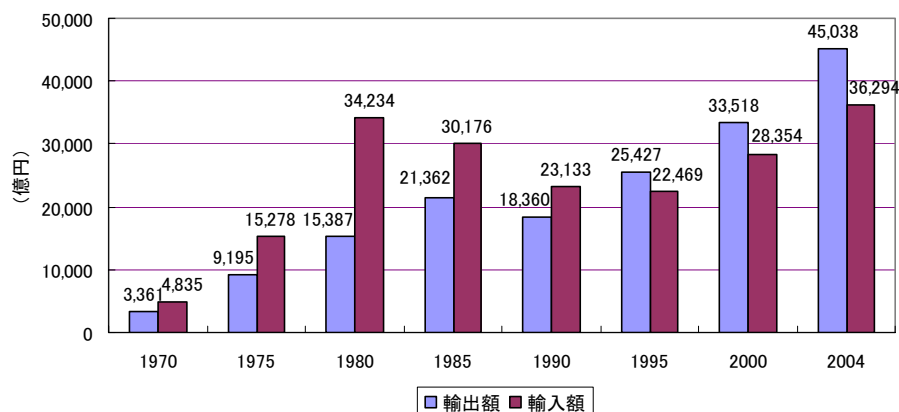
出典、図説九州経済 2006

図 1-5 農林水産業の産出額・生産額

3. 九州の国際化

九州はこれまでアジアと緊密な関係を構築してきており、これからその関係をより深化していくものと期待されている。

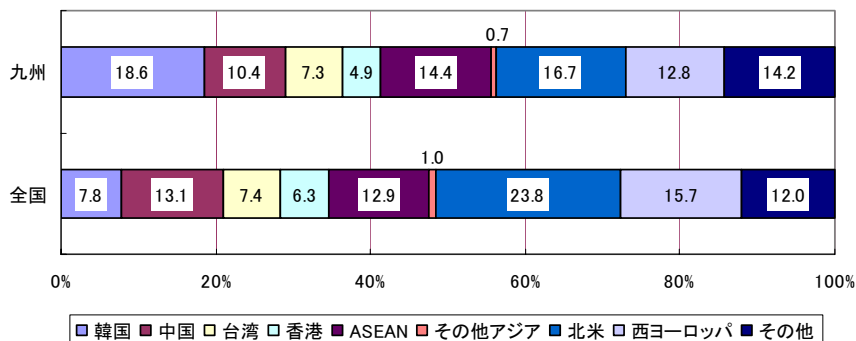
『貿易総額』について、輸出入とも堅調に増加していたものの、1986 年に大幅に減少(輸出:対前年伸び率▲25.1%、輸入:同▲44.4%)し、その後、1989 年から増加に転じている。また、1983 年にはじめて輸出が輸入を超え、その差は拡大している。なお、全国シェア(2004)は輸出・輸入とも 7.4%である。



出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-6 輸出額・輸入額の変遷

『輸出』については、国別ではアジアのウエイトが高く、56.3%(2 兆 5,298 億円)を占有する。その中でも、韓国(18.6%)、中国(10.4%)の割合が高く、とくに中国においては、2000 年に比して約 2.5 倍(韓国については約 1.5 倍)も急伸長している。なお、アジアへの輸出シェアは

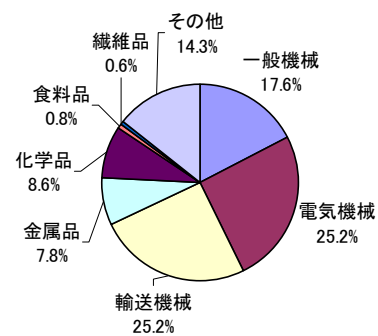
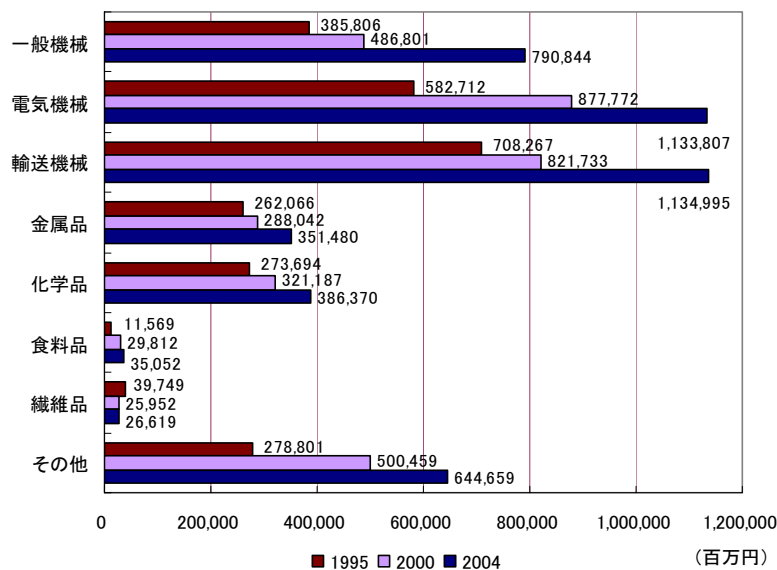


出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-7 輸出額の地域別構成比

年々増加しており、アジアとの関係が深化する中、今後ともこの傾向は続くものと予想される。

輸出品目については、機械機器(電気機械、輸送機械、一般機械)のウエイトが高く、約 7 割を占有するとともに、伸び率も大きい。そのうち電気機械は約 1/3 を占有し、半導体等電子部品が半数を占める。一方、金属品や化学品といった基礎素材や、食料品や繊維品といった生活関連品は、ウエイト、伸び率とともに低い。



出典、九州アジア国際化レポート 2005

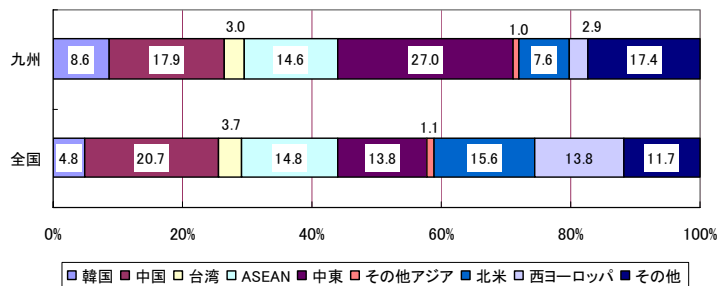
図 1-9 輸出品目の構成比(2004)

出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-8 輸出品目の変遷

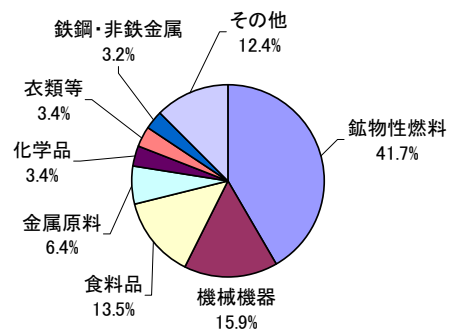
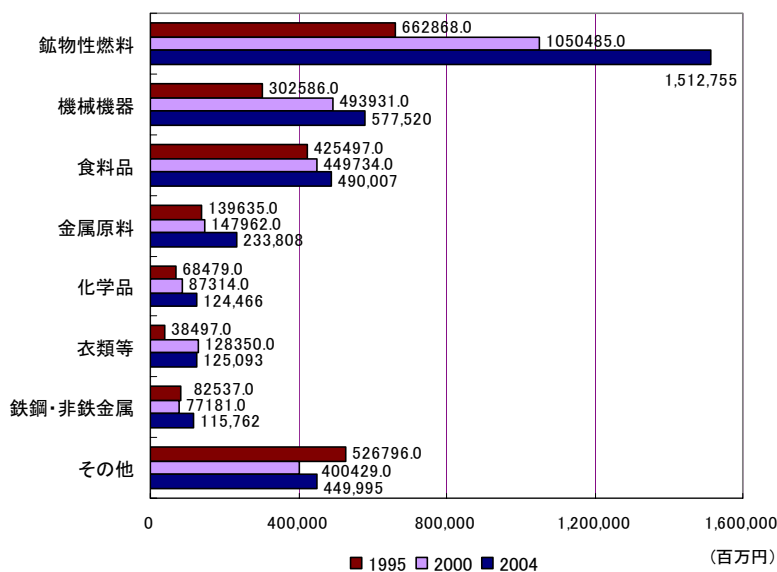
『輸入』についてしてみると、国別では輸出同様に、7 割(1 兆 1,462 億円)を超える。中東のウエイト(27.0%)が高く、2000 年に比して約 1.4 倍伸長している。なお、伸び率では中国が、約 1.6 倍(2000 年比)と一番高く、一方、韓国が約 25%も減少している。これは、これまで韓国から輸入されていた一般機械や衣類などの品物が中国にシフトしたことによる。

輸入品目については、石油や天然ガスといった鉱物性燃料のウエイトが高く、4 割を超える。また、伸び率も約 1.5 倍と高い。機械機器(15.9%)において、電気機械が約 2/3 を占有し、さらにそのうち半導体等の電子部品が半数を占める。



出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-10 輸入額の地域別構成比



出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-12 輸入品目の構成比(2004)

出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-11 輸品目の変遷

『海外進出』⁽⁴⁾については、1986 年から 2004 年の間、494 件あり、このうちアジアが 362 件、73.3%と圧倒的に多く、全国平均を 15.5 ポイント上回る。また、その中でも中国(香港、マカオを除く)が 183 件、37.0%と半数を占め、同様に全国平均を 16.5 ポイント上回る。

『国際物流』については、現在、国際航空路において 30 路線が就航しており、そのうち福岡空港が 22 路線あり、2/3 以上を占めている。九州から輸出される航空貨物⁽⁵⁾のうち、金額ベースで 1/3 が福岡空港から積み出され、残りを主に成田空港と関西空港から積み出している。なお、福岡空港から輸出されている品物のうち、90%はアジア向けである。輸入についても、輸出同様、2/3 が福岡空港から取卸しされ、残りを成田空港、関西空港から取り卸している。福岡空港から輸入されている品物のうち、95%はアジアからのものである。なお、北米や EU といった国際航空路線がない地域との輸出入については、成田空港と関西空港が利用されている。

海上貨物については、現在、97 航路、478 便/月が就航している。このうち、博多港と北九州港が航路において約 75%、便数において約 80%を占有する。両港が占有するアジア向けの貨物は航路数、便数ともに 90%を超える。また、九州から輸出及び輸入される海上貨物のうち、金額ベースで 90%が九州の港から積み出されている。

今後、博多港と北九州港が連携し、国のスーパー中枢港湾に指定され、さらに複合一貫輸送などの物流の効率化に取り組むならば、両港のウエイトは今以上に大きくなり、福岡空港や新北九州空港(H18.3 開港)と併せて、福岡県に国際物流機能が集中することになる。

『入出国者数』については、入国者数が 564 千人(2004)、アジアからが約 93%と多数であり、その中でも韓国が 344 千人(約 61%)と突出している。日本人の出国者数については、1,057 千人(2004)であり、SARS の流行により 2003 年に大幅に落ち込んだ以外は、ほぼ横ばいで推移している。

『外国人登録者数』については、年々増加しており、2004 年は総数で 84,223 人、うちアジアからが 74,492 人(88.4%)と多数を占める。中国と韓国・北朝鮮がそれぞれ約 28 千人で多く、2/3 を超える。韓国・北朝鮮に

については、1985 年以降減少傾向にあるものの、中国については毎年 10%前後増加している。

グローバル化が進展し、国境が実質上なくなる中で、地域経済は国際的な産業再編や国際競争の波にさらされ、これまで以上に主体性が求められるようになった。一方、EU や NAFTA といった経済ブロック化が進む中で、わが国においても、中国をはじめとする成長著しい東アジア諸国との連合について検討し、早期に結論を出すことが求められている。

九州は前述したとおり、アジア、とくに中国及び韓国とこれまでも密接な関係を構築してきており、環黄海を周辺地域との連携強化をこれまでも推進してきた。『環黄海経済圏』⁽²⁾は、総人口 2.8 億人(1999 年、世界シェア 4.7%)、GDP11,923 億ドル(2000 年、同 3.8%)、貿易額 4,961 億ドル(2000 年、同 4.0%)の規模を有する。GDP や貿易額といった経済指標を見る限り、EU や NAFTA には劣るものの、ASEAN やメルコスールに対しては同等以上の潜在力を有していることが分かる。

表 1-1 環黄海経済圏の規模

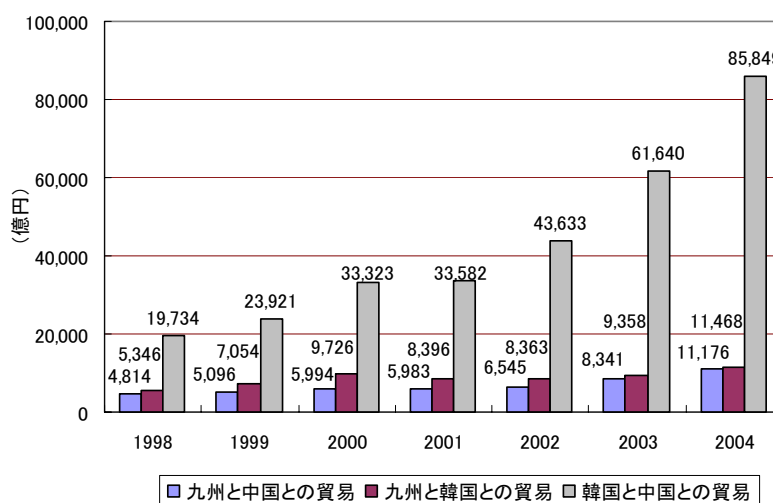
	人 口		G D P		貿 易 額	
	(百万円)	世界シェア(%)	(億ドル)	世界シェア(%)	(億ドル)	世界シェア
環黄海経済圏	280	4.7	11,923	3.8	4,961	4.0
NAFTA	401	6.7	112,487	36.2	28,326	22.7
EU	375	6.3	78,475	25.2	44,677	35.7
ASEAN	511	8.5	8,802	2.8	7,237	5.8
メルコスール	234	3.9	9,511	3.1	2,071	1.7

出典、新たな局面を迎えた環黄海経済圏形成の可能性、p9

また、これまで九州と東アジア諸国との間の経済交流を促進させるために、「環黄海経済・技術交流会議」や「九州・中国産業技術協議会」、「九州・韓国経済交流会議」、「九州・ASEAN 産業交流事業」などが行われている。

次に、環黄海経済圏における『九州・中国・韓国間の貿易動向』(2004)を見てみたい。九州の対中国貿易は、輸出 4,674 億円、輸入 6,502 億円であり、1,824 億円の輸入超である。輸出品目については、電気機械や一般機械、有機化合物といった工業製品が多く、その中でもとくに半導体等電子部品が大幅に増加している。輸入品目については、繊維製品が最も多く、また野菜や魚介類といった食料品も比較的多い。

対韓国では、輸出 8,352 億円、3,116 億円であり、5,236 億円の大幅な輸出超になっている。輸出品目では、一般機械や電気機械、精密機械といった機械関係が多く、1998 年以降、多少の増減はあるものの総じて増加している。輸



出典、九州アジア国際化レポート 2005

図 1-13 九州・中国・韓国との間の貿易額の動向

入については、2000 年をピークに減少しており、一般機械や繊維製品などについては、輸入元が中国にシフトしていると思われる。

韓国の対中国貿易は、輸出 53,835 億円、輸入 32,003 億ドルであり、21,832 億円の輸出超になっており、その金額及び伸び率から非常に活発に交易がなされていることが分かる。

Ⅱ. 九州におけるイノベーションの現状

1. わが国における産学連携と九州地域の取組状況

(1) 政府全体の取り組み

2001年3月に科学技術基本計画が閣議決定され、科学技術振興のための基本的な考え方として、研究開発投資の効果を向上させるための重点的な資源配分を行うことが定められた。また、重点分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアの8分野)について、研究開発の目標及び基本的な推進方針を定めた推進戦略が作成されることになった。

2001年9月には、総合科学技術会議が開催され、産学連携の強化や研究拠点の整備、人材の確保・育成などを基本的な方策とした推進戦略が重点分野別に作成された。

2001年11月に、産業界、学術研究機関などのトップが一堂に会して、「第一回産学官連携サミット」を開催され、共同宣言を採択した。共同宣言の中で、産学官の相互理解と信頼関係を樹立するために、引き続き「産学官連携サミット」を開催することが謳われ、九州を皮切りに各地で開催された。

(2) 経済産業省の取り組みと九州の動向

① 産業クラスター計画

産業クラスター計画とは、地域の特性を活かした産学官による技術開発の推進や広域ネットワークの形成、起業家の育成、事業化支援などの取り組みを行うものであり、地方経済産業局が中心になって推進している。現在、19のプロジェクトが全国で展開されており、九州では「半導体関連」と「環境・リサイクル」について取り組んでいる。

半導体関連では、「九州半導体イノベーション協議会」が2002年5月に設立され、100社、18大学が参画して、大手半導体メーカーによる付加価値製品の戦略的な生産拠点化の進展や中小・ベンチャー企業の開発力の高度化により、設計から部材、装置、実装、サービス等の幅広い一定の集積の形成を目指している。

環境・リサイクルについては、「九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(K-RIP)」を1999年11月に設立し、170社、18大学が参画して、九州地域を循環型経済社会の実証モデルとして、各種事業を展開している。

② 地域コンソーシアム研究開発事業

地域コンソーシアム研究開発事業とは、大学等、学術研究機関の研究成果を活用した産学官による研究開発であり、2002年度、全国で1,679件の申請があり、328件が採択されている。九州においては、186件が申請し、42件採択されており、この数は関東、近畿に次いで多い。

採択された案件を技術分野別でみると、製造技術(28%)が最も多く、順次、環境(26%)、情報通信(19%)、ナノテク・材料(12%)と続く。全国に比べて、環境分野が10ポイント高いのが特徴である。

③ 大学発ベンチャー1000社計画

大学の「知」をビジネスの核として設立する大学発ベンチャーの創出拡大を図るため、経済産業省

が 2001 年 5 月に「大学発ベンチャー1000 社計画」を発表し、政府が一丸となって、支援策を講じてきたものである。

2005 年 3 月までに、全国で 799 社の大学発ベンチャーが生まれており、九州においては 110 社が生まれている。大学別では九州工業大学が 26 社と最も多く、九州大学(22 社)、大分大学(8 社)が続く。なお、技術分野では、情報通信分野が最も多いものの、そのウエイトは低下している(2003 年 3 月:59%→2005 年 3 月:39%、20 ポイント減少)。一方、バイオテクノロジーが大幅に増加している(同 9%→26%)。

(3)文部科学省の取り組みと九州の動向

①知的クラスター創成事業

知的クラスター創成事業は、学術研究機関が知的創造の核となり、特定領域に関連する研究機関、関連企業などが集積することにより、クラスターの形成を目指すものである。全国で 12 の地域が指定されており、2002 年度から 5 年間、1 地域あたり毎年 5 億円程度が支援される。なお、この予算は産学官共同研究や専門家の人件費などに活用され、事業化には使途できない。九州では「システム LSI 設計開発クラスター構想」(福岡県)と「北九州ヒューマンテクノクラスター構想」(北九州市)が指定されている。

システム LSI 設計開発クラスター構想では、2001 年 2 月に「福岡県システム LSI 設計開発拠点推進会議」が設立されており、産学官による研究開発を推進している。5 年間の事業目標を、特許 50 件、ベンチャー100 社創出、新規雇用 2,500 人とし、さらに、研究開発投資などによる地域産業への波及効果を 1,320 億円見込んでいる。また、とくに人材育成については、2001 年 12 月に「福岡システム LSI カレッジ」を設立し、年間 300 人の設計技術者の育成及び年間 50 テーマの産学官研究開発プロジェクトの実施を目標に取り組んでいる。

北九州ヒューマンテクノクラスター構想では、北九州学術研究都市を中心に、新エネルギーの実用化や身障者・高齢者にとって活用しやすい情報端末システムなどの研究開発に取り組んでおり、5 年間の事業目標を、特許 80 件、事業化 50 件、新規雇用 1,500 人としている。

②都市エリア産学連携促進事業

都市エリア産学連携促進事業は、都市部にある大学や公的研究機関などを核とした知的クラスター創成事業のミニ版的な位置づけの事業である。全国で 19 の地域が指定され、産学官共同研究などに要する支援として、年間 60,000 千円から 140,000 千円程度を得ることができる。なお、九州では「熊本」「大分中央」「鹿児島」の 3 地域が指定されている。

熊本地域では、熊本大学と県内企業が半導体精密加工技術を活用したマウス用センサーを開発しており、大分中央地域では、大分大学と県内企業が食品化学と福祉医療分野の協働により、癒し効果を生む技術の開発を行っている。鹿児島地域では、鹿児島大学と県内企業がサツマイモなどの糖類を活用した健康食品の開発を行っている。

③地域貢献特別支援事業

地域貢献特別支援事業は、国立大学法人の地域貢献への組織的な・総合的な取り組みを支援するもので、年間 30,000 千円から 80,000 千円程度の補助金が大学に支給される。なお、九州地域

では、九州工業大学、佐賀大学、熊本大学、大分大学が選定されている。

九州工業大学では、北九州市及び飯塚市と連携して、企業家の養成や産学官による危機管理の構築を図っており、佐賀大学では、佐賀県及び佐賀市と連携して IT を活用した教育システムの開発を行っている。熊本大学では、熊本県と連携して知のインフラ整備に取り組んでおり、大分大学では、大分県と連携して情報システムのネットワーク化や未利用廃棄物の再資源化を目指している。

④地域結集型共同研究開発事業

地域結集型共同研究開発事業は、国が定めた重点研究領域から、地域が目指す特定分野の研究開発目標を達成するために、大学や公的研究機関、企業が結集して共同研究を行うものである。

九州地域では3件が採択されており、福岡県の新光・電子デバイス技術基盤の確立、熊本県の超精密半導体計測技術の開発、長崎県のマイクロ海洋生物の生理活性機能活用技術の開発が行われている。

(4)九州における産学官共同研究の現状と推進環境

①国立大学法人及び公的研究機関の共同研究の実施状況

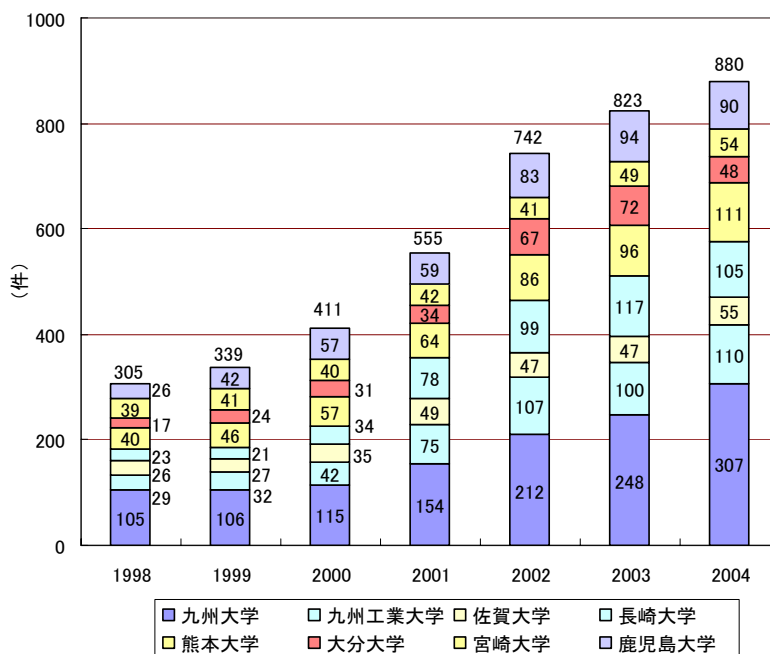
九州地域における研究開発の潜在能力は、公的な施設や機関、制度は充足しているが、特許の出願件数などを見る限り、それらが十分に機能しているとはいえない。また、民間企業の研究機関は、これまで九州地域が生産拠点として機能していたことから、あまり多く立地していない(全国シェア4.1%、2004.10時点)。

このような状況から、大学や国立研究所、公設試験研究機関への期待は高く、ここ1～2年はやや伸びが鈍化してきたものの、産学官連携は着実に進展してきている。

共同研究分野は、全国と比較して、環境分野が多く、ライフサイエンスやナノテク・材料が少ない

また、共同研究先の企業は、九州の域外に所在する企業の場合は大企業が多く(68%)、九州域内の企業の場合は中小企業が多い(71%)。

なお、図 2-1 に示す大学では、共同研究の他に、文部科学省所管の科学研究費補助金について、2002 年度 8,343 百万円を獲得している(九州大学が 54.1%を占有)。教員数については、九州大学の 1,312 人を筆頭に、合計 4,413 人が在籍する。また、研究交流協定についても、同じく九州大学の 148 件を筆頭に、368 件が締結されている。



出典、九州の産学官連携の現状と課題

図 2-1 国立大学法人における共同研究の推移

公的研究機関についても、九州地域には国立研究所が3機関、県の公設試験研究所が7機関あり、それぞれ2004年度、105件、93件、合計198件の共同研究を実施している。

表 2-1 公的研究機関の共同研究数 (F.Y.2004)

国	(独)産業技術総合研究所 九州センター	56 件	105 件	198 件
	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 九州沖縄農業研究センター	38 件		
	(独)水産総合研究センター 西海区水産研究所	11 件		
県	福岡県工業技術センター	36 件	93 件	
	佐賀県工業技術センター	9 件		
	長崎県工業技術センター	6 件		
	熊本県工業技術センター	7 件		
	大分県産業化学技術センター	13 件		
	宮崎県工業技術センター	8 件		
	鹿児島県工業技術センター	14 件		

出典、九州の産学官連携の現状と課題

②技術移転機関(TLO)の設立及び活動状況

1998年8月に、「大学等技術移転促進法(TLO法)」(後述、表2-5)が施行され、九州においても2000年4月に九州大学による「(株)産学連携機構九州」と、九州工業大学をはじめとする地域の大学・高専が連携した「(財)北九州産業学術推進機構」がTLOとして承認された。その後、他の大学においても、地域の大学・高専が連携した北九州方式によるTLOを設立し、2005年4月現在、7つのTLOが承認を受け、残る佐賀大学においても検討中である。

技術移転機関の商品ともいえる特許については、国内出願件数において累計593件、販売実績ともいえる実施許諾件数は累計161件となっている。先行する九大TLOと北九州TLO、熊本TLOが大半を占めるが、販売効率といえる実施許諾率になると、この3機関において北九州TLO(43.1%)が健闘していることがわかる。わが国のTLOは歴史が浅く、企業風土も特有であるため、欧米の戦術をそのまま導入することはできないが、早期に、とくにマーケティングと発明の評価に関するノウハウを構築し、標準化することが必要であろう。そうしなければ、売れない特許が増えるばかりであり、挙句の果てに死蔵在庫になってしまい、経営を圧迫しかねない。承認TLOへの国からの支援は5年間であり、その間で自立するよう一民間企業として努力しなければならない。

また、九州地域の大学は規模において、それほど大きくないため、企業のニーズを満足させるだけの品揃えをすることは一大学では難しい。よって、九大TLO以外のTLOでは地域の大学・高専が連携しているわけであるが、さらにTLO間で連携することが今後必要となろう。中古自動車のネットワーク化など、他産業の先行事例を参考にすべきである。

表 2-2 技術移転機関(TLO)の設立及び活動実績(2005.4 時点)

	九大 TLO	北九州 TLO	熊本 TLO	鹿児島 TLO	宮崎 TLO	大分 TLO	長崎 TLO
運営形態及び機関	(株)産学連携 機構九州	(財)北九州産業 学術推進機構	(財)くまもと テクノ産業財団	(株)鹿児島 TLO	(株)みやざき TLO	(有)大分TLO	(株)長崎TLO
参加する大学・高専	九州大	九州工業大 北九州市立大 産業医科大 北九州高専など (10 大学・高専)	熊本大 九州東海大 熊本県立大 八代高専 など (6 大学・高専)	鹿児島大 鹿屋体育大 鹿児島高専	宮崎大 宮崎公立大 南九州大 都城高専 など (9 大学・高専)	大分大 日本文理大 大分高専	長崎大 長崎総合科学大 シーボルト大 佐世保高専
承認時期	2000.4.19	2000.4.19	2001.8.30	2003.2.19	2003.5.16	2003.8.26	2004.10.15
国内特許出願件数	274	172	108	14	4	18	3
実施許諾件数	59	74	17	6	1	1	3
実施許諾率(%)	21.5	43.1	15.7	42.9	25.0	7.9	100.0

出典、九州の産学官連携の現状と課題

③地域プラットフォームの状況

1999 年 2 月に施行された「新事業創出促進法」(後述、表 2-5)にもとづいて、都道府県及び政令指定都市に地域プラットフォームが設置された。地域プラットフォームは、地域資源としての産業支援機関が各々の強みを活かして連携し、事業計画立案から、研究開発、生産・販売に至るまでの各段階において、総合的に支援する体制である。

現在、福岡市を除く、各県及び北九州市にそれぞれ地域プラットフォームが構築され、産学官による共同研究とその後の事業化について、各種支援を展開している。

なお、これまでの展開実績から、地域プラットフォームを構成する各産業支援機関は、設置の目的はもとより、これまでの歴史、管理主体などを異にするため、なかなか緊密な関係を構築することは難しい。したがって、中核的支援機関の強力なリーダーシップが不可欠であり、また所管する自治体の協力が必要とされる。

④コンサルタントの集積状況

企業にとっては、収益が計上できてはじめて事業は成功したといえる。研究開発はそのための極めて重要な手段であるが、マーケティングや資金調達、生産、販売、特許、人材確保など、事業を展開するためには、多くのことを事業化の各段階で検討しなければならない。

これらを支援するコンサルタントの九州地域における集積状況をみると、研究開発や技術移転を推進しているにもかかわらず、弁理士が極端に少ないことがわかる(40 人、全国シェア 0.8%)。佐賀県においては 0 人であり、また、福岡県以外はほとんどいないに等しい。他の資格においても、福岡県に偏っており、難易度の高い資格(弁理士、弁護士、公認会計士)ほど顕著である。

なお、これらの分野については、今後、大学の社会科学系におけるコンサルティングや専門職大学院(MBA/MOT、ロースクール)の設置による人材育成などに期待するところである。

表 2-3 コンサルタントの集積状況

	弁理士	弁護士	税理士	公認会計士	中小企業診断士	司法書士
全国	4,776	18,246	65,144	13,185	17,133	17,079
九州	40	1,000	4,621	458	1,008	2,005
(全国シェア)	0.8%	5.5%	7.1%	3.5%	5.9%	11.7%
福岡県	32	589	2,257	313	462	901
佐賀県	0	39	180	9	76	122
長崎県	1	67	278	16	64	173
熊本県	4	109	713	37	155	334
大分県	1	66	436	30	70	181
宮崎県	1	50	299	16	61	187
鹿児島県	1	80	458	37	120	320

出典、産学官連携による地域経済社会の発展を目指して

⑤アンケート結果から

九州経済産業局が2002年度に中小創造法認定等企業(218社)、大学・高専(38校)、公設試及びプラットフォーム(48機関)を対象に実施した調査結果から、企業と大学・公設試に分けて、それぞれの産学官連携の状況を整理してみると、『企業』においては、企業規模が大きくなるほど、産学官連携の意向・実績が高く、連携のメリットとして、「高価な分析機器などを利用できる」「開発期間の短縮が図れる」「技術的・理論的な裏づけにより、対外的な信用力・説得力が向上する」「社内では得られないノウハウ・知見が習得できる」などとしている。連携が進まない理由としては、「コーディネータがない」「組織だっけ行われておらず、個人的なつながりの域をでていない」としており、連携を行わない理由として、「余裕がない」「大学は企業のニーズを理解していない」「大学の研究は時間がかかる」としている。

一方、『大学・公設試』においては、中小企業との連携が過半数を超えており、現状の産学官連携について半数が不十分であるとしている。連携が進まない理由としては、「出会いの場が少ない」「コーディネータ・目利きとなる人材・組織の不足」を挙げており、連携を行わない理由として、「産学官連携に取り組む研究者が少ない」「産学官連携に対する研究者の意識が低い」「産学官連携に取り組む研究者の評価が低い」としている。

以上から、大学と企業の「連携に対する意識」、コーディネータやマーケティング・経営が分かる「人材」、連携に取り組む人の評価など積極的な取り組みを促進する「制度」、連携のきっかけとなる出会いや実証研究の「場」に対して、改善のポイントがあることがわかる。

2. 九州地域のベンチャーの現状

(1)開業率と廃業率

ベンチャーブームはこれまで1970年代前半の第一次ブーム、その後、1980年代前半に第二次ブームがあつて、現在は1990年代前半から続く第三次ブームの中にあるといわれている。この間、多くのベンチャー企業が生まれ、消えていったわけであるが、これを開業率と廃業率といった視点からみると、1980年代後半に開業率を廃業率が上回(逆転)り、現在に至っていることがわかる。

なお、九州においては全国の趨勢と同じにしているものの、1999-2001 についてみると、福岡県及び宮崎県が全国平均よりも高く、活発であるといえるのに対して、佐賀県と熊本県が全国平均を下回っている。

表 2-4 開業率と廃業率の推移

	全国			九州		
	開業率(a)	廃業率(b)	差(a-b)	開業率(a)	廃業率(b)	差(a-b)
1972-1975	6.1	4.1	2.0	6.7	5.2	1.5
1975-1978	6.2	3.4	2.8	6.9	4.5	2.4
1978-1981	6.1	3.8	2.3	7.0	4.7	2.3
1981-1986	4.7	4.0	0.7	5.1	4.7	0.4
1986-1989	4.2	3.6	0.6	4.3	4.4	▲0.1
1989-1991	4.1	4.7	▲0.6	3.7	5.0	▲1.3
1991-1994	4.6	4.7	▲0.1	4.9	5.0	▲0.1
1994-1996	3.5	3.7	▲0.2	3.9	4.0	▲0.1
1996-1999	4.1	5.9	▲1.8	4.3	6.0	▲1.7
1999-2001	3.8	4.2	▲0.4	4.1	4.1	0.0

出典、九州ベンチャー読本 2004

(2)ベンチャー支援制度

ベンチャーを支援する制度については、これまでも1961年に「東証2部」が開設されたり、1963年に「中小企業投資育成株式会社法」が施行されるなど、その時折の状況を反映して整備されてきた。以下に、1995年以降の主な支援施策を示す。

表 2-5 主なベンチャー支援施策(1995 年以降)

1995 年	4 月	「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(中小創造法)」施行
	11 月	「科学技術基本法」施行
	11 月	「新規事業法」改正 (ストックオプション制度の創設)
1997 年	5 月	「中小創造法」改正 (エンジェル税制の創設)
1998 年	8 月	「大学等技術移転促進法(TLO 法)」施行
	10 月	「中小企業等投資事業有限責任組合法」施行
1999 年	2 月	「新事業創出促進法」施行
	9 月	「産業活力再生特別措置法(日本版バイドル法)」施行
	12 月	「改正中小企業基本法」施行
2000 年	4 月	「国立大学教員等の役員等兼業規制の緩和」
2001 年	5 月	「大学発ベンチャー1000 社計画(平沼プラン)」発表
2003 年	2 月	「新事業創出促進法」改正 (最低資本金規制の緩和)
2004 年	10 月	「国立大学法人法」施行
2005 年	4 月	「中小企業支援新法」施行 (中小創造法、新事業創出促進法、経営革新法の統合)

出典、九州ベンチャー読本 2004

(3)ベンチャーの創出状況

①中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(中小創造法)の認定動向

中小創造法は、著しい新規性を有する技術・ノウハウの研究開発・事業化に取り組む中小企業または組合等を支援するもので、都道府県知事が認定を行う。認定を受けた事業者は、補助金や融資、税制などについて、支援(優遇)措置を受けることができる。なお、本法は 10 年間の時限立法であり、2005 年 4 月に「中小企業支援法」に統合された。

これまで認定企業は、関東・近畿が全体の 7 割を占めているものの、九州は 3 番目に多く、そのうち福岡県が半数近く(44.6%)を占めている。

表 2-6 中小創造法の認定動向(2004.3 末時点)

	認定企業数	全国シェア	九州シェア
全国	10,590	—	—
北海道	112	1.1	—
東北	545	5.1	—
関東	5,555	52.5	—
中部	722	6.8	—
近畿	1,805	17.0	—
中国	654	6.2	—
四国	353	3.3	—
九州	775	7.3	—
福岡県	346	3.3	44.6
佐賀県	48	0.5	6.2
長崎県	101	1.0	13.0
熊本県	66	0.6	8.5
大分県	85	0.8	11.0
宮崎県	69	0.7	8.9
鹿児島県	60	0.6	7.7
沖縄県	69	0.7	—

出典、九州ベンチャー読本 2004

②新事業創出促進法の認定動向

新事業創出促進法は、著しい成長発展を目指し、新商品の開発や新サービスの提供などにより、新たな分野を開拓を図る活動を行い、かつ特定の資金調達支援策を活用する事業計画について、大臣が認定を行う。認定を受けた事業者は、別途実施機関の審査が必要なものの、債務保証や出資、融資などについて、支援(優遇)措置を受けることができる。

中小創造法同様、関東・近畿が全体の 2/3 を占めているものの、九州は 3 番目に多く、そのうち福岡県が 8 割近くを占め(78.6%)、九州域内では圧倒的なシェアを持つ。

表 2-7 新事業創出促進法の認定動向(2004.3 末時点)

	認定企業数	全国シェア	九州シェア
全国	123	—	—
北海道	7	5.7	—
東北	5	4.1	—
関東	53	43.1	—
中部	10	8.1	—
近畿	27	22.0	—
中国	1	1.0	—
四国	4	3.3	—
九州	14	11.4	—
福岡県	11	9.0	78.6
佐賀県	1	1.0	7.1
長崎県	0	0	0
熊本県	1	1.0	7.1
大分県	0	0	0
宮崎県	1	1.0	7.1
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	2	2.0	—

出典、九州ベンチャー読本 2004

③株式公開予定・希望企業の認定動向

帝国データバンクの調査「株式公開予定・希望企業 2004」によれば、2004年4月以降に株式公開を予定または希望する企業は、上記①②同様、関東・近畿が全体の75%占めているものの、九州は中部に次いで4番目に多く、そのうち福岡県が2/3(65.3%)を占め、九州域内では圧倒的に多い。

表 2-8 株式公開予定・希望企業の認定動向

	予定・希望	全国シェア	九州シェア
全国	1,412	—	—
北海道	36	2.5	—
東北	46	3.3	—
関東	805	57.0	—
中部	114	8.1	—
近畿	257	18.2	—
中国	48	3.4	—
四国	27	1.9	—
九州	75	5.3	—
福岡県	49	3.5	65.3
佐賀県	2	0.1	2.7
長崎県	9	0.6	12.0
熊本県	7	0.5	9.3
大分県	4	0.3	5.3
宮崎県	1	0.1	1.3
鹿児島県	3	0.2	4.0
沖縄県	4	0.3	—

出典、九州ベンチャー読本 2004

④最低資本金規制特例制度による会社設立の動向

最低資本金規制特例制度とは、経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社及び有限会社について、商法及び有限会社法に規定される最低資本金(株式会社:10,000 千円、有限会社:3,000 千円)に係る規定の適用を、その設立から5年間猶予するものである。言い換えれば、資本金1円で、会社を設立することができる制度である。

上記①②③同様、関東・近畿が全体の7割を占め、九州は中部に次いで4番目に多く、そのうち福岡県が過半数を占めている(表 2-9)。

また、業種別にみると、九州においては、「サービス」「医療・福祉」が全国平均に比べて多く、一方、「情報・通信」「製造業」が少ない(表 2-10)。

表 2-9
最低資本金規制特例制度による会社設立動向(2004.1 末時点)

	成立届数	全国シェア	九州シェア
全国	8,545	—	—
北海道	447	5.2	—
東北	334	3.9	—
関東	4,675	54.7	—
中部	641	7.5	—
近畿	1,396	16.3	—
中国	289	3.4	—
四国	116	1.4	—
九州	601	7.0	—
福岡県	326	3.8	54.2
佐賀県	17	0.2	2.8
長崎県	42	0.5	7.0
熊本県	81	9.6	13.5
大分県	32	0.4	5.3
宮崎県	49	0.6	8.2
鹿児島県	54	0.6	9.0
沖縄県	46	0.5	—

出典、九州ベンチャー読本 2004

表 2-10 業種別の会社設立の状況(2004.1 末時点)

	サービス	卸・小売	建設	医療福祉	情報通信	製造業	教育	金融保険	飲食宿泊	不動産	その他
全国	29.7	20.9	11.4	4.1	14.7	7.5	1.4	1.4	2.1	3.0	3.8
九州	37.7	20.8	11.6	8.9	7.9	4.3	2.2	2.1	1.2	0.9	2.5

出典、九州ベンチャー読本 2004

⑤大学発ベンチャーの動向

大学発ベンチャーについては、前述Ⅱ①(2)③のとおりであり、上記①②③④同様、関東・近畿が全体の 6 割を占め、九州は 3 番目に多く、そのうち福岡県が 6 割(60.3%)を占め、九州域内では圧倒的に多い。

表 2-11 大学発ベンチャーの動向(2004.3 末時点)

	企業数	全国シェア	九州シェア
全国	799	—	—
北海道	46	5.8	—
東北	66	8.3	—
関東	329	40.8	—
中部	44	5.5	—
近畿	152	19.0	—
中国	50	6.3	—
四国	30	3.8	—
九州	78	9.8	—
福岡県	47	5.9	60.3
佐賀県	3	0.4	4.6
長崎県	4	0.5	5.2
熊本県	6	0.8	7.7
大分県	7	0.9	9.1
宮崎県	5	0.6	6.5
鹿児島県	6	0.8	7.7
沖縄県	4	0.5	—

出典、九州ベンチャー読本 2004

以上の結果を総括してみると、関東、近畿の 2 地域で 7 割前後を占有し、九州は中部と同等のレベルにあり、3・4番手に位置付けられる。一般に九州は 1 割経済(GDP の全国比、8.7%)と言われているが、上記①～⑤において、②と⑤を除いて 8.7 %を下回る。言い換えれば、ベンチャーは活発であるとは言えないということになる。

なお、九州域内では、福岡県のシェアが圧倒的に高い。

表 2-12 ベンチャーの創出状況と福岡県への集中度

	九州の全国シェア	福岡県の九州シェア
①中小企業創造活動促進法(創造法)の認定動向	7.3%	44.6%
②新事業創出促進法の認定動向	11.4%	78.6%
③株式公開予定・希望企業の認定動向	5.3%	65.3%
④最低資本金規制特例制度による会社設立の動向	7.0%	54.2%
⑤大学発ベンチャーの動向	9.8%	60.3%

Ⅲ. 九州・山口各県及び政令指定都市のイノベーション戦略

1. 福岡県のイノベーション戦略

福岡県は人口約5,000千人、農林水産業以外のほとんどの経済現勢指標⁽⁶⁾において九州・山口県で第一位であり、これまでも中心的な役割を担ってきた。

福岡県は、長期計画である「ふくおか新世紀計画⁽⁷⁾」において、基本理念として「新時代への挑戦・・・活気あふれる はつらつ ふくおか」を掲げ、主体性の発揮と創造的な活力、豊かさ実感をテーマに地域づくりを推進してきた。

産業振興においては、「新世紀と世界をリードする産業づくり」を基本戦略として位置づけ、5つの視点から産業振興を展開している。①グローバルな視点に立った戦略的産業の育成として、システムLSI設計拠点化やマルチメディア映像産業などのIT関連産業や、北九州市及び大牟田市のエコタウン事業を中心とした環境・リサイクル産業、久留米市のバイオ産業拠点化や農産物の新品種開発などを旨とするバイオテクノロジー関連産業、その他、ナノテクノロジー関連産業、フォトニクス関連産業の育成、②ITやバイオテクノロジー、ナノテクノロジーといった最先端産業や外資系企業をターゲットにした戦略的な企業誘致、③アジア九州や九州大学学術研究都市構想、北九州学術研究都市などの研究開発基盤の整備、④海外高度人材ネットワーク構想やフクオカサイエンスマンスなどによる広範囲な人材育成、⑤フクオカベンチャーマーケットなどによるベンチャー・創業支援を実施している。

福岡県は、経済規模において九州・山口県域では圧倒的な顕在能力と潜在能力の両面を有する当該地域のリーダーであるが故、ターゲットを絞れず、あれもこれも全ての分野に取り組まざるを得ない状況にあるようにみえる。

2. 佐賀県のイノベーション戦略

佐賀県は人口(872千人)、面積(2,439km²)ともに九州・山口県域では最小規模である⁽⁸⁾。

佐賀県は、長期計画である「夢・輝く「人財“有”県 生活“悠”県」のさがづくり⁽⁹⁾」において、「住みたい県日本一」を目指して、「創造・参加・共生」の視点から地域づくりを推進している。

産業振興においては、「はつらつとした産業」を基本戦略として、地域経済のリード役となる新産業の創出・展開・誘致とそれらの基盤となる頭脳拠点の形成や、県産品のブランド化を推進している。また、「際立つ佐賀県づくり」を図るため、①新産業創造、②企業通知、③シンクロトン光活用戦略、④総合マーケティング戦略、⑤観光戦略といった5つの戦略を展開している。とくに、シンクロトン光活用戦略は佐賀県独自のものであり、鳥栖市に九州シンクロトン光研究センターを設置して、ナノテクノロジーやポストゲノムへの応用研究や国内外の研究者の利用促進を推進している。

なお、佐賀県はそもそも単一県として独自性を出すことよりも、福岡都市圏に近接していることを強みとし、福岡都市圏との共生を目指しているようにみえる。

3. 長崎県のイノベーション戦略

長崎県は人口1,501千人、農林水産業以外のほとんどの経済現勢指標⁽¹⁰⁾において九州・山口県域で中位にあり、島が多い、海洋県である。

長崎県は、長期計画である「ながさき夢・元気づくりプラン⁽¹¹⁾」において、「交流とにぎわい」「長崎のふるさと郷土づくり」を基本的な方向とて、「交する中流を拓げる魅力的なまちづくり」「競争力のあるたくましい産業の育成」「安心で快適な暮らしの表現」を重点目標として、地域づくりを進めてきた。

産業振興においては、「長崎県産業振興構想(2000～2010 年)」を基本戦略として、①産業の多様化、②今後成長が期待できる産業の育成、③産学官による共同研究と事業化の推進を図っている。長崎県は、これまでの機械金属工業に偏重し、一部の大企業に依存していたため、こういった状況を打破するために産業用ロボットや自動車部品などの産業機械関連や情報通信、食品加工分野の企業誘致を推進している。また、これまでの造船技術や海洋県としての強みを活かして、エネルギー・環境関連やロボティクス、離島や高齢者の増加といった機会を活かした医療福祉やバイオサイエンスの分野を新たな成長産業として振興している。

このように、長崎県は造船及び海洋技術をいかに水平展開するか、また、離島や傾斜地、高齢者といったとすればマイナスのイメージを抱くものをいかに機会としてプラスに転じられるかが、ポイントになるものと思われる。

4. 大分県のイノベーション戦略

大分県は人口 1,218 千人、工業が盛んな九州・山口県の中では中位に位置づけられる県⁽¹²⁾である。

大分県は、長期計画である「安心・活力・発展プラン 2005⁽¹³⁾」において、「人・水・緑が輝く環境づくり」「みんなで支え合う笑顔に満ちた社会づくり」「豊かな生活を支える力強い産業づくり」「交流で広がる活気あふれる地域づくり」「明日の大分を築く心豊かな人づくり」を政策目標として地域づくりを進めてきた。

産業振興においては、「おおいた産業活力創造戦略」を 2005 年 1 月に策定し、ひとつは「先端ものづくり産業の集積」の視点から、半導体、自動車や電気機器などの高度加工組立型産業、循環型環境産業を振興している。二つ目は「地域資源活用型産業の育成」の視点から、発酵や醸造に関連した食品化学産業、温泉や石灰石、竹、木材といった地域資源の高機能化を推進している。また、北部九州及び山口県の自動車産業及び半導体産業の集積をかんがみて、金型やメッキ、高精度部品加工などの産業分野の企業誘致を図っている。

5. 熊本県のイノベーション戦略

熊本県は人口 1,855 千人、経済的には福岡県に次ぐ規模の県⁽¹⁴⁾である。

熊本県は、長期計画である「パートナーシップ 21 くまもと⁽¹⁵⁾」において、「創造にあふれ、“生命が脈打つ”くまもと」を基本目標として、新世紀を拓く産業、新世紀を支える基盤の充実、ひとづくり、豊かな環境づくり、協働社会の形成の視点から、地域づくりを展開してきた。

産業振興の方向性は、①「半導体関連産業」のさらなる高度化と蓄積技術の他産業への水平展開、②北部九州の自動車生産拠点化に伴う「自動車産業」への進出、③全国第 5 位の生産高を誇る「農林水産業」のさらなる高付加価値化であり、各々にフォレスト構想という独自の戦略を策定している。①については、「セミコンダクター・フォレスト構想」を策定し、2010 年度の半導体製造品出荷額 1 兆円を目指して、人材育成及び活用、地場企業の高度化、起業家の創出育成、研究開発の促進、企業誘致及びアフターサービスなどを展開している。②については、「ものづくりフォレスト構想」において、基盤技術の高度化、特徴ある製品・技術開発、新生産方式の導入などを展開し、同じく 2010 年度 4 兆円の製造品出荷額を目指す。③については、「バイオフィオレスト構想」を策定し、食品の他に、医療・環境もターゲットにして、2010 年度に 5,000 億円の製造品出荷額を目指す。食品分野では、機能性の解明や新品種の開発、加工技術の高度化等を通じた食品の高付加価値化など、医療分野では、熊本大学を中心にした遺伝子機能解析等の進展と再生医療の高度化、抗体医療・免疫治療の高度化と感染症研究など、環境分野では、廃棄物の適正処理や各種浄化技術の開

発による循環システムの構築、バイオマスや未利用資源の利活用などを推進している。

6. 宮崎県のイノベーション戦略

宮崎県は人口 1,164 千人の農業と観光が盛んな県⁽¹⁶⁾である。

宮崎県は、長期計画「元みやざき創造計画⁽¹⁷⁾」において、5 つの将来像「①未来を拓く人が育つ社会」「②快適な環境を享受できる社会」「③安全で安心して暮らせる社会」「④力強い産業が営まれる社会」「⑤交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」を掲げて、地域づくりを行っている。

宮崎県では、「宮崎県雇用・産業再生指針(2004～2008 年、5 年間)」及び「宮崎県産業科学技術振興指針(2001～2010 年、10 年間)」を策定し、3 つの視点から産業振興を図っている。①農林水産業と工業・商業との連携による食品関連産業や住宅関連産業の創造、②工業技術・ITの活用による農林水産業の活性化、③観光・リゾート基盤と自然環境を生かした観光地づくりであり、さらにバイオ分野「食と健康バイオクラスター」とIT分野「ITリゾートクラスター」について、産業クラスターの形成を図っている。

宮崎県は、今後とも秀でた農林水産業の集積をいかに発展させていくかが、ポイントになると思われる。

7. 鹿児島県のイノベーション戦略

鹿児島県は人口 1,775 千人、宮崎県同様、農業が盛んな中位の経済規模を有する県⁽¹⁸⁾である。

鹿児島県は、長期計画「21 世紀新かごしま総合計画⁽¹⁹⁾」において、「共に築く健やかで心豊かな快適生活県」「多彩なネットワークでつくる創造性豊かな産業圏」「交流連携で伸びゆく魅力ふれる南の拠点」を計画目標に設定し、5 つの視点:①健やかで個性豊かなくらしと活力ある地域の創造、②新たな時代を担う多彩な人材の育成、③創造性あふれ力強く伸びゆく産業の振興、④人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現、⑤国内外に広がる交流ネットワークの形成から方策を展開している。

産業振興については、「鹿児島県科学技術振興指針(2003～2010 年、8 年間)」を策定し、「科学技術で拓く活力あふれる『かごしま』」をモットーに、「地域特性を生かした創造的研究開発の推進」「優れた成果の創出・活用のためのネットワークづくり」「21 世紀の科学技術を担う人づくり」「創造的研究開発を支える基礎づくり」といった 4 つの方向を提示している。とくに、創造的研究開発分野として、バイオテクノロジーによる農林水産物の品種改良や食品加工技術、ナノテク・材料を活用した地域資源「シラス」の高度利用、宇宙関連施設を利用した宇宙関連産業の育成を図っている。

8. 山口県のイノベーション戦略

山口県は人口 1,512 千人で、工業が盛んである一方、農業集積は低い中位の経済規模を有する県⁽²⁰⁾である。

山口県は、長期計画「やまぐち未来デザイン 21⁽²¹⁾」において、「21 世紀に自活できるたくましい山口県の創造」を基本目標として、「元気で存在感のある県づくりー自立・協働・循環ー」の基本理念のもと、地域づくりを進めている。

産業振興においては、「産業振興ビジョン 21 (2001～2010、10 年間)」を策定して、工業出荷額の 40%を占める化学・石油関連産業依存からの脱却を図るために、創業・起業化や新事業展開、中小企業の自立を促進している。また、「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」を重点分野として定めている。なお、具体的な戦略的次世代産業集積プロジェクトとして、環境産業マルチパーク構想を掲げ、バイオマス・ゲノムや新エネルギー、環境共生居住などを振興したり、次世代医療機器開発(知的クラスター創成事業に採択)

に向け、白色発光ダイオード技術を核に産学官による研究開発や事業化の推進を図っている。

9. 福岡市のイノベーション戦略

福岡市は人口 1,327 千人で、九州の中心都市として、情報サービス業及び卸売業が盛んな都市⁽²²⁾である。

福岡市は、長期計画「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～⁽²³⁾」において、「果敢に挑戦する自治と自律の都市」「安全で快適な市民生活充実の都市」「豊かな自然環境と歴史風土を大切にする都市」「多彩な人が集い活躍する活気創造の都市」「文化・エンターテインメント、デザイン、コンベンション、IT、知識創造型産業」「協力と競争によりアジアの中で共生する都市」を基本的な考え方として、地域づくりを進めている。

産業振興においては、「福岡市科学技術振興ビジョン(2002～2015 年、14 年間)」を策定して、科学技術と文化・芸術・エンタテインメントの融合による 21 世紀のライフデザインの創造を目指している。具体的には、「ヒューマン・サイエンス・シティ」「アート&エンタテインメント・シティ」「アジアのゲートウェイ・シティ」といった未来の都市イメージを描いて、音楽・映像等のデジタルコンテンツ関連産業やアジアビジネス拠点づくり、コンベンションや国際会議等の集客産業、情報サービス関連産業などを振興している。

10. 北九州市のイノベーション戦略

北九州市は 1901 年の官営製鉄所が操業を開始して以来、工業都市として日本の近代化を支えてきた九州最古の政令指定都市⁽²⁴⁾である。

北九州市は、長期計画である「北九州市ルネッサンス構想⁽²⁵⁾」において、「水辺と緑とふれあいの国際テクノロジー都市」を基調テーマに、5 つの都市像「①緑とウォーターフロントを生かした快適居住都市」「②健康で生きがいを感じる福祉・文化都市」「③あすの産業をはぐくむ国際技術情報都市」「④海にひろがるにぎわいの交流都市」「⑤未来をひらくアジアの学術・研究都市」の実現に向け、地域づくりを進めてきた。

産業振興においては、「北九州市モノづくり産業振興プラン(2004～2008、5 年間)」を策定して、中小製造業を中心とする地域企業の競争力強化、半導体関連、環境、ロボットといった次世代産業の創出・育成、ベンチャー企業の創出・育成を推進している。また、これら産業を支える物流インフラとして、響灘ハブポート(2005.4 一部開港)、新北九州空港(24 時間運用可能、2006.3 開港予定)、東九州自動車道(整備中、適宜部分開業予定)を整備している。

11. 総括

以上の調査結果をふまえて、各県及び両政令指定都市の取るべきポジショニングの方向性を表 3-1 に示す。また、九州及び山口県のイノベーションに向けた取り組みの方向性を表 3-2 に概括する。

表 3-1 各県及び両政令指定都市のポジショニングの方向性

	方向性・キーワード	具体的な産業分野
福岡県	九州・山口のリーダーとしてあらゆる先端分野に挑戦	IT、環境、バイオ、ナノ・材料、フォトニクス
佐賀県	福岡都市圏との連携、 ニッチ戦略	シンクロtron光技術
長崎県	造船・海洋技術の水平展開、 離島・傾斜地・高齢化への適用	海洋・エネルギー・ロボティクス、 医療・福祉
大分県	半導体・自動車・電気機器の集積、 地域資源の活用	半導体・自動車・電気機器、 発酵・醸造等
熊本県	半導体・自動車の集積、 農林水産業の高付加価値化	半導体・自動車、 バイオ(食品・医療・環境)
宮崎県	農林水産業の高付加価値化	バイオ、 食品関連、 住宅関連
鹿児島県	農林水産業の高付加価値化、 宇宙関連施設&シラスの活用	食品、 宇宙関連、 ナノ・材料
山口県	化学・石油産業からの脱却	環境、 医療(機器)
福岡市	九州・山口の中心地、 エンタテインメント・情報サービス	デジタルコンテンツ(音楽・映像等)
北九州市	エコタウン事業の高度化、 学研都市&物流インフラの活用	環境、 半導体、 ロボティクス、 物流

表 3-2 県・政令指定都市の「地域づくりの基本目標」と「科学技術（イノベーション）振興上の特徴・キーワード」

福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	熊本県
新時代への挑戦 …活気あふれる はつらつ ふくおか ①安心してはつらつと暮らせる 心豊かな福祉社会 ②快適で潤いのある循環型社会づくり ③新世紀を拓く多様な人・文化づくり ④アジアに開かれた活力あふれる 交流拠点づくり ⑤新世紀と世界をリードする産業づくり ⑥参加と連携による 分権型行政システムづくり	夢・輝く人材・有“県生活”悠“県”の さがづくり ①のびやかに育つ人 ②安心できる生活 ③さかんになる交流 ④はつらつとした産業 ⑤暮らしを支える県土 ↓ 新産業の創出 頭脳拠点形成 福岡都市圏との連携（棲み分け） ↓ ①シンクロトロン光活用戦略 ②ナノテク、新エネルギー、ポストゲノム、 コンテンツ、光触媒、ニューアグリ、 ビジネス支援、生活関連	交流とにぎわい 長崎の郷土づくり ①交流を拓げる魅力的なまちづくり ②競争力のあふれるにぎわい産業の育成 ③安心で快適な暮らしの表現 ↓ 産業の多様化（機械金属工業から脱却） ↓ 新たな産業の育成と企業誘致 海洋県・造船技術/離島・傾斜地・高齢化 ↓ ①海洋とエネルギー（海洋県、造船技術） ②ロボティクスと半導体 （造船技術、九州半導体クラスター） ③バイオササエンスと医療・福祉 （離島・傾斜地・高齢化、長崎大学）	県民とともに築く安心『活力』発展の 大分県 ①人・水・緑が輝く環境づくり ②みんなが支え合う笑顔に満ちた社会づくり ③豊かな生活を支える力強い産業づくり ④交流で広がる活力あふれる地域づくり ⑤明日の大分を築く心豊かな人づくり ↓ 先端ものづくり産業の集積 地域資源活用型産業の育成 ↓ ①半導体産業 ②高度加工組立型産業（自動車・電気機器） ③循環型環境産業 ④食品化学産業（発酵・醸造等） ⑤地域資源（温泉・石灰石・竹等）の高機能	創造にあふれ、“生命が脈打つ”くまもと ①新世紀を拓く産業が息づくくまもと ②新世紀を支える基礎が充実するくまもと ③親戚に生きたる「ひと」が輝くくまもと ④次の世代へ継承する ⑤新世紀をともに築く「協働社会」くまもと ↓ 半導体産業の高度化と水平展開 自動車産業の取り込み 農林水産業の高付加価値化 ↓ ①半導体産業 ②ものづくり産業（自動車産業への進出） ③バイオ（医療・食品・環境への応用）
宮崎県 人と自然にやさしい「元気のいいみやざき」 ①未来を拓く人が育つ社会 ②快適な環境を享受できる社会 ③安全で安心して暮らせる社会 ④力強い産業が営まれる社会 ⑤交流・連携が活発に行われ、 豊かさを享受できる社会 ↓ 農林水産業の高付加価値化 観光・リゾート基盤と豊かな自然環境 ↓ ①食品関連産業や住宅関連産業 （農林水産業と工業・商業の連携） ②バイオ（食と健康）バイオクラスター） ③IT リゾート	共生ネットワークで築く 心豊かで活力あふれる『かごしま』 ①健やかで個性豊かなくらしと 活力ある地域の創造 ②新たな時代を担う多彩な人材の育成 ③創造性あふれ力強く伸びゆく産業の振興 ④人と自然が共生する 環境にやさしい社会の実現 ⑤国内外に広がる交流ネットワークの形成 ↓ 農林水産業の高付加価値化 地域資源（シラス） 宇宙関連施設 ↓ ①バイオ・製造技術（食品関連産業） ②ナノ・材料（シラスの活用） ③宇宙関連産業	21 世紀に自活できるたくましい山口県の創造 ①ひとのくらし創造戦略 ②文化・スポーツ戦略 ③健やか・長寿社会創造戦略 ④みどり創造戦略 ⑤地域・パワーアップ創造戦略 ⑥交流活力創造戦略 ⑦産業フロンティア創造戦略 ⑧ふるさと産業創造戦略 ↓ 産業の多様化（化学・石油・鉄鋼から脱却） ↓ 新たな産業の育成と創業・中小企業の自立 ↓ ①環境（バイオマス、ゲノム、新エネルギー） ②医療機器（白色バイオカード技術の活用）	自由かつ遠く人輝く自治都市・福岡を めざして ～九州、そしてアジアの中で～ ①果敢に挑戦する自治と自律の都市 ②安全で快適な市民生活充実の都市 ③豊かな自然環境と 歴史風土を大切にする都市 ④多様な人が集い活躍する活力創造の都市 ⑤協力で競争により アジアの中で共生する都市 ↓ 科学技術と文化・芸術・エンタテインメントの融合 アジアのゲートウェイ（アジアビジネスの拠点） ↓ ①音楽・映像等のデジタルコンテンツ ②エンタテインメント ③集客産業（コンベンション、国際会議等）	水辺と緑とふれあいの “国際テクノロジー都市”へ ①緑とウォーターフロントを生かした 快適居住都市 ②健康で生きがいを感じる福祉・文化都市 ③あすの産業を拓く国際技術情報都市 ④海にひろがるにぎわいの交流都市 ⑤未来をひらくアジアの学術・研究都市 ↓ 次世代産業の創出・育成 「環境配慮型」生活関連型」 学術研究都市と物流インフラの活用 ↓ ①半導体関連（アナログ LSI 設計など） ②環境関連（エコタウン、クリーンエネルギー） ③ロボット関連（製品、部品） ④物流

Ⅳ. 九州・山口クラスター形成に向けた方向性

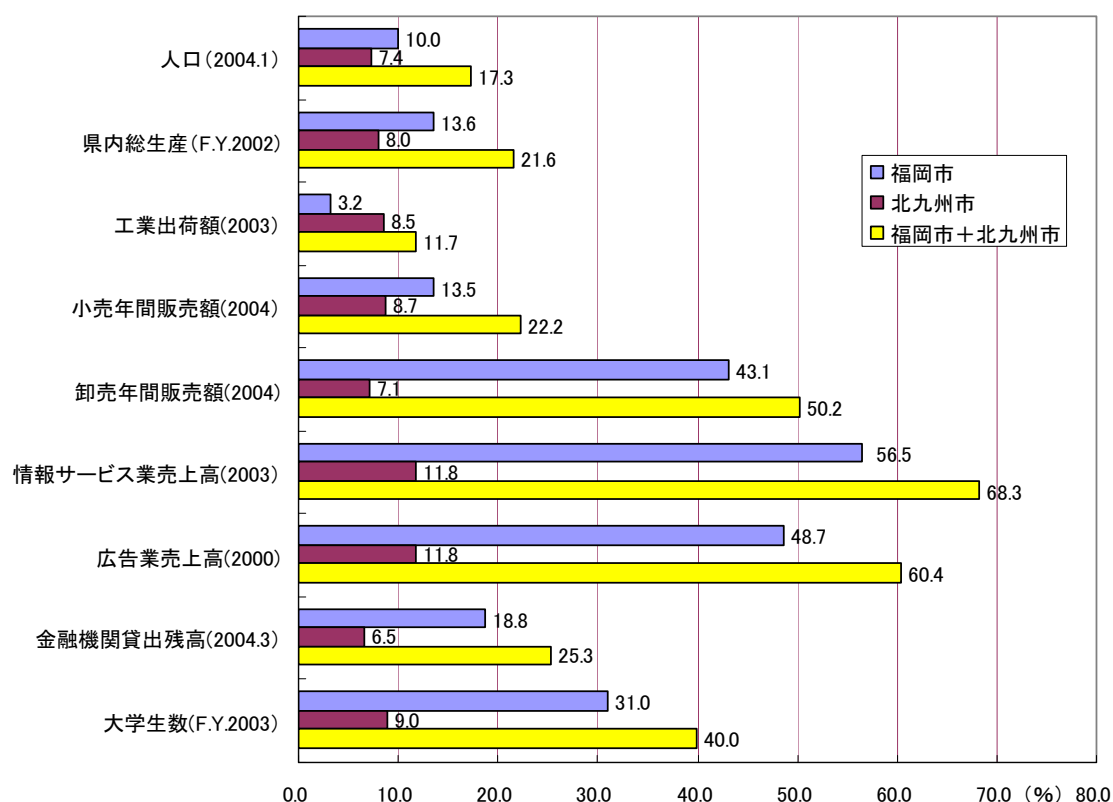
1. ハブ&スポーク型の地域構造の形成

(1) 福岡市及び北九州市への集中状況

九州・山口県においては、これまでも福岡市が経済・行政の中心地として機能してきた。図4-1に示すように、情報サービス業売上高(56.5%)、広告業売上高(48.7%)、卸売年間販売額(43.1%)といった都市型産業は、九州地域の50%前後を占有しており、過度に集中しているといえる。また、大学生数も30%を超え、若者が多く集まっていることが分かる。なお、その他の指標においても、工業出荷額(3.2%)を除いて、人口占有率(10.0%)を上回っている。

一方、北九州市をしてみると、すべての指標が概ね人口占有率(7.4%)の前後にある。あえて言うならば、情報サービス業と広告業の売上高が、人口占有率を4ポイント強上回るが、福岡市には遠く及ばない。また、工業都市と言われているにもかかわらず、工業出荷額の占有率はさほど高くない(8.5%)。地銀の本店がないこともあり、金融機関貸出残高が少ない(6.5%)。

以上から、福岡市に経済機能が集中しており、さらに北九州市と連携することにより、圧倒的な経済力を発揮することができることがわかる。工業出荷額の占有率(11.7%)を除いて、すべての指標で20%を超え、とくに情報サービス業売上高、広告業売上高、卸売年間販売額については、絶対的なシェアを有している。

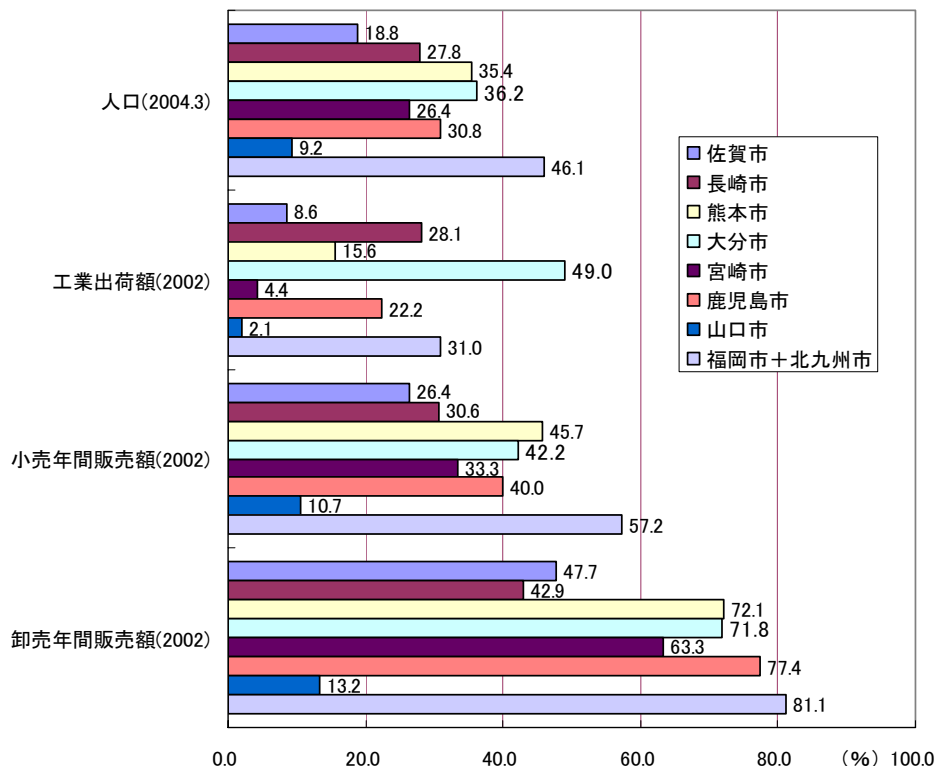


出典、図説九州経済 2006

図 4-1 福岡市及び北九州市への集中度(対九州シェア)

(2) 県庁所在地への県経済の集中状況

県庁所在地の県内占有率をみると、山口市を除き、人口、小売販売額、卸売販売額において、県庁所在地への集中がみられる。その中でも、とくに卸売の機能が集中しており、県庁所在地が中心(ハブ)となって県域に財・サービスを流通していることが分かる。なお、工業出荷額においてはバラツキが大きい、その中で大分市が突出している(49.0%)。



出典、図説九州経済 2005

※特記事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 人口 | 山口県内の上位市：①下関市(245千人)、②宇部市(171千人)、③山口市(139千人) |
| (2) 工業出荷額 | 佐賀県内の上位市：①鳥栖市、②伊万里市、③佐賀市
宮崎県内の上位市：①延岡市、②都城市、③日向市、④宮崎市
山口県内の上位市：①防府市、②徳山市、③新南陽市、・・・⑩山口市 |
| (3) 小売年間販売額 | 山口県内の上位市：①下関市、②宇部市、③山口市 |
| (4) 卸売年間販売額 | 山口県内の上位市：①下関市、②山口市 |

図 4-2 県庁所在地への集中度(対県内シェア)

(3) ハブ＆スポーク型地域構造の形成

これからの地域は、押し寄せるグローバル化と地方分権化に同時に対応し、自立を図っていかなければならず、市や県といった地方自治体の単位では、得意な分野、例えば、任意の産業分野で秀でることはできても、総合力を発揮して自立するには規模的に十分ではないと考える。自立するためには、商工業分野で財・サービスを自らの力で調達し、付加価値をつけ、売りさばく能力の他に、住環境や教育、観光やエンタテインメントといった人が生きていくための基盤と人を引きつける魅力がなければならず、少なくとも九州程度の規模が必要ではないかと考える。

以上をふまえ、ハブ＆スポーク型の地域構造の形成を提案したい。つまり、福岡市と北九州市が連携することにより、わが国第 4 のメガロポリスを形成し、九州・山口地域のハブとなる。県庁所在地は、自らの県のハブとして県内の市町村を統括する。このように、福岡市と北九州市⇄県庁所在地⇄県内市町村といった階層的なネットワークの形成し、九州・山口がひとつのメガ地域「九州・山口クラスター」として機能するのである(図 4-3)。

九州・山口地域が国内の他地域、ひいては環黄海経済圏の中で確かな地域を築くには、比較優位な産業をもつ必要があり、また、九州・山口地域を構成する各地域、ここでは県においても、他県にない比較優位な産業を持つことにより、存在を確固たるもの(差別化)にしなければならない(図 4-4、表 3-1)。

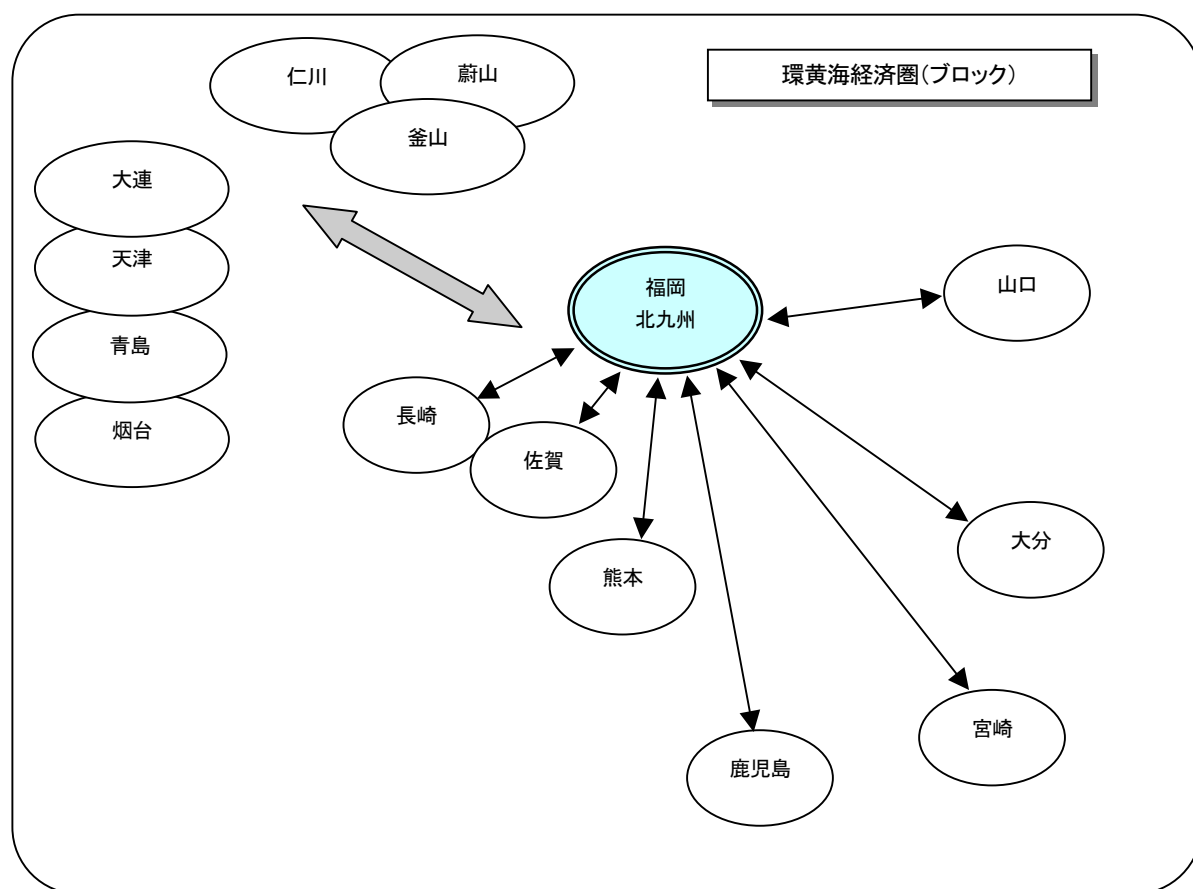


図 4-3 九州・山口地域のハブ＆スポーク型の地域構造

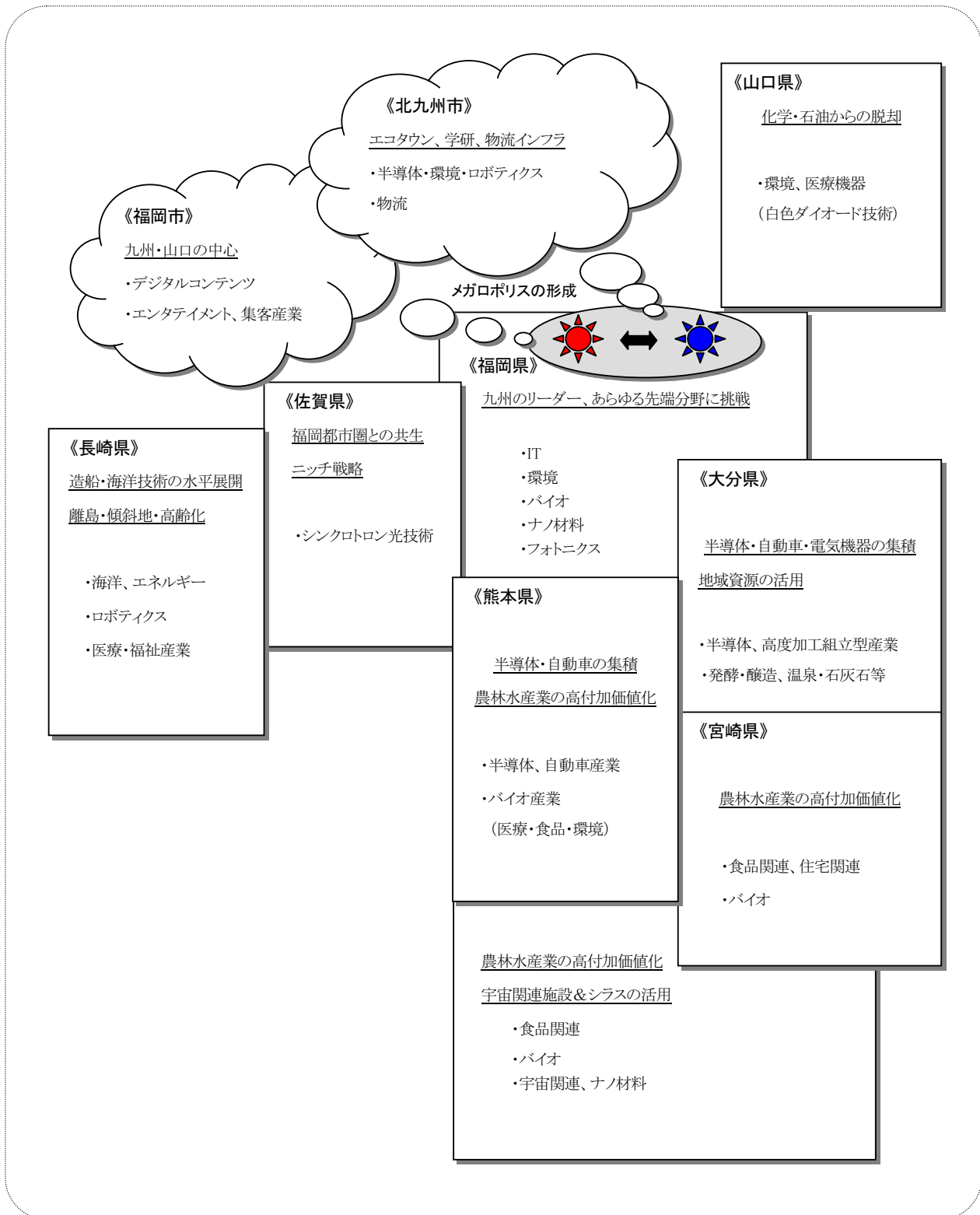


図 4-4 各県及び両政令指定都市のポジショニングの方向性

2. 日本国内における九州・山口のポジショニング

九州・山口地域が国内において存在感を出し、特定の分野で凌駕していくための方向性について考えてみたい。

まず、重点分野として、①半導体関連産業、②自動車関連産業、③環境関連産業、④農林水産業を設定する。

「半導体関連産業」については、製造拠点から、設計・開発・製造までの総合的な拠点へと伸張していく。また、電子部品の比重が増加している自動車産業との連携により、新たな製品開発の活路を見出す。

「自動車産業」については、北部九州及び山口県への生産工場の新設及び増強により、愛知県に次ぐ国内第二の拠点へと進展していく中で、地域企業の製造技術力や生産管理力の向上を図り、自動車関連産業への進出を促進させる。また、当該地域に不足している分野の企業誘致を図ることも必要である。さらに、自動車産業で蓄積された生産技術及び生産管理力を半導体や電子機器産業に活かし、相乗効果を発揮することが期待される。

「環境関連産業」については、北九州市、大牟田市、水俣市で展開されているエコタウン事業を中心に、リサイクル等の資源循環型産業を創造に努め、21 世紀の環境協調型のライフスタイルを提案することが望まれる。

「農林水産業」については、今後ともわが国の食料供給拠点として、存在感を増す必要があり、そのためには新たな品種の開発や高機能化、生産性の向上などを、農工連携、例えばバイオテクノロジーの活用などにより推進していく必要がある。

3. 環黄海経済圏における九州・山口のポジショニング

次に、環黄海経済圏での方向性について考えてみたい。

「半導体」については、韓国や中国と競争するためには、比較優位な分野、例えばアナログ LSI などを選定し、あくまでニッチ戦略を展開する。また、当該分野の開発拠点として人材育成に力を入れたり、マザー工場として存在感を出すことが必要である。

「自動車関連産業」については、これまでも韓国とは金型などの機械部品において水平分業が進展してきたが、中国の自動車生産の伸長に伴い、今後さらに部品生産の水平分業が期待される。各企業においては、比較優位な技術を保有しなければならないことは自明のことである。

「環境関連産業」については、工業化が急ピッチで進む東アジア地域に対して、エコタウン事業のノウハウを輸出したり、国際資源循環を推進したり、人材育成の拠点化形成が考えられる。とくに人材育成においては、これまでの公害抑制技術といったテクニカルなものから、循環型社会形成を図るための社会システム構築を推進する人材の育成が求められている。

「農林水産業」については、高機能、安全な食材の開発・輸出が必要である。また、九州・山口地域には、温泉などの自然環境が豊富にあるため、豊かな食材やテーマパークと抱き合わせることで、観光産業との相乗効果が期待できる。

(吉村 英俊 北九州市職員、中小企業診断士)
(木村 温人 北九州市立大学北九州産業社会研究所 教授)
(谷村 秀彦 北九州市立大学大学院社会システム研究科 教授)

〔注記〕

- (1) ここで九州とは、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の7県を指す。
- (2) 環黄海地域の定義については、いくつかの先行研究があるが、ここでは東アジア都市会議事務局他(2004.3)による定義を用いることにした。
中国:遼寧省、河北省、山東省、北京市、天津市
韓国:京畿道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚南道、仁川市、大田市、光州市、釜山市、蔚山市
日本:九州(沖縄県を除く)、山口県
- (3) 域内調達率において、シートなどのかさ張る部品の域内調達率は高いが、走行系部品などは低い。そういった意味から、福岡県苅田町に建設中のトヨタ自動車のエンジン工場の稼働(2006年1月)による波及効果に期待がかかる。
- (4) 海外進出とは、九州に本社を置く企業による「100%現地法人」「現地企業との共同出資」「支社、支店、駐在員事務所など」「海外への資本参加」を指す。
- (5) 航空貨物に関するデータは、財務省門司税関及び長崎税関が実施した「輸出入貨物の物流動向調査(2004.9.1～2004.9.7)」による。

(6) 福岡県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	5,051	千人	第1位	33.8%	
面積(2003.10)	4,974	sqkm	第6位	10.3%	
県内総生産(F.Y.2001)	174,653	億円	第1位	34.6%	
農業産出額(2002)	2,263	億円	第4位	12.9%	劣位↓
工業出荷額(2002)	70,252	億円	第1位	30.3%	
情報サービス業売上高(2002)	3,546	億円	第1位	69.5%	優位↑
卸売業年間販売額(2002)	168,118	億円	第1位	56.4%	優位↑
小売業年間販売額(2002)	52,228	億円	第1位	35.0%	

- (7) ふくおか新世紀計画は、1997年度から2010年度までの14年間にわたる長期計画であり、現在は2002年度から2005年度までの第二次実施計画の時期にある。

(8) 佐賀県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	872	千人	第8位	5.8%	
面積(2003.10)	2,439	sqkm	第8位	5.1%	
県内総生産(F.Y.2001)	29,121	億円	第8位	5.8%	
農業産出額(2002)	1,342	億円	第6位	7.6%	優位↑
工業出荷額(2002)	14,069	億円	第7位	6.1%	
情報サービス業売上高(2002)	71	億円	第8位	1.4%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	10,283	億円	第8位	3.5%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	8,468	億円	第8位	5.7%	

- (9) 夢・輝く「人財“有”県 生活“悠”県」のさがづくりは、2001年度から2010年度までの10年間にわたる長期計画である。

(10) 長崎県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	1,501	千人	第 5 位	10.0%	
面積(2003.10)	4,094	sqkm	第 7 位	8.5%	
県内総生産(F.Y.2001)	45,786	億円	第 5 位	9.1%	
農業産出額(2002)	1,301	億円	第 7 位	7.4%	劣位↓
工業出荷額(2002)	15,059	億円	第 6 位	6.5%	劣位↓
情報サービス業売上高(2002)	186	億円	第 5 位	3.6%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	18,067	億円	第 5 位	6.1%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	14,914	億円	第 5 位	10.0%	

(11) ながさき夢・元気づくりプランは、2001 年度から 2010 年度までの 10 年間にわたる長期計画であり、2006 年度から 2010 年度を後期 5 ヶ年計画と位置づけている。

(12) 大分県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	1,218	千人	第 6 位	8.1%	
面積(2003.10)	6,339	sqkm	第 4 位	13.1%	
県内総生産(F.Y.2001)	45,104	億円	第 6 位	8.9%	
農業産出額(2002)	1,460	億円	第 5 位	8.3%	
工業出荷額(2002)	28,634	億円	第 3 位	12.4%	優位↑
情報サービス業売上高(2002)	283	億円	第 3 位	5.5%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	14,651	億円	第 7 位	4.9%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	12,305	億円	第 6 位	8.2%	

(13) 安心・活力・発展プラン 2005 は、2005 年度から 2015 年度までの 11 年間にわたる長期計画である。

(14) 熊本県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	1,855	千人	第 2 位	12.4%	
面積(2003.10)	7,404	sqkm	第 2 位	15.3%	
県内総生産(F.Y.2001)	55,560	億円	第 2 位	7.4%	劣位↓
農業産出額(2002)	3,255	億円	第 1 位	18.5%	優位↑
工業出荷額(2002)	23,802	億円	第 4 位	10.3%	半導体:全国の 1 割生産
情報サービス業売上高(2002)	401	億円	第 2 位	7.9%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	24,165	億円	第 3 位	8.1%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	17,683	億円	第 2 位	11.8%	

(15) パートナースhip 21 くまもとは、2001 年度から 2010 年度までの 10 年間にわたる長期計画である。

(16) 宮崎県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	1,164	千人	第7位	7.8%	
面積(2003.10)	7,735	sqkm	第2位	16.0%	
県内総生産(F.Y.2001)	35,017	億円	第7位	6.9%	
農業産出額(2002)	3,129	億円	第3位	17.8%	優位↑
工業出荷額(2002)	12,221	億円	第8位	5.3%	劣位↓
情報サービス業売上高(2002)	184	億円	第6位	3.6%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	15,887	億円	第7位	5.3%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	11,078	億円	第7位	7.4%	

(17) 元気みやざき創造計画は、2005年度から2014年度までの10年間にわたる長期計画である。

(18) 鹿児島県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	1,775	千人	第3位	11.9%	
面積(2003.10)	9,187	sqkm	第1位	19.0%	
県内総生産(F.Y.2001)	55,560	億円	第4位	11.0%	
農業産出額(2002)	4,036	億円	第1位	23.0%	優位↑
工業出荷額(2002)	17,911	億円	第5位	7.7%	劣位↓
情報サービス業売上高(2002)	249	億円	第4位	4.9%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	26,318	億円	第2位	8.8%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	17,001	億円	第3位	11.4%	

(19) 21世紀新かごしま総合計画は、2003年度から2010年度までの8年間にわたる長期計画である。

(20) 山口県の経済現勢指標

指 標	データ		九州・山口における順位・シェアなど		
人口(2003.10)	1,512	千人	第4位	10.1%	
面積(2003.10)	6,111	sqkm	第5位	12.7%	
県内総生産(F.Y.2001)	58,159	億円	第3位	11.5%	
農業産出額(2002)	789	億円	第8位	4.5%	劣位↓
工業出荷額(2002)	49,669	億円	第2位	21.4%	優位↑
情報サービス業売上高(2002)	182	億円	第7位	3.6%	劣位↓
卸売業年間販売額(2002)	20,333	億円	第4位	6.8%	劣位↓
小売業年間販売額(2002)	15,617	億円	第4位	10.5%	

(21) やまぐち未来デザイン21は、1998年度から2010年度までの13年間にわたる長期計画である。

(22) 福岡市の経済現勢指標

指 標	データ		県内シェア	九州・山口県 におけるシェア	備 考
人口(2003.10)	1,327	千人	26.3%	8.9%	
面積(2003.10)	340	sqkm	6.8%	0.7%	
県内総生産(F.Y.2001)	61,311	億円	35.1%	12.1%	
農業産出額(2002)	83	億円	3.7%	0.4%	劣位↓
工業出荷額(2002)	6,359	億円	9.1%	2.7%	劣位↓
情報サービス業売上高(2002)	2,862	億円	80.7%	56.1%	超優位↑
卸売業年間販売額(2002)	121,928	億円	72.5%	40.9%	超優位↑
小売業年間販売額(2002)	18,089	億円	34.6%	12.1%	

(23) 自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～は、2003 年から 2015 年までの 14 年間にわたる長期計画である。

(24) 北九州市の経済現勢指標

指 標	データ		県内シェア	九州・山口県 におけるシェア	備 考
人口(2003.10)	994	千人	19.7%	6.6%	
面積(2003.10)	485	sqkm	9.8%	1.0%	
県内総生産(F.Y.2001)	35,966	億円	20.6%	7.1%	
農業産出額(2002)	62	億円	2.7%	0.4%	劣位↓
工業出荷額(2002)	15,605	億円	22.2%	6.7%	人口シェア
情報サービス業売上高(2002)	588	億円	16.6%	11.5%	
卸売業年間販売額(2002)	19,781	億円	11.8%	6.6%	
小売業年間販売額(2002)	11,141	億円	21.3%	7.5%	

(25) 北九州市ルネッサンス構想は、1989 年度から 2005 年度にわたる 17 年間の長期計画であり、今年度は第三次実施計画の最終年にあたり、現在次期実施計画を作成しているところである。

〔参考文献〕

◆全 般

九州経済産業局産学官連携推進室 (2003.3) 『産学官連携による地域経済社会の発展を目指して』

九州経済産業局企画調査課 (2004.1) 『九州の経済概況』

九州経済産業局新規事業課 (2004.11) 『九州ベンチャー読本 2004』

九州経済産業局 (2005.4) 『九州の産学官連携の現状と課題』

九州経済産業局 (2005.7) 『九州経済の現状』

九州経済産業局 (2005.8) 『九州経済の活性化に向けて』

九州経済産業局新規事業課 (2005.10) 『九州アジア国際化レポート 2005』

東九州軸産業戦略委員会・九州地方整備局・九州経済産業局 (2004.5) 『東九州軸産業戦略』

九州半導体イノベーション協議会 (2004.9) 『九州シリコン・クラスター計画』

東アジア都市会議事務局他 (2004.3) 『新たな局面を迎えた環黄海経済圏形成の可能性』

日本政策投資銀行九州支店大分事務所 (2005.6) 『クラスター融合への時代へ』

(財)九州経済調査会 (2005.10) 『図説 九州経済 2006』

(財)九州経済調査会 (2005.2) 『2005 年版 九州経済産業白書』

大前研一 (2002.3) 『チャイナ・インパクト』 講談社

大前研一 (2002.7) 『中国シフト』 小学館

◆福岡県

福岡県企画振興部企画調整課 (2002.6) 『ふくおか新世紀計画 第二次実施計画』

◆佐賀県

佐賀県企画県民部企画調整課 (2001.3) 『佐賀県総合計画』

佐賀県農林水産商工本部 (2005.6) 『「際立つ佐賀県」となるための 5 つの戦略』

◆長崎県

長崎県政策調整局科学技術振興課 (2004.3) 『長崎県の研究開発の重点化』

長崎県政策調整局政策企画課 (2005.8) 『長崎県長期総合計画 後期 5 か年計画』

◆大分県

大分県商工労働部商工労働企画課 (2005.1) 『おおいた産業活力創造戦略』

大分県企画振興部企画調整課 (2005.10) 『大分県長期総合計画』

◆熊本県

熊本県企画開発部企画調整課 (2000.6) 『熊本県総合計画』

熊本県企画振興部企画課 (2004.3) 『熊本県科学技術振興指針』

熊本県商工観光労働部産業支援課 (2005.6) 『熊本ものづくりフォレスト構想』

熊本県商工観光労働部産業支援課 (2005.6) 『熊本バイオフォレスト構想』

熊本県商工観光労働部産業支援課 (2005.7) 『熊本セミコンダクター・フォレスト構想』

◆宮崎県

総合政策本部総合政策課 (2001.3) 『宮崎県産業科学技術振興指針』

総合政策本部総合政策課 (2004.7) 『宮崎県雇用・産業再生指針』

総合政策本部総合政策課 (2005.3) 『宮崎県長期総合計画』

◆鹿児島県

企画部企画調整課 (2001.1) 『21 世紀新かごしま総合計画』

商工観光労働部工業振興課 (2003.3) 『鹿児島県科学技術振興指針』

◆山口県

山口県商工労働部商政課 (2001.3) 『産業振興ビジョン 21』

山口県総合政策局政策企画課 (2004.3) 『やまぐち未来デザイン 21 第四次実行計画』

◆福岡市

福岡市総務企画局企画調整部 (2002.6) 『福岡市科学技術振興ビジョン』

福岡市総務企画局企画調整部 (2003.5) 『福岡市 新・基本計画(全市編)第 8 次福岡市基本計画』

◆北九州市

北九州市企画政策室 (2001.4) 『北九州市ルネッサンス構想 第三次実施計画』

北九州市産業学術振興局産学政策課 (2003.8) 『北九州市科学技術振興指針』

北九州市産業学術振興局産学政策課 (2005.2) 『北九州市モノづくり産業振興プラン』

地域におけるイノベーション・システムと「知的クラスター」

ー環黄海地域における「知的クラスター」の連携に向けてー

尹 明憲

はじめに

- I. 地域発展におけるクラスターの意義
- II. 地域におけるイノベーション・システム
- III. 「知的クラスター」とは
- IV. 環黄海地域における知的クラスターの間連携の可能性

<論文要旨>

今日、イノベーションもしくはクラスターが地域経済の発展の原動力であることは広く認識されて、北九州地域では学術研究都市で「知的クラスター」事業が推進されている。このような施策は、韓国・中国でも推進されており、北九州市が今後経済交流を拡大しようとしている「環黄海地域」で、国境を越えた「知的クラスター」間の協力を推進することができれば、それは北九州市にとっての比較優位にもなる。筆者は、環黄海地域における「知的クラスター」相互間の連携を展望して、現況と方策、そのための課題とを探ることが今後重要になると考えている。本稿ではその基礎作業として「知的クラスター」に関連する概念規定の整理を行う。まず、地域発展にとっての「クラスター」の意義について、次に「知的」という形容詞で想起されている地域における「イノベーション」のあり方について論じる。そして、「知的クラスター」の概念規定を行う。

<キーワード>

クラスター、イノベーション・システム、相互学習、産学官連携、知的クラスター、環黄海地域

はじめに

1991年に東アジア(環黄海)都市会議(以下では都市会議)を開催して以来、北九州市は環黄海地域との国際交流に取り組んできた。その東アジア都市会議が2004年11月に「東アジア経済交流推進機構」(以下では推進機構)に衣替えしたことによって、北九州市の国際交流は新たな段階に入ったと見ることができる。従来は定期会議の形式が採られて、ODAを伴った大連市環境保全計画に対する協力などの成果も上げることは出来た。しかし、国際交流を北九州市自体の発展に結び付けるために、総論に留まる「都市会議」よりも、各論に踏み込み実践的なプロジェクトに具体化するのが容易な「推進機構」に交流形態を変更することが必要となる段階に至った、ということである。

「都市会議」では隔年の市長会議、毎年の実務者会議で一定テーマについて議論が続けられてきたが、具体的なビジネスにはつながらず、都市間ネットワークを形成・発展させるには限界があった。他方、「推進機構」では「ものづくり」、「環境」、「観光」、「ロジスティクス」の4つの分科会を設けて同時並行に継続して共同プロジェクトを遂行していくので、相互交流が具体的な成果として実を結ぶ可能性は大きい。

「ものづくり」部会に焦点を絞れば、当該都市の企業、大学及び産学連携機関の相互交流が「知的クラスター」間の国際連携としてネットワーク化し、共同研究開発・イノベーションが活発化して環黄海地域発の新技術が絶え間なく創出されるようになる場合に、このような環黄海地域の国際交流は、最も有益なものとなると考えられる¹⁾。このことは、「推進機構」の基本構想にも盛り込まれていたが、今後どのように具体的プロジェクトとして展開されていくか、注目されるところである。筆者は、環黄海地域における「知的クラスター」相互間の連携を展望して、現況と方策、そのための課題とを探ることが今後重要になると考えている。

本稿ではそのための基礎作業を行うこととする。「知的クラスター」の形成・発展がイノベーション主導の地域発展につながると言えるが、まず「知的クラスター」とはいかなるものか理解しておく必要がある。近年は「クラスター」という用語の他に、「イノベーション・システム」という用語も多用される。そこで、Ⅰでは近年注目されているクラスターという概念を取り上げ、その地域発展における意義について考察する。次にⅡでは地域における「イノベーション・システム」のあり方について、Ⅲでは科学技術面でのイノベーションに重点を置いた「知的クラスター」について論じる。最後に、Ⅳでは、以上を踏まえて、環黄海地域での「知的クラスター」の連携の可能性について言及する。

Ⅰ．地域発展におけるクラスターの意義

北九州地域は、かつて主要工業地帯の一つとして日本経済を支えてきたが、過去20年来アジアNIEs及び中国が成長を続けるにつれて、北九州地域の重厚長大型の産業構造は競争力を失い、長期にわたる低迷状態を余儀なくされたのは、周知のところである。近年日本経済は回復基調を示しているが、地方中核都市を含む「地域」が低迷状況から完全に脱却するためには、一層の自助努力が求められる。主要工業地域としてかつて競争力を有していた地域が競争力を失うようになったのは、根本的にはグローバル化の進展にともなってあらゆる地域が国境を越えた世界規模での競争に巻き込まれ、経済の基盤＝競争力の源泉が、設備・工場などの目に見える資産から技術やデザイン・ブランドなど目に見えない知的財産に移ったことによる。そのため、将来の地域発展を展望するためには、産業構造を知的財産に基づいたイノベーション主導型のそれに転換することが不可避となった。

ここで、「イノベーション」が意味するところをシュンペーターの定義にしたがって確認すると²⁾、「イノベーション」とは、生産に必要とされる生産手段の非連続的な「新結合」を指し、新結合には次の5つの種類が含まれる。①新しい財貨、すなわち消費者の間でまだ知られていない財貨、あるいは新しい品質の財貨の生産、②新しい生産方法（科学的に新しい発見に基づく必要はなく、商品の商業的取扱に関する新しい方法をも含む）、③新しい販路の開拓、④原料あるいは半製品の新しい供給源の獲得、⑤新しい組織の実現(独占的地位の形成あるいは独占の打破)などが含まれる。したがって、技術変化だけには限定されない、広範な現象を意味する。そして、シュンペーターは、以上5つの形態での生産手段の新結合が旧結合と並行して現れることもあるが、原則として生産手段をめぐる旧結合との相克、すなわち「創造的破壊」が生じることを示唆している。

このようなイノベーション主導への発展戦略の転換の必要性は韓国でも認識されるようになった。韓国では財閥が徹底して「規模の経済」を追及し、やはり重厚長大型の重化学工業化の発展軌道をたどってきたが、1997～98年の通貨危機に直面して、痛みを伴った教訓として従来の発展戦略の抱える問題点を認識するようになった。そして、危機克服後の成長動力として外国企業の積極的誘致とイノ

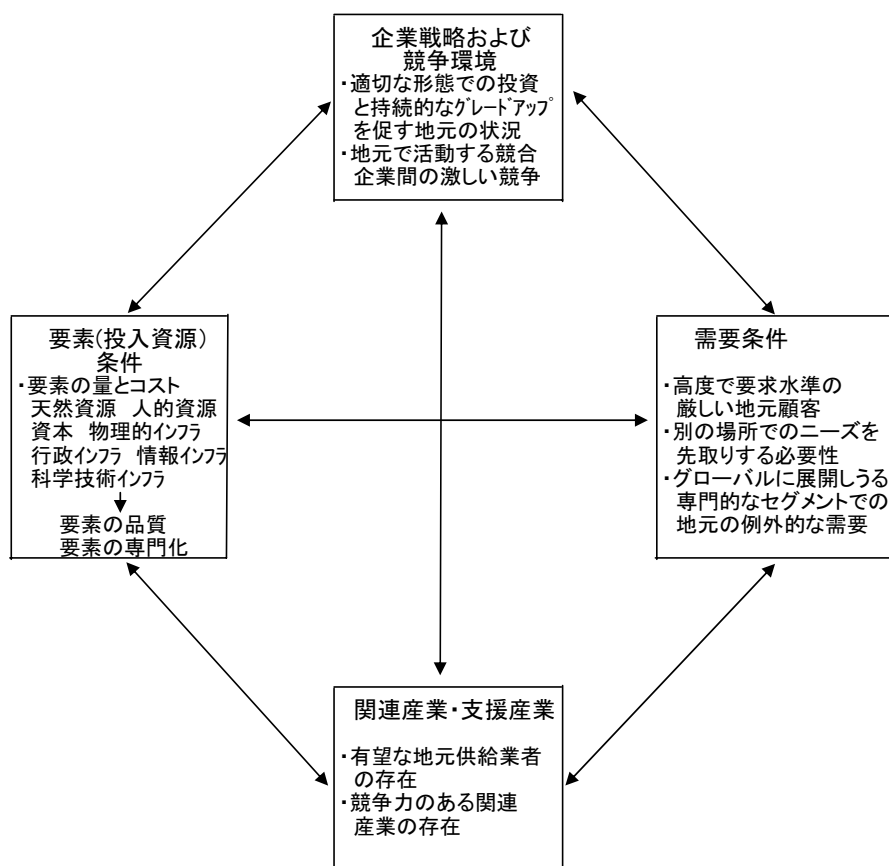
バージョン・システムの確立を掲げるようになった³。

中国については、近年多数の外国人直接投資の誘致を呼び水として工業基盤を形成していき、今や「世界の生産基地」と目されている。しかし、中国では科学技術は従来軍事部門に偏重しており、民生技術は外国技術導入に依存するところが大きく、一層の産業発展のためには独自の産業技術を開発していくことが求められ、研究開発体制の改革が進められてきた⁴。

このように、環黄海地域のいずれの側にとってもイノベーション基盤の強化が発展戦略の正面に据えられているのであるが、そこでは背景としてハイテク産業集積として成功を納めたシリコンバレーをモデルとする「クラスター」概念が流布するようになり、行政レベルでも政策目標として取り上げられるようになった点が挙げられる。今日多くの文献で地域経済の発展戦略として「クラスター」の役割が注目されるようになり、経済産業省(産業クラスター計画)や文部科学省(知的クラスター計画)も日本各地でのクラスター育成を政策的に推進するようになった。クラスターについては近年さまざまな議論が出されているが、提唱者であるマイケル・E・ポーターに依拠してクラスターの概念規定を確認しておく。

マイケル・E・ポーターによると⁵、グローバル経済の文脈の中で国家や地域の競争力を規定付ける

図1. 競争優位源泉としてのダイヤモンド



(出典)マイケル・E・ポーター『競争戦略論Ⅱ』、ダイヤモンド社、1999年、83頁より、一部修正。

のがクラスターであり、それは、「ある特定の分野に属し、相互に関連した、企業と機関からなる地理的に近接した集団が共通性や補完性によって結ばれている状態」を指す。クラスターを構成する主体については、その条件によってさまざまな形態がありうるが、基本的に①最終製品あるいはサービスを生み出す企業、専門的な投入資源・部品・機器・サービスの供給業者、金融機関、関連産業に属する企業によって構成されており、さらに②下流産業(流通チャネルや顧客)に属する企業や、補完製品メーカー、専用インフラストラクチャーの提供者、専門的な訓練・教育・情報・研究・技術支援を提供する機関(大学、シンクタンク、職業訓練機関など)、規格制定団体などが含まれる場合もある。さらに構成主体としてより広がりを持つ場合には、③クラスターのメンバーを支援する、政府機関や、業界団体など民間団体も含まれることになる。そして、地理的範囲も分野と関連機関の存在に応じて決まり、一都市のみの小さなものから、より広い地域、国全体、あるいは隣接する数カ国にまたがる広範なものまでさまざまである。

図1に示すのは、ポーターが競争力に影響を与える立地要因の相互関連を示したダイヤモンド・モデルであるが、立地要因として「企業戦略および競争環境」、「要素(投入資源)条件」、「需要条件」、「関連産業・支援産業」の4つの要因で競争力が規定される。これら4つの要因からなるダイヤモンドは競争力のある産業の集積を促すような環境を作り出し、互いに連携している垂直的な関係(買い手と売り手)や水平的な関係(顧客、技術、流通チャネルの共通性)を通じて、地理的にも集中する傾向を持つクラスターの形成を促すのである⁶。彼によれば、クラスターは直接にはダイヤモンドの一角をなす「関連・支援産業」でありながら、ダイヤモンドの4つの要素の相互作用をも示しており、①個別企業・産業の生産性の向上、②その企業・産業のイノベーション能力の強化、③イノベーションを支えクラスター拡大をもたらす新規事業の形成、という3つの形でクラスターが競争に影響する。一定地域内で近接性を持つクラスター構造の内部では、顧客のニーズの把握や同業企業との競争と協力を通じてイノベーション、特に新規市場の開拓にもつながる製品イノベーションの推進がより容易になる。

しかし、クラスター自体は立地企業および地域、さらに国の産業競争力のあり方を規定付ける概念であるが、イノベーションの過程そのものに立ち入っているわけではない。クラスター論においては、構成主体相互間のネットワークが形成される「場」⁷ないしは「協働空間」⁸としてのあり方と各主体の関係性(相関図)が主要な論点となっているので、イノベーションにおける構成要素間の「相互依存性」については示唆を与えるであろう。しかし、イノベーションが進行していく全過程を解明できるわけではない。

II. 地域におけるイノベーション・システム

イノベーションは、生産性向上としてその効果が公的に認知されるのが非連続的であるとしても、それに至る過程は累積的である⁹。イノベーションの基本となるのは知識であり、知識がイノベーションによって生み出されるアウトプットであると同時に、次のイノベーションのインプットでもある。新しい知識が創出されるためには、既存の知識の蓄積とイノベーションに関わる構成員の間の相互学習が必要不可欠となり、それまでの経緯や蓄積が次のイノベーションを方向付ける「経路依存」的な性格を帯びる¹⁰。そして、イノベーションはもちろん科学技術の進歩によってもたらされた知識を前提とするが、社会の制度、歴史、文化といった要因もイノベーションの方向性を規定する重要な要因となり、イノベーションが社会の変革をもたらす一方で、イノベーションは社会の影響を受けながら進

展する。そのため、イノベーションに関わる制度や仕組みの異なる国および地域ではイノベーションのあり方は異なるものとなる。周知のように、ネオ・シュンペーター論者もしくは進化経済学者などによってイノベーションの過程そのものをシステム（Innovation System）として捉える議論が展開されてきたが、視点によって国家(National)、地域（Regional）、部門（Sector）に分類される¹¹。

パテル/パビットによると、ナショナル・イノベーション・システムは、「一国において、技術習得の程度と方向性(あるいは変化をもたらす活動の規模と構成)を決定付ける国家の制度、インセンティブ構造及び能力」と定義づけている¹²。ここでナショナル・イノベーション・システムを構成する制度とは、民間企業(特に、変化をもたらす活動に投資する企業)、基礎研究と関連トレーニングを提供する大学・研究機関、一般的な教育と職業訓練を提供する公的私的諸機関、技術変化を促進、監督する多くの活動に助成し遂行も行う政府である。「インセンティブ構造」については、政府や民間企業などイノベーションに関わる各主体の行動を規定付ける要因となる¹³。イノベーションに関わる「能力」については、R&D 活動の規模と部門パターンに起因する国際的な技術能力のギャップが存在する点が無視できない。このような国家レベルのイノベーション・システムの概念規定は、地域レベルにも部分的に適用できると考えられる。

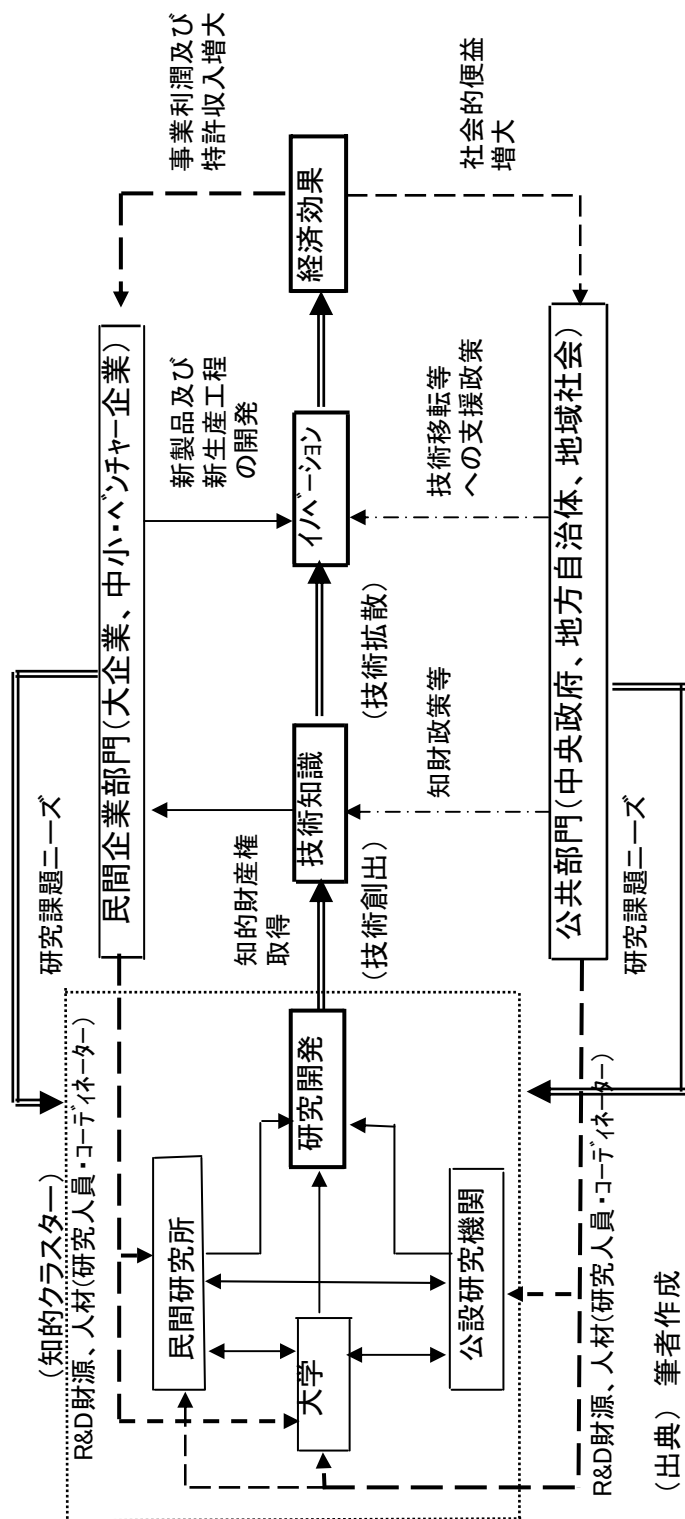
イノベーション・システムのプロセスを、国家・地域のレベルを問わずに、構図として描いてみると、次の図2のように示すことができる。イノベーションには企業組織の革新も含まれるとしても、やはりその中核をなすのは技術的イノベーションであり、研究開発活動が当該国・地域で行われることが必須である。

研究開発の遂行主体は、民間研究所(企業付設研究所、または研究開発型ベンチャー企業、研究開発に特化した営利機関のいずれか)と大学および公設研究機関があるが、これらは研究テーマによって単独で研究活動を行うこともあれば、共同で行う場合もある。民間研究所は、研究活動に要する資源(投資財源および研究人員)の大部分を民間企業部門に依存し、企業から出された研究課題ニーズに沿った研究を進める。公設研究機関、すなわち政府または地方自治体によって(または母体として)設立運営されている研究機関については、大部分の資源を公共部門に依存する。大学での研究活動には公的部門はもちろん民間企業からも研究助成金を獲得して遂行するが、公共部門から研究助成を受ける場合は、基礎研究も含めて研究テーマの裁量が認められる場合が多いが、民間企業からの研究助成については当該企業のニーズに沿った応用分野で活動することが求められることになる。周知のように、近年は各研究機関単独ではなく相互間で連携を取りながら研究開発活動を進める「産学官連携」が盛んになってきており、各研究機関間の連携を進める上でコーディネーターが介在して連携事業の構想・プラン作成・具体化を図っている。諸研究機関の個別または共同での研究開発が遂行されると、技術知識が豊富化され、その成果は当該分野での論文発表や特許申請などの形で公表される。研究開発を通じて創出された知識は、政府の政策に従って手続を経て公認されれば、知的所有権として開発者に占有権が認められる。公共部門(特に政府)は、直接的な助成供与、知財政策の外にも研究開発投資に対する税優遇措置などを通じて研究開発活動を促進する。

次に、知的所有権を取得した民間企業は経営戦略に従ってそれを活用するが、必ずしもただちに実用化に入るわけではなく、大学が取得した特許ではなおさら活用されず放置される場合が多くなる。そこで、活用されていない知的財産権の普及を図るために、公共部門、特に地方自治体が技術移転機関(TLO: Technology Licensing Organization)の設立や中小・ベンチャー企業への技術指導など技術移転を促す政策を講じる¹⁴。民間企業は、このような政策支援を受けながら、企業戦略と市場予測が

合致したところで新技術の活用に取り出し、イノベーション(新製品または新生産工程の開発)を遂行する。企業が実用化に成功すれば¹⁵、経済効果を得ることができるが、企業が獲得技術を自社で活用したなら、それは新市場の開拓または生産コストの削減を通じた事業利潤の増大として現れるし、ま

図2. イノベーション・システムの構図



た知的所有権として自社で保有している技術を他社に提供した場合には、ロイヤルティなど技術取引による報酬を獲得できる。また、イノベーションの成功による経済効果は、公共部門に対しては、例えば環境保全や省エネルギーなど社会的問題の改善という形で便益を増大させる形で現れると考えられる。

このようにイノベーションの過程では、各種研究機関への資源の調達・配分から始まり、研究開発活動による技術知識の創出と知的財産権への転化(技術創出)、技術知識＝特許の民間企業への波及とそれを活用したイノベーションの遂行(技術拡散)、イノベーションによる経済効果の創出と研究開発投資部門への還元、という循環として捉えることができ、その進行を担保するものがイノベーション・システムであると言える。中央政府もしくは地方自治体がイノベーションに関わる適切な政策を行い、企業がイノベーション能力を充分保有しているなら、この循環は円滑に進行していく。

なお、地域イノベーション・システムでは、地方自治体と立地企業の他に、地域民による NPO も何らかの役割を果たすこともありうるし、文化的な背景が重要な意味を持つ¹⁶。したがって、本稿では詳論はしないが、公共部門の 1 つとして地域社会も含めている。

いずれにしても、研究開発に要する資源の投入からはじまり、その経済効果の当該地域への還元までに至る循環として「システム」が成り立ち、その意味で自己完結的な性格を持つと考えられる。

III. 「知的クラスター」とは

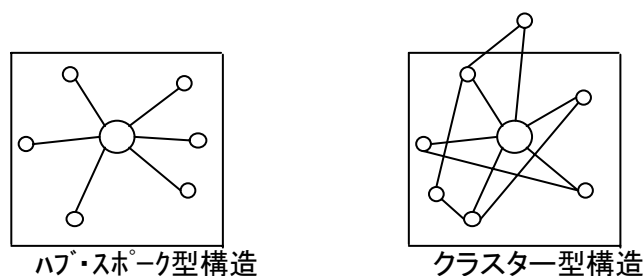
本論冒頭で触れた「知的クラスター」という概念は権田金治氏が提案者である。欧米で注目されるクラスターは物財生産拠点としてよりも、新しい知が効率的かつ連続的に創出され続ける技術革新拠点としての性格を帯びている点を捉え、彼は、「知的クラスター」について「相互に共通の目的を有する知的連携のための繋がり(ネットワーク)」と定義している¹⁷。前節で示した図 2 では、点線で囲い込んだ部分が「知的クラスター」に当たると見なすことができる。周知のように、「知的クラスター」は文部科学省が推進している政策であるが、彼は、「その内容は提案者の意図とは全く異なった意味で用いられている」と述べている。

文部科学省は平成 14 年から「知的クラスター創成事業」を第 2 期科学技術基本計画(平成 13～17 年)の一環として実施しているが、そこでの「知的クラスター」の定義は、「人的ネットワークや共同研究体制が形成されることにより、核をなす公的研究機関等の有する独創的な技術シーズと企業の実用化シーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新とこれに伴う新産業創出が起こるシステム」とされている¹⁸。

両者の定義がどのように異なるかは直接確認することができないが¹⁹、「提案者の意図」を読み取ってみると、次のようになるだろう。文部科学省にとっては、技術シーズを保有する公的研究機関が核となってその周辺に位置する企業(民間研究機関)が相互関係を持つ形態で地域でのクラスターの関係性が描かれているが、これは図 3 でのハブ・スポーク型構造と読み取ることができる。すなわち、核としての公的研究機関を中心にそれぞれの企業が関係を結んでいるが、企業(民間研究機関)間のネットワークは等閑視されている。

しかし、クラスターがそれ自体として構築されるのであれば、当該地域の中で企業(民間研究機関)同士のネットワークも形成されているし、また必ずしも公的研究機関とのネットワークを持っていない機関や地域外の機関(大学・研究機関または企業)とネットワークを結び、相互に作用しあいながら地域としての競争力を高めていく構造になると考えられる。

図3. 地域における公的研究機関と企業との関係



(出典)筆者作成。

当該地域における状況にしたがってハブ・スポーク型構造からはじめること、または結果としてそれに帰結することはありうるであろうが、将来目指すべき政策目標としてハブ・スポーク型構造の形成を掲げることは望ましくない、ということと考えられる。そして、ハブ・スポーク型構造は地域としては自己完結しており、地域外にネットワークを広げていくことが想定されていない。

一方、権田氏にとっては、技術革新過程で最も重要なことは市場や社会の動向を的確に把握することが必要であり、そのためには市場や社会のコンテキストを共有する知的連関が形成されていなければならない、知は特定の組織や社会に集中する性質を持つ、と捉えている。したがって、特定地域に大学や研究所が集積していても知的連関が形成されていなければ知的クラスターとして機能せず、「知的創造は空間情報としてのコンテキストの共有と理解から」始まるべきである、と述べている²⁰。そのためには、クラスター構成員の間でさまざまな手段(直接の対話も含む)による意思疎通を通じて集団的学習が常時行われることが重要となる。

集団的学習によって知的連関が形成され、知的クラスターが、図2で示すように、イノベーション・システムの一環として機能するようになれば、当該地域外の研究機関(企業)にネットワークを広げることができる。むしろ、文化的な背景を異にする機関と接触することによって、文書などで明示されていない暗黙知も含めて、当該地域には未知の知識を得て、新しい知的創造を持続させることもできるであろう。

定義付けはともかくとして、2002年に文部科学省が打出した「知的クラスター創成事業」は、現在日本全国で18地域(16クラスター)が指定されて、「知的クラスター」を形成するための事業として、事業実施主体となる中核機関に対して助成金(一地域あたり年間5億円)を交付し、次のような事業を行ってきた²¹。①「知的クラスター」本部の設置、②専門性を重視した科学技術コーディネーター(目利き)の配置や「弁理士」等のアドバイザーの活用、③大学の共同研究センターなどにおける、企業ニーズを踏まえた、新技術シーズを生み出す産学官共同研究の実施、④研究成果の特許化及び育成にかかる研究開発の実施、⑤研究成果の発表のためのフォーラムなどの開催。

周知のように、北九州地域(北九州学術研究都市)でも文部科学省の指定地域の1つとして「北九州ヒューマンテクノクラスター」事業を推進してきた。研究分野としてはシステムLSIの応用技術の開発に特化しており、「システムLSI設計技術」の開発を目指す「福岡システムLSI設計開発クラスター」とともに、「九州広域クラスター」を構成している。これにともなって、LSI関連をはじめとして計31社の企業が北九州学術研究都市に進出してくる(2005年8月1日現在)など、事業自体は成果を挙げている。

IV. 環黄海地域における知的クラスター間の連携の可能性

本論冒頭で触れたように、「東アジア経済交流推進機構」が発足するなど、環黄海地域での交流・連携の条件はかなり整ってきたと見なすことができるが、同機構などを通じて今後イノベーションないしは技術開発の分野で「知的クラスター」間の連携が実現できるかどうか注目される。

そのためには、北九州地域で産学官連携による共同研究事業が一層活性化することが求められるのは、言うまでもない。2002 年から開始された「知的クラスター創成事業」は文部科学者による第 2 期科学技術基本計画（2001～2005 年度）に沿って実施されてきて、この事業に対する財政支援は 5 年間で終了するので、その後も継続されるのか見守る必要があるが、これまでの成果と問題点を精査して、クラスター形成の第 2 ラウンドに入る準備が必要となるだろう。クラスター内の構成機関の関係がハブ・スポーク型であるとしても、確実に形成されてきているのならば、個々の企業が経営基盤を強化し企業が主体的にネットワークを広げて文字通りクラスター型の構造を形成して地域経済の競争力を高めることが望まれる。そのためには、今後企業の経営能力を高めるための支援に注力する必要がある²²。

本稿では取り上げる紙幅はあまりないが、環黄海地域においては韓国でも中国でも科学技術振興の必要性が重視されており、技術イノベーション拠点構築に向けた試みが進行している。例えば、韓国では 2004 年より「国家均衡発展 5 カ年計画」（以下では均衡計画と略称）を実施している。ここで均衡計画について簡単に触れると、韓国経済の問題点を首都圏集中と地域革新体制の不備と捉えて、首都圏対策、落後地域開発とともに、各地域圏での戦略産業選定、クラスター造成、地域革新体制の構築を推進戦略として、「均衡発展を通じた第 2 の国家跳躍」をビジョンとして掲げている。それにしたがって、各地方自治体でも「地域革新発展 5 カ年計画」を作成した。韓国ではこれまでにベンチャー企業育成や産学連携促進を目的とする政策は実施されてきたが、それを計画的かつ体系的に推進しようとしている。

一方、中国では国家的な研究開発プロジェクトとして 1980 年代後半から 863 計画やたいまつ計画などが実施され、2001 年から開始された第 10 次 5 カ年計画においては、IT、ハイテクを活用して従来型の経済構造の改革と IT 産業の振興、知識経済化の導入による経済発展が企図されている。また、中国では 1995 年に全大学に法人格（事業単位法人）が付与され、大学出資による校弁企業の設立と研究成果の事業化が容認された。このような大学発ベンチャーの集積地として北京・中関村が注目されていることは周知のところであり、産学官連携という面ではむしろ日本、韓国より先進的であるかもしれない。ちなみに、中国におけるイノベーション支援施設は、「ハイテク産業開発区」53 ヶ所、「大学サイエンスパーク」22 ヶ所、「国家レベル・ソフトウェアパーク」29 ヶ所が存在するが、九州地方にとって交流対象地域となりうる環黄海地域（北京市、天津市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省）に所在する施設は、それぞれ 14 ヶ所、10 ヶ所、11 ヶ所ある。また、「東アジア経済交流推進機構」に加盟している中国の 4 都市（天津、大連、青島、煙台）については、前 3 者に「ハイテク産業開発区」と「国家レベル・ソフトウェアパーク」が所在する²³。

環黄海地域における「知的クラスター」間の連携の条件は相当程度整っていると見るができる。まず、冒頭で述べたように、「東アジア経済交流推進機構」では「ものづくり部会」が共同研究開発活動を促進する場として機能するものと期待される。また、2005 年 11 月に韓国大田市で開催された第 5 回「環黄海経済技術交流会議」（九州経済産業局が日本側の窓口）では、それと並行して「環黄海産学官連携大学学長フォーラム」を開催された。

北九州地域で一層の産学官連携の促進を図るとともに、さまざまな経路を通じて韓国・中国の科学技術面での国際協力を活性化していくなら、北九州地域の「知的クラスター」の競争力強化につながる相乗効果をもたらすと考えられる。

1 東アジアにおける知的クラスターの連携という着想は、権田金治「東アジアにおける知的クラスターの創出と連携」(NIRA・EAsia 研究チーム編著『東アジア回廊の形成』、日本経済評論社、2001 年)による。

2 シュンペーター『経済発展の理論』(塩野谷祐一他訳)(上)、岩波書店、1977 年、182～183 頁。なお、この原典は 1926 年に出版されたが、イノベーションに関するシュンペーターの主張は現在もなお大きな意義を持っている。

3 拙稿「IMF 経済危機後の韓国技術政策の展開－環黄海地域における技術協力促進に向けての一考察」(『北九州産業社会研究所紀要』第 46 号、2005 年 3 月、所収)。

4 丸山伸郎「産業技術進歩と R&D 体制改革の役割」(アジア経済研究所『アジア・トレンド』No.23、1997 年 5 月、所収)；馬紅梅「中国における R&D 体制の変容」(『経済論叢』(京都大学)第 168 巻第 2 号、2001 年 8 月、所収)、など参照。

5 マイケル・E・ポーター『競争戦略論Ⅱ』(竹内弘高訳)、ダイヤモンド社、1999 年、第 2 章、参照。

6 同上書、29～31 頁。

7 「場」については、野中郁次郎・紺野登『知識経営のすすめ』、筑摩書房、1999 年、参照。

8 「協働空間」としてのクラスターについては、坂田一郎「知識社会における年のインフラストラクチャ」(植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『都市経済と産業再生』、岩波書店、2004 年、所収)。

9 イノベーションの本質については、一橋大学イノベーション研究センター編『イノベーション・マネジメント入門』、日本経済新聞社、2001 年、10～18 頁。

10 例えば、発展途上国が先進国の先端技術に移転しようとしても失敗に終わる場合が多いが、それは自国の条件に適應させるための技術蓄積が不足することが原因である。

11 イノベーションに関する論文集として出版された、Edquist, Charles and Maureen McKelvey(eds.), *Systems of Innovation : Growth, Competitiveness and Employment Volume I*、2000、においては、PART II で国家レベル、PART III では地域レベル、PART IV では部門レベルでイノベーション・システムを取り扱った論文が含まれている。ちなみに、マイケル・E・ポーターの論文は PART IV に収録されている。

12 Parimal Patel & Keith Pavitt, 'National Innovation Systems : Why They are Important, and How They might be Measured and Compared' in Charles, E. and McKelvey, M. (eds), *Systems of Innovation : Growth, Competitiveness and Employment Volume I*、2000、p.84.

13 例えば、政府にとっては、応用性が少なく経済効果が直ちには現れない基礎研究にどれほど助成するか。また、民間企業にとっては、イノベーション(innovation)の通じて得られる一時的な独占利潤を獲得するか、それとも模倣(imitation)を通じて競争圧力へ対応するか、という企業行動に関わる選択は、インセンティブ構造に左右される。

14 日本において TLO は、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(1998 年制定)を法的根拠として設置されるようになり、北九州 TLO もその 1 つである。この法律は、米国において 1980 年の「バイ・ドール法」制定以降、大学による特許取得と産業界の技術進歩への大学の貢献が増大したという評価による。しかし、リチャード・R・ネルソンによると、大学が収入増加につながる研究成果の特許化を優先して、研究活動の公開性が妨げられる問題点が生じると指摘している。リチャード・R・ネルソン「技術革新における米国の研究大学の貢献」(原山優子編著『産学連携』、東洋経済新報社、2003 年、所収)、参照。この点は TLO 運営の上で留意が必要であろう。

15 周知のように、中小・ベンチャー企業が技術開発には成功したとしても、収益事業として成功するためには資金調達などで経営上の要件を満たす必要がある。特に、新規企業では倒産に終わるケース

が続発するため、新規企業が生き残るために越えるべき狭間という意味で、「デス・バレー」としばしば呼ばれる。

¹⁶ Philip Cooke, Uranga, M.G., Etxebarria G., ‘Regional innovation systems: Institutional and organisational dimensions’ in Charles, E. and McKelvey, M. (eds), *Systems of Innovation : Growth, Competitiveness and Employment* Volume I、2000、でもイノベーション・システムにおいて「システムの質」に関わるとして地域文化の重要性が強調されている。

¹⁷ 権田金治、前掲書、279 頁。

¹⁸ 文部科学省『科学技術白書』平成 16 年版、316 頁。

¹⁹ 『政策研ニュース』No.160（文部科学省科学技術政策研究所ホームページ版）、2002 年 2 月、によると、権田金治氏は 2001 年 12 月に逝去された。

²⁰ 権田金治、前掲書、281 頁。

²¹ 北九州地域の知的クラスターでの中核機関である(財)北九州産業学術推進機構のホームページ(http://cluster.ksrp.or.jp/syb/page_frame.asp?page=contents&id=0001&lang=)による。

²² 吉村英俊、徳永篤司「北九州地域のクラスター形成に向けた現状と課題ー産学連携体制の充実強化の視点からー」『関門地域研究』（関門地域共同研究会）第 14 号、2005 年 3 月、参照。

²³ データは、(株)技術経営創研ホームページ([http:// www.tb-innovations.co.jp](http://www.tb-innovations.co.jp))による。

「観光化」に対する湯布院住民の解釈フレーム分析

須藤 廣

- I. はじめに
- II. 調査の方法と結果
- III. 町長リコール、再選挙運動とフレームとの関係
- IV. 結論 ―ホスト/ゲストとロマン主義的まなざし
- V. おわりに

観光地住民の観光化に対する意識の分裂はどのようにして起こるのか。地域住民が持つ解釈フレームと文化的、社会的、経済的葛藤との関係について、湯布院の例を取りながら考察する。1970代から続く一連の社会運動の中でできあがった「外部資本から湯布院を守る」という基本的なフレームが、現在どのように使われ、またどのように解釈されているのかをインタビューによる質的調査を使って分析する。その際、町村合併反対運動がフレームの解釈に果たした役割についても考察する。

キーワード： 観光化、フレーム分析、地元住民、文化的葛藤、町村合併

I. はじめに

一般的に観光地は、観光客、観光業者、地元住民の3つのプレイヤーの集合で成立している。その中でも観光業者と地元住民の集合は、地域外から流入した観光業関係者、地域内観光業関係者（その多くが地元住民でもある）、観光業と関わりのない地元住民という3つのプレイヤーの集合と言うこともできる。そして、この3つのプレイヤーは必ずしも利害が一致しているとは言えない。地域内の観光業者あるいは地元住民対地域外から流入する観光業者の対立という図式は多くの観光地で見られ、観光研究者、マスメディア等によっても数多く発表、報道されてきている。本稿ではこれをさらに進めて、観光地は地元住民間であっても、観光化の評価の解釈に関してある種の葛藤を孕んでいることを指摘する。観光は一つの近代産業であり、観光地化した地域は他地域からの人口の流入を伴うため、他の近代産業同様古くから持ってきた伝統的な関係性を（そこが古くからの観光地であった場合には、伝統的な観光地としてのホストとゲストの「人格的」関係性をも）変容させる。観光地がそれなりに地域として収益を上げ発展している間はその葛藤は目立たないか、あるいは地域外からの業者との対立のフレームの内に埋没し、かき消される。しかし、観光業の発展が飽和点に達し、地域のテーマが他のフレーム（例えば福祉行政、市町村合併等）に向けられた時に、葛藤は表面化する。

筆者は2000年より由布院温泉の観光客及び観光業者の調査を、主に質的方法を使っておこなってきた。その結果、観光客においてはJ・アーリの言う「ロマン主義的まなざし」と「集合的まなざし」による解釈フレームが混在していること、観光業者においては主に、「集合的まなざし」による解釈フレームに対する許容度をめぐって温度差があること、そして観光業者間の温度差にもかかわらず（単に営利目的で店を開く県外の業者でさえ）「湯布院らしさ」の崩壊、喪失を嘆くというフレームが支配

していることを確認してきた〔須藤、遠藤 2005：第6章〕。これに引き続き筆者は、由布院温泉住民にインタビュー調査を行い、地元住民の観光化に対する解釈のフレームがどのようなものであり、それらが観光客のフレームと観光業者のフレームとどのように調和、又は葛藤しているのか検証しようと思う。

本稿ではこれらを、社会運動の意味形成を誘導する「フレーム」の概念を使って分析する。「フレーム」の概念は、1970年代にアーヴィン・ゴッフマンの心的相互作用論を始めとして、主に認知心理学や精神医学の分野においても使われてきた〔Snow and Benford 1992:p136〕が、現在では社会運動分析、メディア分析等においても幅広く使用されている。この概念は学問的に特に定義されたものではない。本稿では「フレーム」の概念を、成員達が社会的世界を意味づける時に使う「解釈図式（シェーマ）」という意味で用いる。「フレーム」あるいは「フレーミング」については、一般的にはデヴィッドA・スノーとロバートD・ベンフォードが用いた社会運動論的概念として用いられている。彼らを始めとする社会運動論に用いられる「フレーム」の概念は、集合的行為によって導かれた、あるいは集合的行為を引き起こす社会問題等の意味づけ、あるいは彼ら自身のアイデンティティに関するものであり、集合的なものを前提としている〔Hunt, Benford and Snow, 1994〕。筆者は、彼らが社会運動研究分析で使う社会運動や社会問題を意味づける「フレーム」という意味よりも、一般の人々が自分の環境や行動を説明する時に使う「個人的」な（厳密に言えば社会的なのであるが）「解釈枠組」という意味でこの概念を使用しようと思う。社会運動論においては、抵抗運動の主体あるいはその反対者は、問題状況認識の単純化、運動主体、傍観者も含む定義の類型化により、問題状況を自らが掲げた「図式」で支配したいと考える。そして、一定の「解釈図式」が支配したとき、その運動あるいはその反対者は、自らの主張の正統性を獲得できると考える。社会運動の成否はこういった正統性の獲得によることが多い。社会運動とはまさに「意味づけの政治」なのである。しかし、いうまでもなく運動の担い手、あるいは傍観者、あるいは反対者は、与えられた「フレーム」をそのまま使用しているわけではない。人々は自分の利害状況や、コミュニケーションの文脈に合わせて、それを変形し再利用している。また、人々によって使用される「フレーム」は、一人の人間のなかにおいても一貫したものではなく、一人の人間が複数の「フレーム」を使い分けている場合も多い。

社会運動論のなかで応用された「フレーム」概念は、もともとアーヴィン・ゴッフマンが『フレーム分析』のなかで用いた概念によるものである。ゴッフマンは、「フレーム」概念について、人々が権力の力学的方向付けのために使用している点にはあまり重きを置かなかった。彼は、人々が「フレーム」という前意識的な「解釈図式」使いつつ、現実をどのように「経験」しているかに注目する。もちろん行為者に日常世界を類型化し、意味づけることを促す「フレーム」が、第一義的には文化的、社会的に決定され、個人の前にあらかじめ準備されているとゴッフマンも考えてはいる。しかし、彼の興味の焦点はむしろ、人々が既存の「フレーム」をいかに利用しているか、あるいは相互作用の中でいかにそれを変形したり、溢れ出したりするのかにあった。例えば、ボクシングの試合において、ボクサー、そして観客は「ボクシングの試合でありケンカではない」という「フレーム」において場を意味あるものとしているのであるが、ヒートアップしたボクサーが試合という「フレーム」を超え出でることもままある。またサッカーのサポーターのようにヒートアップした観客が、スポーツの試合見物という「フレーム」から「喧嘩」あるいは「戦争」というフレームへと「チャンネル」を切り替えることもありうる（プロレスのようにむしろ「フレーム」からの「逸脱」自体を「フレーム」の中に隠し持っている場合もある〔トンプソン 1986〕）。我々は、日常生活において、このように「フレ

ーム」を変更したり、逸脱したりしつつ行為することにより、「フレーム」自体も多層で多重な意味を持ちうる。

本稿においては、「フレーム」概念を、人々が日常生活の場で個人的、あるいは集合的に用いる可変的な解釈図式という意味に用い、その意味においてはゴッフマンの概念に近く、必ずしも社会運動等集合的行為を通して得られたり、あるいはそのために用いられるものに限定しない。しかし、ゴッフマンが「フレーム」を無意識あるいは前意識的な「認知的構造」としているのに対し、この点において本稿では、「フレーム」を問題状況の解釈における一定程度「論理的」な図式というようなベンフォードとスノーによる概念で用いた。

また本稿では、以上のような「フレーム」の概念を、人々によって持たれた「イデオロギー」（ここでは「虚偽意識」という意味ではなく、真偽概念を超えた意味で「イデオロギー」概念を指す）がいかなる社会的文脈からもたらされるのかを解明するために用いる。背景の違う行為者たちによる観光を巡る「意味づけ」が、どのような文脈のもとになされ、観光以外の事象とどのように絡み合い、どのように変容するのか、湯布院の事例から見ていきたい。

Ⅱ. 調査の方法と結果

調査時期は2004年6月及び8月であり、筆者とゼミの学生が合計約60人の湯布院地区在住の住民に対しインタビュー調査を行った。インタビューは家に直接訪問しておこなったものもあるが、多くは戸外でおこなった。インタビュー対象者は湯布院町に住む者に限定したが、観光業に関係しているかどうかは問わなかった。調査は、調査員と対象者が「近年の湯布院の観光地化について」を中心に、「湯布院らしさについて」「観光客に自慢できるものについて」「何でも言いたいこと」といった大まかなテーマで、雑談する形でおこなった。その結果、以下に上げたような、観光化に対する4つのタイプの解釈フレームが存在していることが分かった。前述したように、解釈フレームは一人の人間が複数持っている場合もあるため、一人の語りを二つ以上のフレームに分けたものもある。以下4つのフレームについて、例を上げながら述べよう。

<フレーム1>（問題はあるものの）町の観光化を評価する。

語り1「土日、人が多くて地元の人が外に出にくいこととかあるけど、観光の宣伝効果が普及してきて湯布院がブランド化されたことはいいこと」（湯布院生まれ60代男性）。**語り2**「よい方向に変化したと思う。発展したけど、古いものはあるし、私は好き。若い人が多いし、若い人の前向きな姿勢が、他のところと比べて・・・」（湯布院生まれ50代女性）。**語り3**「新しい店はみなよその資本だけだけど、それがないとやっていけないもんね。それでいいと思う。田舎だけじゃ食っていけないから、大いにやっていいよ。別に自然は壊してないし・・・」（60代男性）。**語り4**「お客さんは増えてきてると感じる。活気付いてる。観光の面ではね。2、30年前に比べたら。」（大分市出身50代女性）

<フレーム2>外（多くは「県外」を指しているが、「外」と「地元」あるいは「地」の境界はあいまい）からの資本が町の景観や人間関係を壊している、

語り5「ちょっと油断してると新しい店ができたり、無くなったりしてる。お店が多いのはいいと思うけど、あれは地元の人々の商売じゃない。とりあえずお店がぐちゃぐちゃになってる。昔の静かな雰囲気は無くなってきてる」（50代女性）。**語り6**「ホテルでも何でもそこあたりのお店でも、県外資本が入って来てね。ほたもうことで、心を失っとるんですよ。」（70代男性）。**語り7**「便利がよくな

った割には人（人口）が少ない。店ばかりできてるけど、よその人ばかりだから。地元の人はいないよ。」（70 歳代女性、湯布院に来て 40 年）。**語り 8**「今は県外の、外の人がやってるお店ばかりで・・・地元の人は安くておいしいものを提供してくれるけど、県外の方は高く提供してる。外の方は、ばーっと儲けてすぐどっか行くから、地元の方が作っていくようなところになりたい」（60 代女性）**語り 9**「湯の坪街道のお店の人たちはほとんど地元の人いないんだよ。県外の人ばかりだからね。だから店を出すのはいいんだけど、湯布院町に市民税払ってない人ばかりだから、何もメリットない。そういう人が多いんだ、非常に。その人たち本人はプラスかもしれんけど、私たちにはプラスにならん。」（湯の坪街道沿いの店も実際には 1 / 3 程度は地元の方が経営している店である）

<フレーム 3>（観光化のおかげで）暮らし難くなった

語り 10「車が多い、観光客が多い、多すぎて（地元の方の）車も思うように走れない。そろそろ道の真ん中歩くから・・・」（50 代女性）。**語り 11**「人（観光客）が多すぎ。観光客が増えた。困る。学校に通うときに人が多くて・・・。湯布院らしさ？わからん・・・ほんとにわからない。我慢できるもの？あるっけ？特に無いよね・・・」（15 才男性二人組、湯布院生まれ）。**語り 12**「観光客来ると物価が高い。年間何十万って来るけど（約 400 万の間違い）、最近の観光客は泊まらない。ものを買わない。地元の方は働くところが無いよ。」（80 代女性）**語り 13**「クローバー摘みとかしても手がそんなに汚れることはなかったんだけど、手が真っ黒になるんですよ。公害で排気ガスが・・・やっぱり。～ね。だからそういう面で、あまり良いところはないですね。」（60 代男性）**語り 14**「マナーが悪い。特に車に乗るとる人、歩いとる人、歩行者ね、もうこんなにね、マナーの悪い人はいないわね。うーん。あの一、日本人の特徴？あ、旅の恥はかき捨て。」（70 代男性）

<フレーム 4>（地域外の観光業者ばかりでなく）、地域内の観光業者、関係者も住民の対立を作り出してきた

語り 15「地元の人に対してはあんた、観光は、なーんも、役立たんのやけん。ただもうその旅館とか、商売人が、もうその、観光、観光ちゅって・・・。それに観光客は何もないのに宣伝にだまされて来ている。物価も高いし・・・。観光するのも、商売するのもかまわんけど、勝手にやってくれ」（80 代男性）。**語り 16**「もう、あの、（外の資本が）入り込んで、金儲けするから、地の人は追いやられるから、土地を売ってでもなんとかね、金をかせぐっちゃうようなことで。土地を売れば買う人がまた。ね、悪循環ですよ。」（60 代男性）**語り 17**「映画祭だって、あの・・・地元の方がしとるんやない。湯布院には文化人はいらないっちゃう」（60 代男性）**語り 18**「住んでいるのにお互いに顔が見えていない。で、そういうところから例えば、観光と根っから暮らしている人の間に溝があったりとかがあるのかなと。同じものを目指してたとしても、そういう顔が見えないからお前らとは言うことが違うんだという状況になってるんじゃないのかなとは感じる。」（30 代男性）

<フレーム 1>、<フレーム 2>は観光化自体に反対するものではなく、地元の観光業者のリーダーシップで地元独自の観光化を進めて行こうとする考えにつながる。湯布院では観光協会、旅館組合を中心に行政や地元住民を一部巻き込みつつ、1950 年代のダム建設反対運動、1970 年代のゴルフ場建設反対運動等、地元観光業者を中心に外部からの「開発」に一貫して対抗し、古くからの素朴な由布院を「守る」運動を展開してきた。また、1970 年発足した「由布院の自然を守る会」は、1971 年には「守る姿勢」から「創る姿勢」へと変貌を遂げ、「明日の由布院を考える会」に改組していることから分かるように、反対運動の過程で映画祭のようなイベント立ち上げ等をとおして、手作りのまちづくりの取り組みが、運動による人的資源動員の延長線上でなされて来た。特に 80 年代以降は、温泉ブ

ームの追い風を受けながら、独自の温泉地づくりの理念と実践を、テレビ等に数多く露出させるという形で、メディアを大きな資源として動員してきた（最近ではNHKの『プロジェクトX』で大きく取り上げられ、また、朝の連続ドラマ『風のハルカ』の中でもその理念は顔を出している）。1987年に施行されたリゾート法以降、外部の業者によるホテルの建設計画、土地の買い占め等が起これ、これに対抗するために湯布院町は1990年「潤いのあるまちづくり条例」を制定し外部の業者による大型の開発を規制してきた。1970年代からのゴルフ場開発、サファリランド開発反対運動、リゾート法施行以降の外部の業者による土地買い占めを規制する運動をとおして、湯布院独自のまちづくりの理念、その実践への共感と、それを理解しない外部の資本に対する批判から＜フレーム2＞が醸成されてきた。環境、文化、人間関係破壊をする外部の開発業者から住民の利害を守る「良き観光地」づくり、まちづくりを目指すという方向性が「湯布院らしさを守る」というマスターフレーム（下位の論理を導き出す基本的「フレーム」、あるいはgood reason）[Snow and Benford1992:p142]となっていた。しかし、＜フレーム2＞は観光化そのものの批判するものではなく、また「良き観光」と「悪しき観光」との線引きも実は曖昧なものである。したがって、＜フレーム1＞と＜フレーム2＞との合成こそが湯布院の観光化の方向性を決めてきたと考えた方がよいだろう。さらに、この運動があくまでも観光に関するものが中心であったため、観光業とはあまり関係のない地元住民を十分巻き込んできたとは言えない。また、観光を第一に考えることが、過疎による第一産業からの脱却、農業主体から観光主体への産業転換が必須であったことから、避けられなかったことであるにしても（兼業も含めた農業人口はこの20年で35%減少し、現在約10,000人の人口のうち約2,600人である）、観光化から取り残された人々の意識（あるいは無意識）が特に＜フレーム4＞の論理を次第に作り出して来たと考えられる（現在では年間の観光収入170億円に対して、農業収入は13億円でしかない）。ダムやゴルフ場といった大手の「開発」反対運動はほぼ成功し、湯布院を「守る」運動は、ある種の正統性を獲得し、各種条例という形で法的にも制度化された。その過程で、従来の「開発」型とは異なるオルタナティブな観光を推し進める論理の共有も進められてきた。「湯布院らしさを守る」という「マスターフレーム」の使用は「守る」運動成功で1サイクルを終え、「創る」運動へと2サイクル目へと引き継がれていった。そういったオルタナティブ型、住民参加型の「創る運動」は、「守る」運動（多くは反対運動という形を取る）に比べ、運動の下位「フレーム」を分かりやすく持続的に提示し難しい。特に新しいオルタナティブな価値や目標は、都会から来る観光客にはある程度理解されても、農業が主体であった「地」の住民（当時でも農業世帯数は町全体の1/3から1/4程度であったと思われるが）や1,000人程度はいるといわれる自衛隊関係者には、分かりやすいものであったとは言えない。その後も、リゾート法(1987年)直後のリゾートマンション締め出し運動（これも1990年に「潤いのあるまちづくり条例」制定で一定の成功を見る）等、「守る」と「創る」のサイクルは続き、「守る」運動としての「合併反対運動」へとつながるのであるが、もともと「守る」運動として出発した一連の運動は「創る」運動への「地」の住民の動員に必ずしも成功しなかったゆえに、サイクルを重ねるごとに次第に自閉化せざるを得なかったのではないだろうか。それに加えて、観光客数が飽和状態に達し、観光による町全体の収益が伸び悩んだことも、観光業者と地元住民との微妙な意識の断絶を次第に浮き彫りにしてきているように思われる。

Ⅲ. 町長リコール、再選挙運動とフレームとの関係

以上のことは例えば、2004年冬から2005年春にかけての町長リコール運動から町長再選挙の結果

等にも現れているのではないか。湯布院町では、庄内、狭間町との合併を進めようとする佐藤町長に対し、長年の間湯布院の地域内結束を保ちつつ湯布院ブランドを作り上げてきた地元の観光協会を中心とする住民達はこれに反対し、町長のリコールに必要な町民の三分の一以上の署名獲得に成功した。これに対し町長はリコール成立前に自ら辞職し、出直し町長選に打って出た。リコール派の住民代表は合併反対派と条件付き賛成派の二手に分かれ、二人が立候補しこれに対抗する。しかし、結果はリコール派二人の票を集めてもはるかに届かない前職の佐藤町長の圧勝であった（佐藤氏約 4,570 票、合併反対派 U 氏約 1,851 票、条件付き賛成派 S 氏約 1,080 票）。もちろんこの町長選の表面上の焦点は町村合併の結果における行政の効率と自治の問題であり、観光政策ではない。しかし、インタビューからも、町民は合併問題の解釈の焦点を、観光ブランドとしての湯布院を守る集団対、観光ブランド以外の利点を強調する集団との闘いという〈フレーム 4〉に持っていく傾向が見受けられた（例えば：語り 19「由布院を有名にしたけど、有名にして何にも良いことない。・・・そういう連中が、〈合併に〉反対してる。最初から勝つめどはないちゅうわかつとるけどね。」語り 20「町長のリコール運動あったやろ。あれは、合併したら旅館組合が湯布院の名前が使えんくなる、ここだけで、それだけでね。」）。

湯布院に引っ越してから十数年という 40 代の男性は次のように分析している（完全に「地」の住民ではないので客観的なまなざしで見ている）。

語り 21

調査員：先ほどから話を伺って、湯布院は悪くなっているというお考えのようですが、その原因は何だと思われますか？

男性：今までね、みんなで話し合って決めるという仕組みが出来上がっていなかったと思うんだよね。この町は、20 数年観光の発展と平行して、だんだんみんなの仲が悪くなってきて、こんな小さな町に、そういうしがあるんだ。それが解消されずにきたから、リコール問題とか、合併問題とかで、それが決定的になってしまったね。

調査員：観光協会などの方々と住民の方で考え方に違いがありますか？

男性：俺はあると思う。それで、本当にいろいろ論争になったんだ。だけど、論争といっても、みんなが正面からばんばん話し合えばいいんだ。田舎の人だから、背中を向け合って話し合いしてる。君らからすれば、変なことだと思うけど、観光（関係者）自身もこの問題で分裂してしまって、リコールとか、合併とか反対するのは、ぐっと少数派になってしまったね。

全国で争われた町村合併の争点は主に、地域の自治、自立か、広域行政による効率かといった問題である。湯布院町の自主財源率は 46% と大分市に次いで高い。今まで手作りで作ってきた草の根民主主義的話し合いの土壌もある。しかし、この町長選では、観光ブランドを守ることが大切か、観光とは別の自分たちの生活（学校、病院、農政、ゴミ、下水処理等生活インフラの問題、過疎、少子高齢化対策や合併に伴う特別債や交付税当）が大切か、といった図式の方に争点が流れていったように思われる（反町長陣営はさかんに地域の自治をそのフレームにしようと努力してはしたのだが）。合併推進派のフレーム（行政の効率化や生涯学習、福祉等サービスの広域化と効率化、国と県の財政的支援を強調するもの[合併協議会 <http://www.d-b.ne.jp/gappei17/faq/index.html>]) と反対派のフレーム（住民自治、大分市の郊外である狭間町の影響力に対する湯布院町の影響力低下、合併に伴う財政支援

のまやかしを強調[ともに生きる風のがっこう・合併問題研究会 <http://www.coara.or.jp/~yufukiri/gaппei/>]にもかかわらず、合併問題に関する住民の解釈図式のなかにもやはり、＜フレーム3＞及び＜フレーム4＞が、入り込んでいたということが確認できる。

IV. 結論 ―ホスト/ゲストとロマン主義的まなざし

観光地におけるホストとゲストの文化的対立については、観光人類学、観光社会学の分野でも数多く報告されている。ホストにとって観光地の文化は、生活者が生活実践の歴史の中から作り出し、日々の暮らしの中で支えているものである。しかし、ゲストにとってそれは消費の対象であり、観光客は「よく知られたものの確認(または発見)」〔橋本1999:p16〕し、その場所のイメージを消費しようとする〔アーリ2003〕。ホストはゲストのために、生活の中で培われた文化を彼らに容易に分かるようなイメージで提示しなくてはならない。観光地ブランドとはこういった商品化のための文化の再解釈、再提示という中で作られてくるものである。湯布院のイメージに嘘が多いというのはこのインタビューからも多く聞かれた(『プロジェクトX』や『風のハルカ』の虚構性についても住民の多くが指摘していたし、『風のハルカ』は観光業者とのタイアップで制作されていることも「イメージ性」が強いことの要因かもしれない〔注1〕)。「有名観光地」としての歴史が長いわけではない湯布院地元住民にとって、地元イメージはそれほど明確なものではない。このことは、湯布院の誇れるものについて聞かれ時、「美しい自然」と答えるものが多いのであるが(この回答は、観光調査に限らず農村における他の調査においても多いのである)、それ以外は「名所や名物があるわけではない」「特になにもない」と答えた住民が多くいたことから分かる。また、今から35年前、1970年に「湯布院の自然を守る会」が発足した当時、観光の見地から藁葺き屋根等の農村的景観を守ろうとなったときに、住民の間から「他所者の見せ物になってまで俺たちが、貧乏たらしい暮らしをせにやらんか」という意見が出たことが報告されている〔花水木No8, 1973年p19〕。このような、観光客が持つ「非日常的」観光イメージと観光地住民が持つ「日常的」イメージの乖離は、観光化が住民の集合的アイデンティティを鼓舞し、観光客も増え、雇用も増え、さらに町自体が経済的にも活気づいている時には、存在しないか、存在しても目立つことはない(1970年から2000年までの30年間に入込み観光客数は4倍の約400万人になった)。しかし、前述したように、観光客数も飽和状態になり、観光収入も伸び悩み、観光がそれほど多くの収入を町民全員にもたらすわけではないことがはっきりした時、住民が湯布院ブランドのために演じていたイメージが、日常の自分たちのイメージとあまりにかけ離れていたことが浮き彫りになってしまう(2000年以降入込み客数は約400万人で伸び悩んでいる)。

筆者は以前の調査から湯布院が「ロマン主義的まなざし」で成立している町であるのに、観光客のまなざしは「ロマン主義的」なものばかりでなく、カーニバル的な「集合的まなざし」も含まれていることを指摘した〔須藤、遠藤、2005:第6章〕。観光業者の多くは「ロマン主義的」なイメージを商品化しようとするのだが、観光客の需要がある以上、当然「集合的なもの」もまた提供されている(こうした混在は日本の観光地の特徴とも言える。例えばイギリスでは「ロマン主義的」な湖水地方やコッツウォルド等と「集合的」なブラックプール等とはっきりと住分けが行われている)。一方、湯布院住民のほとんどは「集合的」なものを歓迎しない(「うるさい」「けばけばしい」「じゃま」等、人が多く集まることを積極的に歓迎している住民はインタビューの中では一人もいなかった)。しかし、「ロマン主義的」なものについての評価は現在二手に分かれている。「手作り」を売り物にする「ロマン主義」もまた、観光客のための高級なイメージ商品の一つにしかすぎないとする見方(「観光客が広告イ

メージに騙されている」という住民の言説に代表される)が観光化から疎外されてきた住民のあいだに存在する。「ロマン主義的なまなざし」は観光業者の中では合意が成立しても、湯布院住民の中には成立しているとは言えないのである。

当研究はあくまでも言説研究であり、このようなフレームの対立の社会的あるいは物質的要因を深く掘り下げて分析するものではない。しかし、ここで特に＜フレーム4＞を成立させる要因について簡単にまとめておこう。一つは、地縁血縁にもとづく伝統的人間関係と伝統的な人間関係にはもとづかない市民的な人間関係、あるいはそのどちらにも含まれないものとの対立である。湯布院であつた戦後いくつかの反対運動やそこから生まれた保存保護運動が都市的、選択的、個人主義的な連帯を作り出したのに対し、その運動のなかに地縁、血縁にもとづく伝統的、農村的な連帯の形がうまく馴染むことができなかったことが考えられる。＜フレーム4＞を使用する住民の多くが高齢者であることからそのことは裏付けられる。観光化が生み出す雇用が旅館やホテルで雇用される比較的短期の労働者等未熟練労働であることが多く、特に観光客が増え続けている観光地は「外」から入り込む労働人口も多い(2000年の時点で129軒の旅館に湯布院町全体の従業員数1/3の約1700人がホテル、旅館に雇用されている)。「観光客」から転じて住民になるものも湯布院では少なからずいる。戦後の一連の運動は主に地元出身者によって担われたものであるが(Uターン組が多いのであるが)、運動自体が市民運動的なものであつたために、非常に開放的なものであり、外部からのニューカマーも参加しやすかった。特にゴルフ場建設に対する反対運動からその後の外部資本によるリゾートマンションへの規制運動に至るまで、外部の業者に対する敵対心が醸成されるのであるが、それらの運動にはニューカマーの一部もまた参加している(まちづくり運動に対する観光業者の参加意識の温度差については、須藤、遠藤 2005 第6章参照)。従って、湯布院の「地」の住民にとっては、一連の反対運動が作り上げた市民主義的な連帯のあり方は「都会的な」洗練された観光化のあり方(「都会的」であるからこそロマンティックな農村風景を求める)と一体であり、リゾート開発業者とは別物であるにしても、やはり「外」からもたらされたものであるという意識があるのではないだろうか(語リ16の「文化人」という言い方にそれが表れていないか)。

もう一つは、観光化に伴う物質的利害の問題である。「地」の住民であっても、一連の観光化が自分たちの利害に叶うものである限りは反対はしない。しかし、観光を生業としていない住民や、土地の高騰等の利益に預かれなかった住民等が、観光化が自分たちの利害とは関係がないと知ったとき、観光化に関連のあるまちづくり運動のフレームから彼らが離反しがちになることは容易に想像できる

(例：語リ21「自分はバブルで土地が動いたおかげで儲けがあつたからそんなには言えんけども、観光業に従事してない人たちはしらけた目で見よる」50代農業男性)。

将来、湯布院温泉が急速に衰退しない限り、外部からの流入人口が「地」の住人の人口を圧倒することも考えられる。また、世代の交代により、地縁や血縁にもとづく連帯のありかたも変化するであろう。住民の組織化のあり方に関する新旧の対立は次第に減少することも予想されるが、住民組織自体を嫌う若い住民の「フリーライダー」化が、懸念材料として今後また新しい「フレーム」を作ってゆくかも知れない。

＜注1＞NHKの連続テレビドラマ「風のハルカ」では、湯布院の観光PRを意図的になされている。番組最後に流される土地の「名物料理」やJR九州とのCMタイアップ(写真参照)を見れば明らかである。日銀大分支部は「風のハルカ」による経済効果を126億円と見込んでいる。



JR九州とタイアップする『風のハルカ』

V. おわりに

観光とは、場所の「イメージ」を商品化することである〔アーリ 2003〕。このため、観光地は「イメージ」のあり方を巡って分裂が起こりやすい。それを解決するのに、観光地の「偽のイメージ」化を止めることをもってすればいいのだろうか。筆者はそうは思わないし、そもそも観光地のイメージに対して「真/偽」を問題にすることが生産的であるとは思えない〔須藤、遠藤 2005〕。都市のイメージ化（＝観光化）、農村のイメージ化（＝観光化）は情報化と消費社会化（またはその結果としてのグローバル化）の結果であり、恐らく止めることはできないであろう。前近代において観光が信仰と深く関わってきたことから分かるように、観光は「信仰」が「脱魔術化」という強大な敵の前に消滅しようとする現在においてさえ、日常と非日常を分ける集合表象（「幻想」といってもよからう）の体系抜きには存在できない（須藤、遠藤 2005：第2章）。現代においては、その信仰の多くは消費社会の様々なメディアが作り出していると言えるのであるが、重要なことは、「イメージ」を一人歩きさせないことであり、住民が（一部の住民であったとしても）疎外感を感じない程度に（すなわち住民自体にも「信じられる」程度に）、自らの手で上手くコントロールし、消費され尽くされないように制御することである。強いられた「演技」が疎外感を生むのに対し、自らの手でコントロールされた「演技」は、住民自身をも楽しくさせるものであるのだから。

湯布院町は「イメージ」を作り出すノウハウを持っている。また、数々の反対運動や保護、保存運動の中、住民自治への訓練を長い間積み重ねてきた人材も数多くいる（1973年には既に「明日の湯布院を考える会」が第三回「あすの地域社会を築く住民活動賞」を受賞している）。映画祭、音楽祭等の観光行事があまり地元の住民を巻き込んで来なかったとはいえ、それらの行事をはじめ観光総合事務所を中心とした様々なグループによる会合等は、湯布院のコミュニケーション資源、人的資源等を醸成してきた。また、湯布院には地域自治のガバナンスを支える信頼（対立しつつも信頼するという気風「対立的信頼関係」があるとまちづくり運動のリーダーである中谷氏も言う〔2000年3月沖縄県名護市での中谷健太郎氏講演〕）、住民参加への意欲、正義感といった「社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）」〔R.D パットナム 1994〕や社会的ネットワーク資源が豊富に存在する。このような市民的連帯は、地縁、血縁にもとづくような伝統的な連帯とは異質なものであったかも知れない。しかし、もう一度住民自治の原点に立ち返り、伝統的な人間関係も包含するような身の丈にあった連帯とイメージづくりによって、湯布院の集合的アイデンティティを再生させる底力を、美しい自然という宝とと

もに、まだまだこの町は持っていると思う。

最後に、見落とされがちであるが最も切実で現実的な問題を指摘しておかなければならない。現在、湯布院周辺の大分県の山村の多くは、激しい過疎高齢化のなかで集落の維持もままならなくなり地域社会が急速に衰弱していく「限界集落」を数多く抱えている。高齢化率だけ見ても、湯布院町と同時に由布市の一部となった庄内町は約31%、湯布院町に隣接する安心院町が約35%（湯布院町はまだ良い方で23%）と軒並み3割を超えている。80年代に一時的に青壮年層の人口流出が減ったものの、90年代からはまた人口流出が激しくなっている。雇用と「やりがい」をもたらす広い意味での観光の振興、あるいはグリーンツーリズムを推進している安心院町（宇佐市）のように農業と観光業の連携は、この地方においては急務の課題なのである（安心院町のグリーンツーリズムの成功に触発されて、安心院町周辺においては実に多くの町村がグリーンツーリズムの試みを始めているが問題点も多い）。湯布院町もまた、農業人口の急速な減少の問題は深刻である（1980年には961戸あった農家戸数は2000年には646戸に減少し、専業農家は72戸しかない）。農業の衰退も問題であるが、湯布院の観光自体も実は農村風景という「借景」があって始めて成立しているのであるからさらに深刻である。しかし、ジレンマをかかえつつも観光に頼る湯布院という現状を後戻りさせることは現実的にはもうできない。大きくなり過ぎた「観光」という竜（幻想が作り出したものではあるが）は、小さく萎めようとすれば、それは消えてなくなってしまうであろう。巨大な竜をなんとか住民のコントロールのもとに置くための知恵が求められている。

（兼任所員 本学文学部教授 須藤 廣）

【引用文献】

橋本和也、『観光人類学の戦略—文化の売り方・売られ方』世界思想社、1999年

アーリ・J、吉原直樹他訳年、『場所を消費する』法政大学出版局、2003

須藤廣・遠藤英樹『観光社会学—ツーリズム研究の冒険的試み』明石書店、2005年

トンプソンL.O.「プロレスのフレーム分析」in『叢書 社会と社会学3 身体の政治技術』栗原 彬ほか編集委員、新評論、1986

Scott. Hunt, Benford. Robert D., and Snow. David A., “Identity Fields’ Framing Process and the Social Construction of Movement Identities” in Larana, Enrique, Hank Johnston, and Joseph R. Gusfield, eds., *New Social Movements; From Ideology to Identity*. Philadelphia; Temple Univ. Pr., pp.185-208, 1994

Snow, David A., Benford. Robert D., “Master Frames and Cycles Protest”, in *Frontiers in Social Movement Theory*, New Heaven, Yale Univ. Pr., pp133-155, 1992

Goffman, Erving, *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience* Frame Analysis Northeastern Univ Pr., 1986

Putnam. Robert D., Leonard. Robert, Nanetti. Raffaella, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy* Princeton Univ Pr., 1994

文献紹介：ホームレス問題と連携政策

マーティン・ロウシェ「複雑な問題、複雑な解決？ ホームレスと連携政策による対応」

山崎 克明

はじめに

英国では 2002 年にホームレス法 **Homeless Act** が制定された。同法は、イングランドとウェールズにおける住宅問題をはじめとするホームレスの問題に取り組むための中央政府の戦略を示し、すべての地方自治体に対して①ホームレスの問題の見直し、②ホームレス化を予防するためのホームレス戦略の開発、③ホームレスになるおそれのある人々に対する宿泊施設と支援の提供を要請した。これを受けて各地方自治体ではそれぞれに政策的対応を求められることとなった。

ここで注目されるのは、政策的対応の対象がホームレスの「予防」策にあることである。日本においても 2002 年に制定された「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき、野宿者が集中している大都市の多くでシェルター等の居住の場所の提供と就労支援等によって野宿者の自立支援に取り組みつづける。しかし特別措置法に規定する「ホームレス」が野宿者（英国でいうところの **rough sleepers**）に限定されているばかりでなく、その人々に対する施策も不十分で、未だ野宿者になる恐れのある人々に対する予防策の立案・実施にまではいたっていない。

以下にロウシェの論文を抄訳・紹介するのは、この論文がイングランド西ミッドランド地方のある自治体におけるインタビュー調査に基づき、ホームレスの問題について、個別具体的な実態と問題点を指摘しており、これはわが国におけるホームレス問題の研究と対策にとっても多くの示唆を与えてくれると考えるからである。

要 旨

政府は最近、イングランドとウェールズの地方自治体に対して、ホームレス問題に対する戦略的アプローチの開発を求める新たな立法を導入することによって、ホームレスになるおそれのある状態とその原因の両方に取り組む意向を示した。さらに、近年における社会福祉の供給の他の多くの領域と共通して、サービスの「連携」がこれらの新たなアプローチの中心的教義として認められてきた。ホームレスの場合も、先導アプローチの観点からも潜在的落とし穴を避ける上からも、他の政策分野の経験が非常に貴重な資源であることを証明するであろう。本稿はこの仮説を検討するため、ミッドランド地方のある市で行われた調査の結果を検討する。この調査から得られたデータに基づき、先行事例がこの特定の政策領域に価値のある教訓を提供できる一方で、ホームレス問題はその多局面性のゆえにそれ自体の新たな独特の問題を提起するということが示唆される。

キーワード

ホームレス問題、連携政策、2002 年ホームレス法、社会的排除

序 論

ホームレス問題は近年の英国における社会政策の主要な焦点となってきた。最も明確なのは、

これは、現実のニードと確認可能なニードへの応答、特にホームレスの人々の増加とそれに対応したサービス供給の結果である。けれども、より広い流れと争点が最近の発展に影響を与えてきたこと、ホームレスの問題をより広い国民の関心を高める上でメディアが特に重要な役割を果たしてきたことが、認識されねばならない。同時に、ホームレスの問題は次第により広い社会的排除の文脈内に位置づけられるようになってきた。ついで、このことは、ホームレスの原因と前兆の両方の多局面的性質と、サービスの提供との関係でホームレス問題に含まれる意味に、より大きな焦点が当てられることとなってきた。

近年、政策と立法の両方の新たな手段が現れたことで、これらの多岐にわたる力の衝撃が明白になってきた。1998 年の低料金宿泊所対策室 Bed and Breakfast Unit と野宿者対策室 Rough Sleepers Unit との統合は、2001 年のホームレス担当理事会 Homelessness Directorate の創設とともに、ホームレス問題への政府の関与を公式的具体的に表明するものであった。同様に、『住居以上のものを』*More than a Roof*(DTLR 2002) のような報告書は、論議の成長に一層の弾みをつけ、2002 年のホームレス法の通過として結実するのに役立った。ついで、この新立法はホームレス問題がイングランドとウェールズでどのように取り扱われるかについての幅広い結果をもたらした。たとえばホームレスの問題が以前は主として住宅政策の中の副次的な問題と見られていたのに対して、ホームレス法は革新的なアプローチや政策が開発できる新たな法的枠組みを提供することによって、それを中心的な問題として認識する意向を示した。特に新しいシステムの下で、より戦略的かつ統合的な方法でホームレス問題の原因とホームレスになるおそれのある状態に事前に取り組むことに、より大きな力点が置かれた。さらに同法は、英国内のホームレスの問題を地方レベルで取り組むべき問題であることを明確にした点で、きわめて重要であった。けれども、これらの発展は、英国のホームレス問題に取り組むにあたって、政府の側で実際に一致団結して協力することを示してはいるが、政府が政策の実施を代表するという任務の程度が過小に評価されるべきではない。以下の節で示されるように、ホームレスの性質と原因を定義するという問題の顕著な複雑さは、その先にある難題についての十分な証拠を提供する。また、最近西ミッドランド地方で実施されたある調査の結果は、これらの要因がホームレスの問題に対する今後の取り組み方法にどのように影響しうるのかに関する予備的評価の基礎を提供する。

ホームレス問題の原因

政策形成者たちの間には、ホームレスの根源的原因を理解することが有効な対応を開発する土台であるということについて一般的合意はあるが、これらの「原因」が何かについての意見の一致が、現実にはほとんどない。そこでは、個人の責任により大きな力点を置くものから、全体的社会経済構造をホームレス問題の中心的決定因であるとみるものまでに解釈が及び、政治的読み込みが反映される傾向がある。前者の見解では、家庭内不安・暴力、健康(心的健康を含む)、薬物乱用(主にアルコール依存症と薬物依存症)ならびに個人の負債問題を含む個人的要因が、ホームレス状況の発生を促進すると見られる。同様に、「無秩序」で不安定な生活スタイルをとっている人々は、これらの要因と結びつくことによってより一層ホームレスになりやすいと見られる。反面では、個人のコントロールの及ばない諸要因(グローバル経済の中での「波紋」)が浸透して国民経済に影響を与え、それが個々人の状況に対して具体的な「地方的」影響力を持つ可能性がある。たとえば経済の収縮は一定のセクターの人員の余剰を生み、それが潜在的に悲惨な結果を伴う住宅ロ

ーンやクレジットを返済しようとする人々の能力に影響を与える可能性がある。けれども、後者の事例もまた、ホームレスの観点からの全体的な「責任」「culpability」の問題が解決の難しい問題としてとどまることを示している。一方では経済内部のより広い構造的諸要因(利子率の上昇に導く)に責めを負わせることができるけれども、それはまた、家主には、少なくとも彼ら個々人の財産管理の失敗、おそらくは事前の十分な計画なしに資源を広げすぎたことに一部の責任があることをも、等しく示唆した。

より実践的な意味では、このような解釈は、ホームレス問題が地方および中央レベルでの政策を通してどのように取り組まれるのかということに関して、高度に重要な因果関係を持つ。近年では個々人の状況に対するより広い構造的変化の影響が認識される一方で、歴代の政府はホームレス問題に対して個々人の窮状に対する個人責任をより大きく見るアプローチに焦点を当てる傾向がある。その結果、問題に対する政策対応は予防的であるよりもむしろ受身の方にそれてきた。たとえばニュー・レイバー(ブレア政権)の下で、野宿者の問題に対する対応は、次第に、路上で生活している人々を社会に再統合することを強調することによって特徴づけられるようになってきた。これは、このグループに属する人々の多くが、自らのコントロールの外にある要因の犠牲というよりは、むしろホームレスになるように仕向けられている傷つきやすい人々であるということに基づく。ある意味では、こうしたアプローチは驚くにはあたらない。それは「応急処置」(路上にいる人々の数を減らすことは相対的に迅速に達成できる)と、基底にある何らかの原因に取り組むよりは厄介でない選択肢との両方を提供する。同様に、より広くは、この領域における調査研究はホームレス個々人の問題に焦点を当てる傾向がある。それは基底にある社会経済的原因から注意をそらし、支配的政治文化の暗黙の正当化を提供する傾向がある。

ホームレス問題の定義

ホームレス「問題」は、政策領域で有効な対応を開発しようとする人々に特有の難題を提示する。これらの難題の少なからぬものは、用語に内包されるグループと、彼らのそれぞれのニーズとの両方の多様性である。これは単なる意味論の問題ではなく、むしろホームレス問題をめぐる論争の核心にまで行き着く問題である。資源を目標とし、特定の対応を開発するという目的にとっては分類は有用であろうが、ホームレスの定義は不適切、いな、全くの誤りであることも少なくない。その上、それは定義上の問題の原因となるだけでなく、究極的には政治的論争をあいまいにし、特にどの機関が対応するべきかといった、サービスの供給との関係で混乱を導くのが、この問題の極端に複雑な性格である。

たとえば、ホームレス政策の対象となる中心的構成体は、現実にはホームレスではなく、むしろそうした窮境にある「恐れのある」人々である。賃借権／占有権の継続とホームレス状態との間の移行局面を、多様な要因によって示すことができよう。たとえば、すでに示したように、「無秩序な」ライフスタイルの人々は特にホームレスになる傾向がある。同様に、家庭内の不安定さは、ある個人がその個人的状況から賃借権を継続し、あるいは現在の居所に住所を維持することが難しいことの証拠を提供し、問題が切迫していることを示すものでありうる。ここでの鍵はこうした個人を特定し、介入し、個人がホームレスになる前にサービスが提供されることを保証することである。「ホームレス」の一般的概念―道路の戸口でところかまわず寝ている人―が破綻しているように見えるのは、この点においてである。実際、ホームレスとは「何」か、現実にはホームレス

とは「誰」かについてのこの非難的見解は、単に誤解を与えるおそれがあるだけでなく、現実の問題に取り組む試みを損なうことを証明することができる。特にそれはより広い問題から注意をそらす。なぜなら、おそらくより「可視的」な野宿者は、「ホームレス」の重要な構成グループではあるが、かれらは広範多様な構成体の一要素にすぎないからである。

第2に、ホームレスに対する非難(ホームレスの烙印を押すこと)もまた、「住居がある」ということは単にホームレスの人々(「移行」の局面にある人々を含む)が一般的に抱えている多くのニーズと適切な介入の1つの、おそらくは最も可視的な側面であるにすぎないということを、多くの証拠が示しているにもかかわらず、問題を単に「住居があること」と特徴づける。実際にはホームレスの問題は、広範多様なニーズとそれへの対応を伴った広範多様なグループを明確にすることである。問題なのは、ホームレス問題を定義するにあたって、諸機関が「住居の」所有権/貸借権に促されたニーズ・モデルに焦点を当ててきたこと、すなわち、それを単に貸借権、占有権、所有権の問題と見て、住居と個人的幸福や健康との関係を認識することに失敗している、あるいは無視していることである。

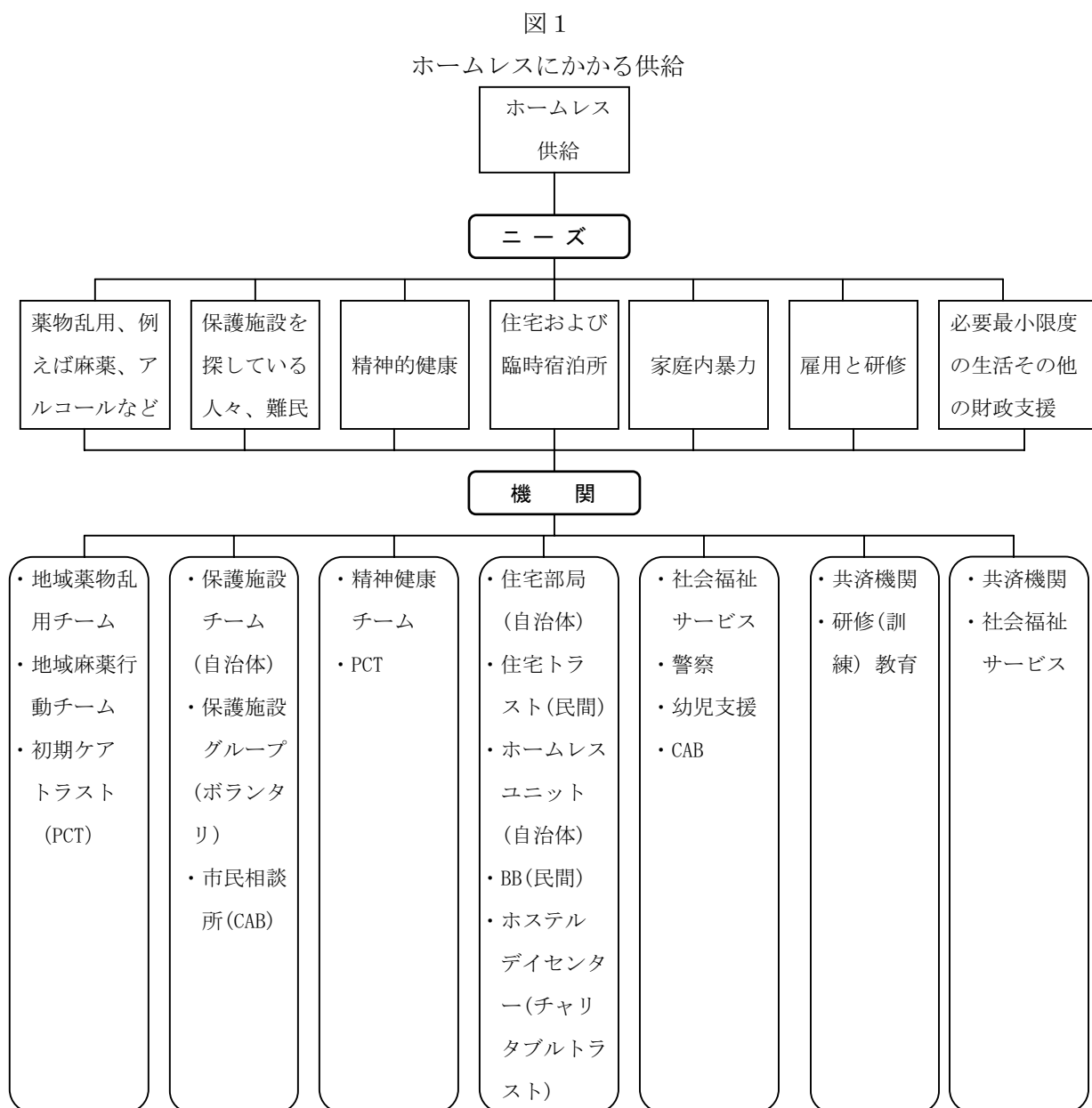
けれども、地方自治体は、英国の全体を通じて、ホームレスへの支援の提供を方向づける上で、まさにこうした貸借権を基礎にしたモデルに依存している。当該の地方自治体に出頭して、「その意に反して」ホームレス状態にあると認定されてきた人々は、宿泊場所のニーズに対する支援を受けている。けれども、このシステムは、基底にある諸問題に取り組むためのニーズ認識に大きく失敗している(同時に関係個々人が関連の機関に出頭する能力を前提している)。同様に、『野宿者集計』*Rough Sleepers Count*の導入は、路上で寝ている人々の数を数える試みと見ることができるが、むしろ算定システムの恣意性がこの数字の信頼性を損なっている。したがって、包含的であろうとする試みにもかかわらず、ホームレスの定義は、大体において、ニーズの多様性と、整然とした範疇には入らないあるいは既存のサービス供給モデルには一致しない「隠れたホームレス」を包み込むことに失敗している。

介 入

これまでの議論から、ホームレスの人々は同質的グループではなく、むしろ広範多様な宿泊場所や社会的支援のニーズを抱え持つ個人やグループであることは、明らかである。サービスの提供との関連では、これは大量の介入を含むサービスの供給を調整することに対する課題を提起する。その幾つかは図1を参照されたい。

とはいえ、こうした多種多様なニーズにもかかわらず、提供の観点からの責任の大部分は、伝統的に限られた範囲の機関と地方自治体の住宅部局、ならびに矢面に立つボランティア・グループおよびチャリタブル・グループによって担われてきた。その理由として、これらが問題のうちの宿泊施設の局面にのみ焦点を当てる傾向があることを挙げることができる。けれども、未調整のサービス経路、政策の内容、そしてニーズの一時性と複雑さの結合もまた、規定要因と見ることができよう。その上、これらのサービスの適用に含まれる提供の態様によって、混乱が引き起こされる。最も一般的には、かれらは慣例に基づくシステム、自ら出頭するという出頭システム、そしてそれに続く評価のシステムを用いている。けれどもこれは特定のサービスの必要な人々に、隙間に落ち込みあるいは不適切な形の支援を受ける余地を与えることになる。たとえば評価過程との関係で、しばしば出頭した個人についてほとんどあるいは全く情報なしに決定が行われてき

た。けれどもホームレス法は、こうした提供サービスに関して、これらの問題に取り組むための法的枠組みを提供することを意図している。次の節では、西ミッドランド地方のある地方自治体において、新しい立法がホームレスへの対応にどのように影響を与えてきたかに焦点を当てることによって、これらの問題が現実にどのように解決されるのかを考察する。



コミュニティ資産の使用可能性調査

『ウルヴァーハンプトンのコミュニティ資産の使用可能性調査』*Wolverhampton Community Asset Feasibility Study* (以下には本調査と略記する) は 2003 年後半に実施され、ウルヴァーハンプトン内のホームレスの人々に提供される既存のサービスの改善(できれば拡大)に関する戦略を明確にしようとした。この作業に弾みをつけたのは、市が最近実施したホームレス戦略であった。

それはウルヴァーハンプトン内のホームレスの人々（ならびにホームレスになる「おそれのある」人々）のニーズに取り組むため、サービスの供給を改善するという観点から問題の範囲を強調したものであった。これを実施するために、広範囲の利害関係者の見解が求められ、そこにサービス提供者（諸機関からの）とともにホームレスの人々自身も加えられた。

サービス供給者とのインタビュー

市内のホームレスの人々にサービスを提供するにあたって、広範な機関やグループが積極的役割を担い、関わりを持ってきた。それにはウルヴァーハンプトンの全体にわたる公・私・コミュニティの諸グループが含まれる。インタビューのスケジュールはそれぞれのグループや組織内の関係個々人の見解にアクセスする目的で開発された。これには多くのテーマが含まれている：

- ・ 彼らは市内のホームレス問題について何を中心課題ととらえているか。
- ・ 最近市内のホームレスの人々に供給されたサービスの有効性。
- ・ サービスの供給はどうすれば改善できるか。
- ・ パートナリシップ活動をめぐる諸問題、たとえば価値や有効性。

ウルヴァーハンプトンのホームレスの人々に対するインタビュー

最近市内でホームレスを経験した人々の小規模のサンプルにインタビューが企画された。地方自治体が最近実施したホームレス戦略の中に規定された優先順位をもとに、市内の2つのグループ、すなわち野宿者と保護施設を求める難民 asylum-seekers とを焦点にした。調査者は、このインタビューのために、それら（の機関やグループ）の通常の業務の一部として市内の個々人を「訪問」した際、パートナーシップ機関（および他の適切なグループ）の1つの職員であることを「伏せた」。かれらは調査対象者に対して同時に援護者 advocate としても行動し、起こってくるどのような問題にいついても、たとえば個人的安全や個人的状況に関して彼らに助言した。ついで、ホームレス・グループは社会の特別に傷つきやすい部分であると思なされたため、十分な説明に基づく同意と秘密保持が求められた。たとえば、すべてのホームレスの参加者からの言葉による同意が求められ、調査者たちは、さまざまな理由で明快なあるいは正確な応答ができなかったかもしれない個々人に対して、過度のストレスの原因となることを避けるために、信頼のおける援護者の知識と専門技能を用いた。

インタビューは4つの主たる調査領域に焦点が当てられた：

1. 個々人の個人的状況、たとえば現在の窮境の背景と理由
2. 宿泊場所、福祉、個人的幸せとの関連でのニーズの定義
3. 現在のサービスの供給がどのように改善される可能性があるかについての彼らの考え
4. 自己啓発、たとえば雇用、研修等々についての抱負

質問は調査者が「対面」で行い、まず質問を読み上げ、回答を記録した。このアプローチはしばしば自己完結のかたちで起こる明確性、識字能力、修正の問題に対応するために採られる。また、できるだけ包み隠しのないような回答を促すため、回答は匿名にされた。潜在的回答者の信頼を得る一方でホームレスの人々自身にできるだけ脅威とならないという点で、状況に最も適合的であるため、援護アプローチ *advocacy approach* が採用された。

調査の結果

サービス提供者とホームレスの人々の双方からの回答を照合し、重要な所見を引き出すために内容の分析が行われた。サービス提供者の場合には、サービスの供給との関連で多数の相互に関係する要因が現れた。それらをここで略述し、以下に詳述する：

- ・ 透明性
- ・ 資源
- ・ リーダーシップ
- ・ 協調的供給「文化」 *accommodating “culture” of provision*
- ・ 利用者のニーズ

透明性 サービス提供者との会話から出てくる一貫したテーマは、ホームレスに関するサービスの供給過程が透明性・明瞭性を欠いているため、隠されているという理解であった。特に、ホームレスに利用可能なサービスの範囲と、これらとの関係で個々人を「誘導する」ための「道筋」との両方に関する一般の認識が欠けていることを、かなり多数の人々が認めた。ホステルの宿泊場所から薬物乱用への対応に至る、あらゆるものを含むサービスと介入の多様性と範囲の著しい広さが、この状態への貢献要因であることは疑いない。けれども、実際には、手続きの明確さと定義の欠如が、サービス供給に関して多数の否定的結果をもたらしていると思われた。サービスの供給者は、しばしばサービスの利用者に適切な案内をすることができず、個々人を支援するもっとも適切な資源に導くことができていない可能性があると感じていた。最も軋轢を生むのは、保健外の専門家や実務家が、彼らに（恐らく誤って）紹介されたか、あるいは自らアセスメントを求めて参加した個々人に関して、最も適切な行動指針について価値判断をしなければならないという状況である。個々人の医療情報その他の適切な情報を組み込んだ病歴が欠如していること（ホームレスの人々に特有の問題ではないがこのグループに特に深刻な問題）は、個々人の個人的状況に関する正確な背景情報（たとえば、彼らが精神衛生上の問題あるいは薬物乱用の問題を持っているのかどうか）に基づいて決定が行われることがめったにないことを意味した。この種の基底的問題を特定し、これに取り組むことができない場合、ある個人が賃借権を継続する可能性を低下させ、その結果、ホームレスの人々があちらこちらに送られる（そしてときには戻ってくる）、という「回転ドア」文化が発展した。同様に、パートナーの機関間での関連情報の共有を基礎に置く統合的供給システムが欠けていることが、予備群 *at-risk groups* がホームレスになることを防げないことの主要因であると思われた。刑務所から釈放されたが宿泊場所がないことを知った元犯罪者たちの経験は、あるパートナーによってあり得る将来のニーズを適時に特定できないことが、個人をどのようにしてホームレスに導きうるかということのみならず、「壊れた関係を修復」しなければならない他の諸機関に連鎖反応を起しうることを、際だったかたちで例証するものと見られた。このシステムの結果は、自分たちが最も適切な援助を受けたのかどうか、標準的慣例の問題よりも運の問題となるホームレスの人々にとっても、結果として生じるサービスの繰り返しと資源との関係で異常な結果となったサービスの供給者たちにとっても、非生産的であった。

資源 資源の問題は、ホームレスに関わるサービスの提供との関連で、サービス供給者にとつ

ては中枢の問題であると広く見られている。これには多くの次元がある。資源の定義は資金の問題（たとえば寄付あるいは配分(割当)によって規定された予算の限界）から建物やボランティアにまで及ぶ範囲をカバーしていた。まず第1に、ホームレスに関係する問題に取り組むための資金獲得のレベルを引き上げることの必要性については、回答者間に全体的な一致があった。その上、この問題はホームレス問題が機関内の第2、第3の優先順位に追いやられることや、特定のあるいは「用途を特定された」予算がないことによって悪化されていると見られた。特に資源が制約されている場合、諸機関はしばしば、それらの中心機能から資源を引き離すことができる活動に関わることをしたがるらないとの見方があった。上に示唆したように、サービスの供給者はまた、すでに入手可能になっている資源の影響力が、統合的アプローチが欠けていることによって低下させられていること、その結果、供給がしばしば不経済な繰り返しによって特徴づけられることを示唆した。このことは、単に乏しい資源の浪費としてだけでなく、サービスにアクセスしようとしている人々の側をも混乱させると見られた。また、多くの人々の話から、ホームレスの人の特有のニーズやより恒久的な宿泊施設への移行局面にある人々のニーズを考慮していないと見られた給付制度について、一層の柔軟性が必要であることが示唆された。

リーダーシップ サービス供給者たちの回答は、必要な活動の慣例が実践されることを保障するには、関係機関内の上位レベルからの強力な献身的なリーダーシップが重要であるとの認識を強調し、こうした指導や舵取りがなければ、新しいアプローチが開発され、活動の慣例に組み入れられることはあり得ないことを示唆した。同様に、このシナリオの中で、供給の境目でマネジャーたちとともに働いている人々は、すべての関係者が参加できるサービスの供給について共通の明確なアジェンダを持つべきであり、そうすることによって特定の義務や目的に対して責任を担保することになることが示唆された。

協調的供給「文化」 サービス供給者とのインタビューは、主に構造的問題と見ることができるけれども、同時にホームレスに関わるサービスの供給との関係での全体論的アプローチの成功を保障する上で少なからず決定的と思えるものを越えた諸問題をも提起した。これが指し示しているのは、本質的に、関係諸機関の間の供給と支援に関するアプローチと動機を含むエートス（基本理念）、多様な見方がまったく異なったイデオロギー的動機と一体化するような、供給の「文化」の違いである。パートナーシップ活動の中心的目的是多岐的なアプローチと目標に挑戦することであるが、本調査への協力者の回答は、ホームレス問題がこの点で特殊の課題を提供し得ることを示唆している。ウルヴァーハンプトン内では、一般的に英国全体と同様、ボランティア・グループ、コミュニティ・グループ、その他の慈善的グループが支援やサービスを提供する上で中心的な役割を果たしている。宗教グループはこの能力において特に顕著である。それはホームレス状態にある人びとや困窮者の世話をするにあたって彼らが歴史的に果たしてきた役割を反映している。それぞれの機関を代表するものの見方は、諸供給モデル間に緊張が生まれる可能性があることを示している。それは一方において、個人の物的ニーズに応えることを主たる焦点とし、他方では、特に自尊心および社会内の価値の観念に関係する個人の自己啓発に焦点を置く。こうした目標が競争的であると信じる理由は何もないが（事実、それらは同じ供給の連続体の一部であると見ることができる）、これらのアプローチの統合はホームレスに関する統一的供給文化を

創出する上での中心的要素を形成するように思える。

利用者のニーズ：「宿なし」と保護施設を求める難民 ホームレスの人々とのインタビューは、市内でのサービス活動の展開に関して多くの問題を提起した。地方の広範な諸サービスへのアクセスがニーズとの関係でよかった経験話を話した人々もいたが、地方自治体のホームレス対策室 **Homelessness Unit** が支援の源として強く強調された。次に、供給者が中心問題としたサービス経路の透明性の欠如が、利用者にとってはまったく別の問題を含んでいることは明らかのようにみえる。ホームレスの人々との会話で繰り返し出てきた1つの問題は、しばしば混乱するほど膨大なサービスに辿り着くのに難渋した経験であった。そこに含まれる過程は、多くの人々には複雑極まり、混乱していると見られた。特に申請書に記入し多様な機関に出向くという点で、援護(アドヴォカシー)が欠けていると考えられることが、この状況に貢献しているように見られた。難民保護施設〔への入所〕を求める人々にとっては、この問題は特に深刻である。というのも、彼らにはしばしば言葉という障害を乗り越えなければならないからである。

連携と学習の教訓

本調査は、ホームレス問題にかかるサービス供給を規定するという問題に対して、多くの価値ある洞察を提供した。特にそれは、社会福祉の供給の分野の中でこのサービス供給の領域と、その他の領域との間の類似性を示唆した。この分野は以下のように語ったサービス／支援提供者の見解に要約されるように、ニーズの多様性が連携活動を要請する分野である。

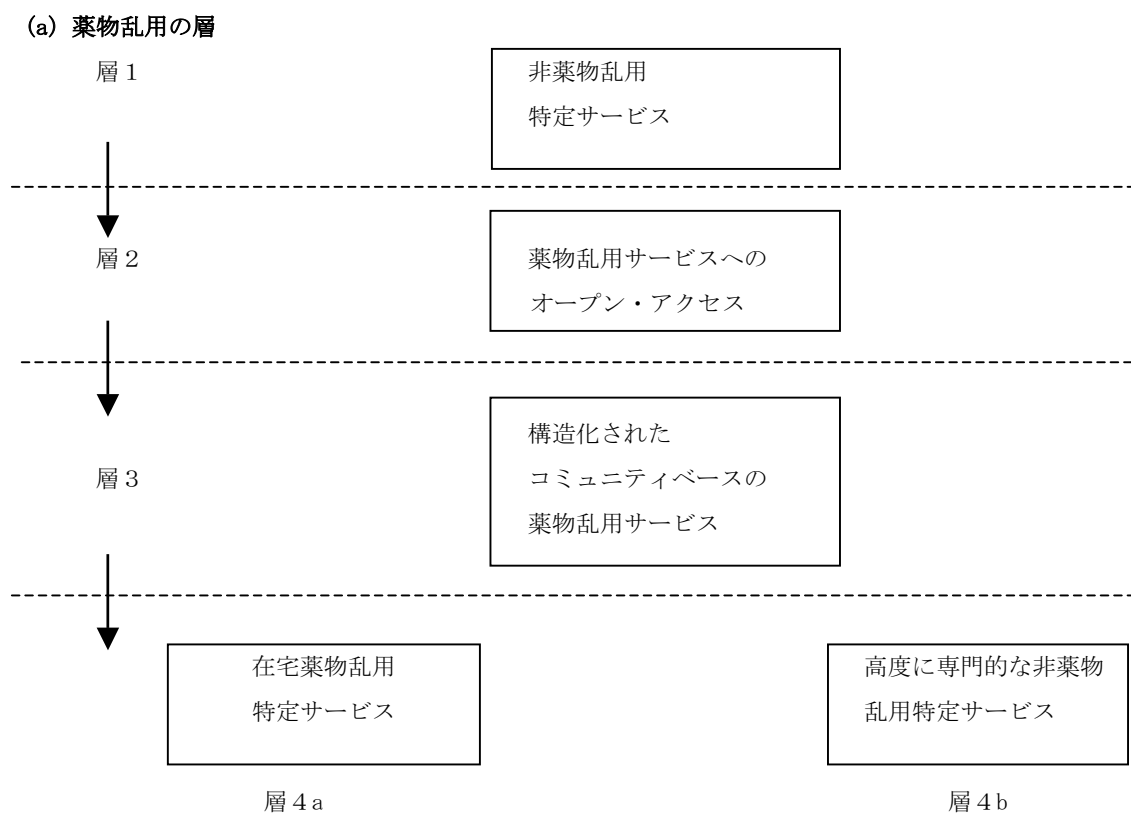
「はい、〔多種多様な機関の活動が効果的となりうる〕最も初期の段階で問題を明確にすることが、個人のニーズへの対応との関係でとても有益です。この種のアプローチにとって基礎的なことは、サービスの供給に関する多機関文化を開発し、たとえば保健実務の専門家が問題を明らかにし、他の機関からきた同僚に当該個人が求めていると思われるサポートをできるだけ早く知ってもらうことです。このことは単に居宅にだけでなく薬物乱用あるいは心の健康のようなことにも関係しうるのです。」（回答者G）

この見解は1997年にニュー・レイバーが政権について以降の期間を特徴づけてきたサービスの提供のより広大な変化を、すなわち、問題とそれらのサービス志向的解決との相関性の明確な認識を反映している。コミュニティの安全から高齢者に至る公共サービスの分野の範囲の全体にわたって、諸アプローチが、資源の観点での透明性と機関間の活動の文脈との両方を提供することを目指す戦略的枠組みによって明らかにされている。この規模の協働にとっては比較的新しいホームレス問題に関していえば、近年「連携」政策との関係で開発された一団の証拠は、問題が多次元的で複雑であればあるほど、その問題に取り組む上で決定的となりうる広範な道具とアプローチを提供する。けれども以下の節で概説するように、類似性があり教訓を学ぶことができる一方で、ホームレスの問題の著しい多次元性が、特定のニーズのしばしば一時的な性質と結び合っ

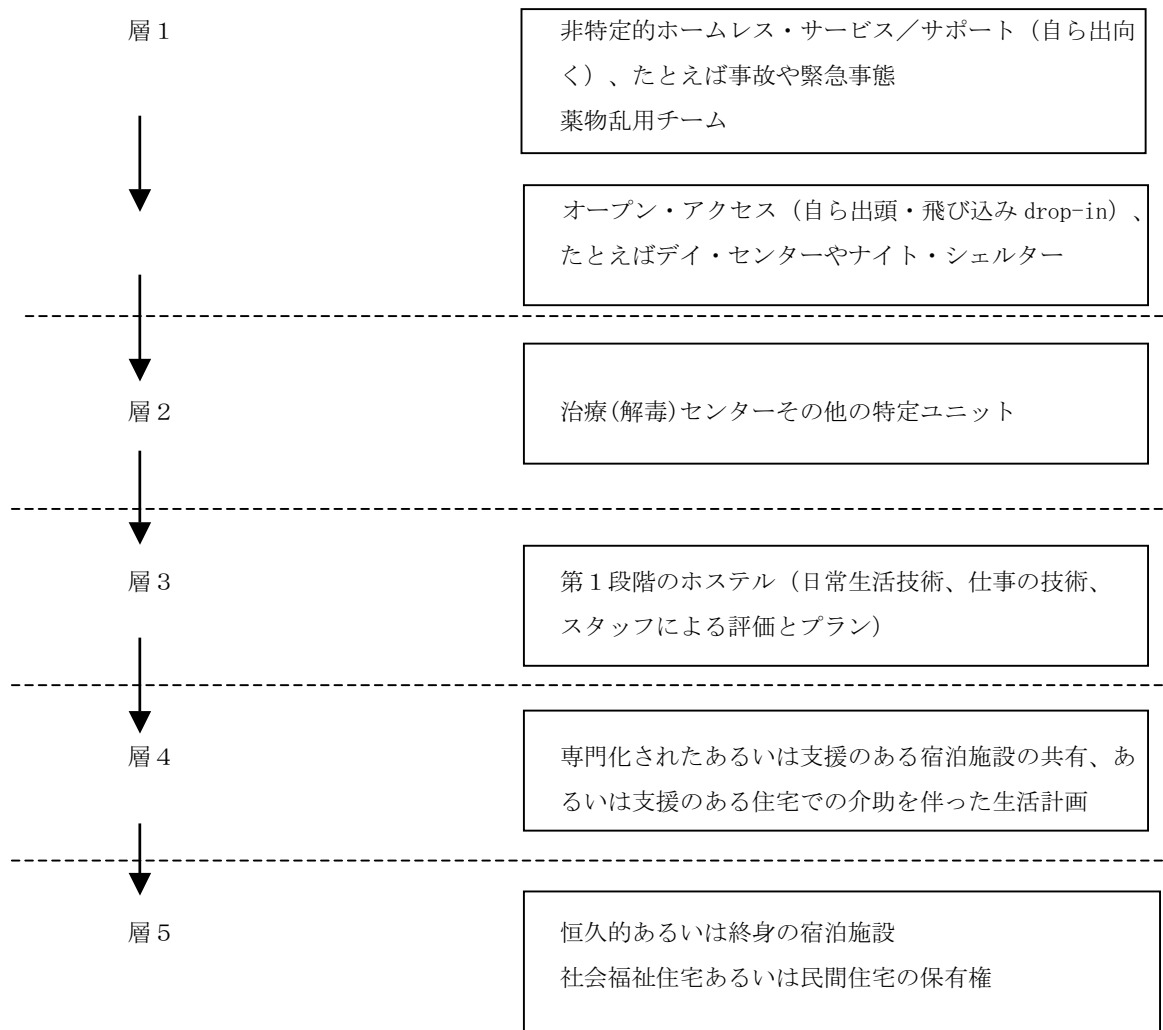
先行事例に注目する

(i) サービスの地図をつくる 透明性の問題は、サービスの供給者と利用者の両方にとってホームレスに関わるサービスの効率的供給の決定的な要因として、調査の中から明らかになってきた。上に示したように、明確なサービス経路がないことが、資源管理に否定的な結果を伴い、ことに、ニードに対する適切な対応を明確にする上で有害であると見られた。同様に、サービスの利用者の側では、サービスの供給に明確さが欠けていると、サービスの利用可能性とそれへのアクセスの両方の点で混乱を招いた。近年では、この問題は、機関間活動および連携活動がサービス供給にとって決定的であると認められてきた多くの政策領域において生じている。薬物乱用の場合には、回答者たちは、特定の機関と役割ならびに供給の層の両方を明確にするという点で、サービスと利害関係者の地図づくりに価値を見出してきた。図2は国立治療院 National Treatment Agency (NTA) が薬物乱用に対する供給の層をどのように明確化しているかを示している。NTA の下で、ホームレスの人々に対するサービスの供給との関係でサービスの層を明確化するための準備的な試みがなされている。実際にはこのような枠組はサービスを地域的に地図にし、サポートを必要としている人々のために「供給経路」を明確にするための基礎を提供することができる。

図2
供給地図



(b) ホームレスおよび「予備群」のための供給経路



(ii) 道具と手続き サービスの提供に関する構造の地図づくりが、サービスの提供のより全体的なメカニズムの開発にとって決定的であると認識されてきた一方で、これらの結合や関係は、それらが明確な手続きと、言うところの関係の活動を促進する実際の活動の慣例によって促進されなければ、仮説にとどまるおそれがある。政策形成者たちは、この問題に答えるため、連携活動の「にかわ」（接着剤）となる契約のメカニズムを明らかにしてきた。ホームレスの場合、多くのこうした取決めがこの目的を促進するものと思われる。すなわち、

- ・ サービスのニーズが一様に規定され、諸機関を通して実施されることを保障するための、共通の評価枠組の開発
- ・ ホームレスをめぐるパートナーシップ活動に関わる使途限定予算の開発
- ・ サービス・レベル協定のような契約の仕組みを通しての協働関係の形成

(iii) ワン・ストップ・ショップ ホームレスの分野の外から教訓を学ぶことができる一方、英国の関係グループに対するサポートとサービスの供給に関わっている人々は、すでにこの問題のユ

ニークな特質に取り組む革新的なメカニズムを開発してきた。これらのメカニズムは、ホームレスに関わるニード（多様なサポートのニーズを含むだけではなく、これがしばしば一時的なものであることとそれに対応する多機関アプローチの必要性をも含む）への対応を開発する上で創造的な刺激を提供する。特に多くの地方自治体はサービスの提供の「ワン・ストップ・ショップ」アプローチに関して多様な方法を採用してきた。それらの性質は異なるが、一般モデルは専用のセンター（既存のコミュニティ資源センターの一部であれ、あるいは専用の建物であれ）を組み入れている。このセンターは、1つのメカニズムの中にホームレス・サービスに焦点をあてた場を提供する。このセンターは利用者にも供給者にも多くの利益をもたらす：

- ・ ホームレスの人々にとっては明確な接点であり、ホームレスの人々に対するサービスの提供の点で混乱や制度障壁を取り除くためのベース
- ・ 供給者たちにとっては明確なサービス供給経路
- ・ サービス提供の透明性とホームレスの人々が求める全範囲のサービスへの迅速なアクセス
- ・ サービス供給の不経済な繰り返しあるいは重複を減らし削除する手段
- ・ 顧客とサービス供給者との間の信頼と相互の尊敬に基づく供給とケアの文化の開発の場

証言はまた、このタイプのメカニズムは、サービスの提供に対する全体的アプローチを育てる際の主たる躓きの石に取り組むに当たって、価値のあるものであることを明らかにした。ここに躓きの石とは、協定や手続きの開発・導入にかかる時間が、上に概説した連携の慣例の開発を抑制するおそれがあるということである。ワン・ストップ・ショップは、こうした手続きをサービス横断的に引き出すことを求めるよりも、むしろ1つのメカニズムにこうした慣例を埋め込むことによって、このプロセスを省く1つの方法を提供することができた。

「我々に必要なのは、人々が極端に複雑なシステムを紹介され、それらを理解することを期待されるよりも、むしろ、ある時点での接触によって即座に〔ニーズが〕判定され助けてもらえる仕組みである。そのプロセスは、彼ら〔のニーズ〕を判定し、彼らが何らかの自尊心を持てるようにする一方で、必要に応じて相談ないし支援を提供するべきである。」（回答者A）

ブリストル・ハブ Bristol HUB プロジェクトは、こうしたメカニズムが効率的であることを証明する方法の1つの例である。これは多機関助言センター／ワン・ストップ・ショップであり、サービスの提供の領域を含む計画と、サービスの供給とを調整する、単身ホームレスの人々に対するアウトリーチ・プロジェクトで、下記のものを含む：

- ・ 居宅
- ・ 雇用
- ・ 社会福祉給付
- ・ 社会福祉サービス
- ・ 保健
- ・ 研修機関
- ・ 他の公的・ボランティア・民間の各セクターの機関のコーナー

これは、諸サービスへのより全体的なアプローチと、複雑なニーズに対応するための効率的な供給モデルを認識した、すぐれた調整事例である。このアプローチを採用することによって、このプロジェクトは、ホームレス問題には単一の原因はないこと、ホームレスの人々は多様なニーズを持っていることを認識している。多局的で挑戦的な顧客のニーズに応えるにあたって、協働を高めるためのさまざまなメカニズムが開発されてきた。そしてプロジェクト自体が路上や仮設宿泊施設で生活しているホームレスの人々との信頼関係を築こうとしている。

同様に、レスター・ウェット・センター *Leicester Wet Centre* は、路上で飲酒している人々のニーズに取り組むためのサービスを開発することによって、市内のホームレスの人々のニーズに応えようとしてきた。ウェット *Wet* という語は前提として飲酒を認めることを意味するが、センターの活動はホームレスの人々に飲酒に代わるものを提供し、保健ケアと助言とを結び合わせることで、彼らがアルコール消費を減らすのを助けることに連動されている。この事業は広範囲の地方機関によって促進されている。

要約と結論：支給「文化」の開発？

英国では、長い年月の中でも最近、ホームレスの問題が最も鮮明な輪郭を持つようになっていく。これは一部にはメディア現象とも見ることができるが、政府もまたエスカレートする問題に対応しつつある。これらの力は 2002 年ホームレス法のかたちの新しい立法に弾みをつけてきた。ホームレス問題へのより統合的な対応を促すための基礎を意図した新たな立法枠組みが、初めて英国内の地方レベルでの戦略的対応に基礎を提供したのである。こうしたアプローチは、他の政策領域内では有効であることがこれまで証明されてきたけれども、ホームレス問題の著しい複雑さは、それが特殊な課題を提起していることを意味する。最近独自のホームレス戦略を実施したある地方自治体からの証言は、このアプローチが英国において現実にもどのように作用するかについて何らかの洞察を提供するものと見られた。社会政策の他の諸領域のより広い見解や証言を反映して、調査領域内のサービス供給者たちは、広範多様な諸機関間の連携活動が、将来のホームレス問題への効果的アプローチの開発にとって決定的であることを示した。こうしたアプローチは単にサービスの効率的でコスト効果的供給に基礎を提供するばかりでなく、サービスの利用者にとっても、より明快で妨害物の少ないサービスの提供の環境を開発する基礎をも提供すると見られた。このこととの関連で、一定範囲の政策道具が全体的アプローチを潜在的に促進することが確認された。この政策道具には、使途特定予算、共通の評価様式、ならびに機関間のサービス・レベルの協定を含む取決めや手続きが含まれる。けれども、この種の機関間活動の中心問題は、機関間の新たな関係（公式・非公式の）の開発が即座に生じるようなものではないということである。凝り固まった活動の慣例と文化は、予算に対する脅威と、供給領域との関係におけるコントロールや影響力に対する脅威など、多くの理由で生れる可能性がある。独善的で凝り固まった文化は、連携の慣例の採用と、それが埋め込まれた規範としての連携の慣例の確立を妨げるおそれがある。その上、ホームレスの場合は、サポートを供給することにかかわる諸機関の範囲と性質が、文化の「衝突」のさらに大きな潜在力を生み、その結果全体的アプローチの開発を損なうかもしれない。ウエスト・ミッドランドをベースとした調査からは、ホームレス問題の場合、これらの問題は、アプローチ間および公的セクターと民間セクターとの間の権限範囲の違いに非常に鮮明に現れているように思われることを示している。ボランティア・グループおよび慈善グル

ープは、伝統的にホームレスに対する支援やサービスの提供において中心的役割を演じてきた。中でもここでは宗教グループが支配的役割を演じている。その上、これらのグループの活動は、人々の肉体的ニーズと見なすことのできるものに対するサポートを提供する一方で、精神的なもの、すなわち個人の自尊心や社会における価値の感覚の構築を第1に考える傾向がある。これらの目的が他の諸機関と両立しないことはない（実際彼らはサポートの全体的「ミックス」中で本質的要素を提供していると見ることができる）一方、これらのグループが次第に地方戦略の傘の中に入るようになっているため、厳しい目標値や期限がこれまでの「ソフトな」理念に取って代わられるときには、対立の起こる可能性があるかもしれない。対立を避けるためには、ことに自分たちの機能的価値の外と見られる新しいアプローチを忠実に支持することを好まないと考える（意図的にあるいはその他で）一定のグループを無視（過小評価）することを避けるためには、将来の戦略を開発するための基礎となる交渉の過程を通して、パートナー間で和解に達することが必要である。おそらくこうした問題が示唆しているのは、資源や提供メカニズムの問題が、ホームレスとの関係でのサービスの提供にとって中心的であり続ける一方で、この目標を達成するための連携アプローチの開発は、ロジスティック（資源の総合管理のための研究・手法・戦略システムなど）としてのみならず文化的なものとしてとどまるということである。

北九州産業社会研究所 事業概要

北九州産業社会研究所は、北九州地域の「産業経済」及び「社会福祉」に係わる諸問題について、学際的・総合的・客観的な立場から調査研究を実施しています。

1. 産業経済研究

北九州地域経済の浮揚を図るため、産業の構造的問題の解明と再生に向けた方策について、中小企業問題、新産業創出、国際化などの視点から、調査研究を実施しています。平成 17 年度は中小企業の自立化に向けた「地域金融支援システム」について、アンケート調査により地域中小企業金融の実態及び課題を明らかにし、今後の方向性を示唆しました。

2. 社会・福祉研究

少子化や高齢化が進行する中での「地域づくり」に関して、「市民センター」（平成 17 年に「市民福祉センター」を改称）を核とした地域コミュニティの再構築や高齢者の福祉、及び少子化に関連する調査研究を実施しています。平成 17 年度の地域づくり研究に関しては、「市民福祉センター」の「市民センター」への改称や、いくつかの「まちづくり協議会」への地域総括補助金制度を導入する等の変化を踏まえ、「校区まちづくり事業」実施校区から 1～2 校区を選んで、そのまちづくり協議会長、市民センター長への聞き取り調査を実施しました。これを基に、その現状と課題とを明らかにし、今後のあり方を提言しました。

また、次世代育成対策の基礎資料として実施された調査結果の見直しを行うとともに、人権に関する意識調査を市の委託事業として実施しました。

ホームレスに関する調査研究では、これまでの聞き取り調査等の分析を通して得られた結果から、今後の方向性を検討するとともに、「北九州ホームレス研究会」の活動成果をまとめて出版しました。

3. 関門地域研究（下関市立大学との共同研究）

2005 年度は、これまで 10 年にわたって続けてきた共同研究の成果を踏まえ、「ソーシャル・キャピタル」(社会関係資本)をキー・コンセプトに、関門地域の「地域連携の構造」を多角的・総合的に把握する取り組みを開始しました。本調査研究事業は 2006 年度で完結します。

4. 産学連携に関する調査研究

北九州地域経済の活性化には技術革新が欠かせないという観点から、新技術の創出を促すための企業と大学・研究所の協力のあり方（産学連携）について研究しています。平成 17 年度にはひびきの学術研究都市でアンケート調査を実施し、また中国大連市と韓国仁川市の産学連携の状況についても調査しました。

2005 年 北九州産業社会研究所 刊行物

北九州産業社会研究所紀要 46 号 2005 年 3 月発行	
タイトル	執筆者（所属）
自治体主導 CLO のわが国における実態 －大都市型から広域連携型への拡大の背景と問題点－	木 村 温 人 (北九州産業社会研究所)
IMF 経済危機後の韓国技術政策の展開 －環黄海地域における技術協力促進に向けての一考察－	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)
中小製造業の新事業展開と産業集積 －九州地域を例として－	柳 井 雅 人 (北九州市立大学経済学部)
新北九州空港におけるビジネス旅客の動向と利用促進 の方向性	吉 田 潔 (有)地域マーケティング研究所 吉 村 英 俊 (北九州産業社会研究所)
出生率低下を文化変容から見る試み －高度経済成長期において－	石 塚 優 (北九州産業社会研究所)

「中小企業の自立化」に関する調査研究報告書 2005 年 3 月発行	
タイトル	執筆者
	(順不同)
第 1 部 「北九州市中小製造業の研究開発と産学連携」	第 1 部
Ⅰ 産学連携と中小企業の研究開発	池 田 潔
Ⅱ 北九州における技術振興と企業ニーズ	江 副 春 之
Ⅲ 先進事例調査	松 永 裕 巳
Ⅳ 中小企業の自立化と地域連携化	古 賀 敦 之
	佐 藤 明 史
第 2 部 「中小企業の自立化と金融支援システムの現状と課題」	藤 井 学
Ⅰ 制度融資の現状と課題	戸 田 順一郎
Ⅱ リレーシップバンキングと新しい金融手法	第 2 部
Ⅲ 自治体主導 CLO の実態と北九州市	西 田 顕 生
	大 石 英 生
	木 村 温 人

「地域づくり」に関する調査研究報告書

2005 年 3 月発行

タイトル	執筆者（所属）
第1章 人口が少なくなる世代－学生－に見る少産化の背景の研究 I 少産化の現状 II 仕事・結婚等に関する学生の意識調査結果から今後の出生率の傾向を探る	石 塚 優 (北九州産業社会研究所)
第2章 社会教育と地域づくりの現在（いま） I 北九州市の学習・文化・市民活動拠点施設の推移 II 北九州市の社会教育と地域づくり ～地域公民館 50 年の歩みをふり振り返りながら～ III 地域づくりと地域社会教育 IV 市民センターを中心にした地域活動の課題と問題点 ～その中での社会教育・生涯学習・地域福祉と住民自治は・・・～ V これからのまちづくりと住民組織・住民自治 VI 市民センターのもとで（社会教育の中核施設「公民館」を失う市民の）『学びのシステム』をどのように再生していくか ～北九州方式 生涯学習の「三層構造」の構築をめざして～	山 下 厚 生 (北九州市立生涯学習総合センター)
第3章 「地域づくり」の方法をめぐって 米国カリフォルニア州サンノゼ市における「近隣住区強化事業」に関する調査報告 I 「近隣住区強化事業」 (Strong Neighborhoods Initiative, SNI)の概要 II SNI の組織と過程 III まとめ	山 崎 克 明 (北九州産業社会研究所)

関門地域研究 Vol. 14
『関門地域の国際（インバウンド）観光振興-中国編-』
『関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究』
 2005 年 3 月発行

タイトル	執筆者（所属）
第 1 部 関門地域の国際（インバウンド）観光振興-中国編-	
1 中国人訪日旅行の動向と関門地域インバウンド観光誘致	尹 明 憲 （北九州産業社会研究所）
2 中国におけるアウトバウンドツーリズムとしての日本観光	須 藤 廣 （北九州市立大学文学部）
3 中国人訪日観光旅行分析 ー中国現地での旅行会社ヒアリング調査を中心にー	山 本 興 治 （下関市立大学経済学部）
4 九州における観光推進体制の変化について ーインバウンド振興を中心にー	松 永 裕 己 （北九州産業社会研究所）
5 中国・山東省からの関門地域・山口県への団体観光誘致事業について ー下関市と山口県の取り組みを中心にー	高 嶋 正 晴 （下関市立大学経済学部）
6 下関市をゲートウェイとした中国人観光客誘致活性化の方途を探る ーゆうとぴあ号利用中国人観光客アンケート調査結果からー	宗 近 孝 憲 （財）山口経済研究所
7 「韓国の旅行業界における日本向け商品の造成と流通」 ーランドオペレーターを中心にー	中 尾 勝 典 （下関商工会議所）
第 2 部 関門地域のベンチャー企業創出・育成に向けた調査研究	
1 福岡・北九州市都市圏ベンチャー企業の「デス・バレー段階」における資金調達の実態と問題点	木 村 温 人 （北九州産業社会研究所）
2 北九州地域のクラスター形成に向けた現状と課題 ー産学連携体制の充実強化の視点からー	吉 村 英 俊 （北九州産業社会研究所） 徳 永 篤 司 （財）北九州市産業学術推進機構
3 ドイツの地域産業戦略とわが国の地域産業振興への応用 ー地域の産学連携と新事業創出促進の視点からー	吉 村 英 俊 （北九州産業社会研究所） 徳 永 篤 司 （財）北九州市産業学術推進機構

4 関門地域における福祉用具産業の展開可能性 ーケアマネージャー、ユーザーへのアンケートを中心にー	関 野 潔 枝 (下関市立大学 学長) 永 田 和 代 (下関市立大学附属産業 文化研究所) 堀 内 隆 治 (下関市立大学附属産業 文化研究所)
--	--

物流拠点としての 新北九州空港の展望と課題 2005 年 3 月発行	
タイトル	執筆者 (所属)
1 北九州地域の物流拠点としての空港の意義	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所) 吉 村 英 俊 (北九州産業社会研究所)
2 航空貨物物流の動向	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)
3 物流を取り巻く環境の変化	吉 村 英 俊 (北九州産業社会研究所)
4 九州地区のカーゴマーケット	吉 村 英 俊 (北九州産業社会研究所)
5 北部九州圏における航空貨物の選択要因と判断基準	谷 村 秀 彦 (北九州市立大学大学院 社会システム研究科)
6 新北九州空港における物流ビジネスモデルについての一考察 ～西日本のメインポートを目指した総合物流基地に向けて～	藤 原 利 久 (福岡県荏田町企業立地推進室) 尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)

産研ニュース 第 31 号 (2005 年 1 月 1 日発行)	
タイトル	執筆者 (所属)
年頭にあって ー研究所来し方行く末ー	山 崎 克 明 (北九州産業社会研究所)
新たな段階に入った環黄海地域の経済交流	尹 明 憲 (北九州産業社会研究所)

産研ニュース 第 32 号 (2005 年 4 月 1 日発行)	
タイトル	執筆者 (所属)
北九州市立大学のブレークスルーは 北九州産業社会研究所にお任せください！	吉 村 英 俊 (北九州産業社会研究所)
産学連携のジレンマと今後への期待	吉 村 英 俊 (北九州産業社会研究所)

産研ニュース 第 33 号 (2005 年 7 月 1 日発行)	
タイトル	執筆者 (所属)
人文・社会科学研究の「社会貢献」について考える	矢 田 俊 文 (北九州市立大学 学長)
CLO と北九州市 ー中長期的スタンスで周到な準備をー	木 村 温 人 (北九州産業社会研究所)

産研ニュース 第 34 号 (2005 年 10 月 1 日発行)	
タイトル	執筆者 (所属)
いま、産業社会研究所に期待すること ～教員組合の立場から	三 宅 博 之 (北九州市立大学教員組合書記長)
北九州市におけるホームレス自立支援の公民協働システム	山 崎 克 明 (北九州産業社会研究所)

※所属は、発行時のもの

2005 年 北九州産業社会研究所 事業日誌

月	日	行 事 内 容
1	19	専任所員会
	20	地域金融支援システム研究会
	21	新北九州空港調査研究会
	22	地域づくり研究会
	28	北九州中小企業自立化研究会
	31	新北九州空港調査研究会
2	19	専任所員会
	22	関門運営委員会
	24	新北九州空港調査研究会
3	9	北九州中小企業自立化研究会
	16	専任所員会
	18	地域金融支援システム研究会・新北九州空港調査研究会
	23	ホームレス研究会
4	4	専任所員会
	11	北九州ホームレス研究会
	12	地域金融システム研究会
	20	専任所員会
	26	ホームレス研究会
	27	専任所員会
	30	地域づくり研究会
5	11	専任所員会・関門地域共同運営委員会
	17	専任所員会
	18	兼任所員会
	25	商議委員会
	28	地域づくり研究会
	31	専任所員会
6	1	関門共同研究専門委員会
	8	専任所員会
	17	関門共同研究専門委員会
	29	産研のあり方分科会
7	4	専任所員会
	6	産研のあり方分科会

	8 12 14 20 25 27 29 30	地域金融支援システム研究会 産研のあり方分科会 ホームレス研究会 産研のあり方分科会 産研のあり方分科会 関門地域共同研究会報告会 関門地域共同研究委員会・地域金融支援システム研究会 地域づくり研究会
8	3 4 8 26	専任所員会 学長との懇談会・懇親会 専任所員会 ホームレス研究会(出版打合せ)
9	8 10 12 29 30	地域金融支援システム研究会 地域づくり研究会 専任所員会 関門地域共同研究委員会 専任所員会
10	6 19 29	地域金融支援システム研究会 専任所員会 地域づくり研究会
11	1 15 16 25 26 28	専任所員会 地域金融支援システム研究会 専任所員会 専任所員会 地域づくり研究会 ホームレス研究会
12	7 9 13 22	専任所員会 産研のあり方分科会 地域金融支援システム研究会 産研のあり方分科会

